

ISSN 0912-3601

愛

2011.12

AWEAP

Foundation for the Welfare and
Education of the Asian People
第35号



財団法人 アジア福祉教育財団

本誌は、宝くじの社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。



CONTENTS

目次

ご挨拶	(財)アジア福祉教育財団理事長 綿 貴 民 輔	1
わが国における危機管理の在り方	元内閣官房内閣安全保障室長 佐 々 淳 行	4
難民と共に学んだ30年 -難民受入れと日本語教育の新しい取組み-	公益社団法人 国際日本語普及協会AJALT 西 尾 珪 子	12
アジア諸国社会福祉関係者招聘事業		
真の国際理解に必要なこと	(財)アジア福祉教育財団事務局長 石 崎 茂 生	17
33年目のアジア諸国社会福祉関係者招聘事業 駐日大使挨拶(歓迎レセプションから)		20
写真で綴る研修旅行・日程		22
訪日団名簿		28
訪日団実績		34
あしなが育英会に財団が寄付 震災孤児の就学資金に		36
日本定住難民とのつどいの開催		
遠来の難民も初参加し、多文化共生の新宿で開催	(財)アジア福祉教育財団事務局長 石 崎 茂 生	37
第32回「日本定住難民とのつどい」 主催者挨拶	(財)アジア福祉教育財団理事長 綿 貴 民 輔	41
来賓挨拶		42
表彰者代表挨拶		46
難民支援事業		
難民条約加入30周年と難民支援の現状	難民事業本部長 荒 川 吉 彦	50
第三国定住によるミャンマー難民の受入れ		56
関西支部の概況	関西支部長代行 中 尾 秀 一	58
RHQ支援センターの概況	施設長 保 坂 英 博	60
相談員の声 「難民相談員として」	本部事務所 難民相談員 川 田 美 智 子	62
相談員の声 「姫路相談窓口からの報告」	関西支部 難民相談員 増 田 ひ ろ 子	63
相談員の声 「多様化する相談内容」	関西支部 職業相談員 小 幡 裕 子	64
相談員の声 「真の支援を目指して」	RHQ支援センター 日本語教育相談員 津 田 訓 江	65
難民定住者の声 「前の私 いまの私 これからの私」	ボボサン(ミャンマー)	66
難民定住者の声 「クメール語教室を主宰して」	高橋 来(カンボジア)	67
難民定住者の声 「息子たちとのマイホーム」	ホフスートナンチャンク(ラオス)	68
難民定住者の声 「念願のベトナム料理店をオープン」	南 雅和(ベトナム)	69
難民定住者の声 「日本に来て良かった」	吉田 源一(カンボジア)	70
難民定住者の声 「後輩に伝えたいこと」	リアチンランマン(ミャンマー)	71
支援者の声 「ラオス難民との公私のつきあい」	AIDA(アイダエンジニアリング株式会社) 松 本 富 男	72
支援者の声 「お互い住みやすい社会を目指す」	NGOベトナム in KOBE代表 HATHI THANH NGA(ハティンガ)	73
支援者の声 「国際教室の子ども達と共に」	横浜市立上飯田中学校 国際教室支援員 志 賀 ツヤ子	74
支援者の声 「ミャンマー難民定住者を雇用して」	株式会社リエイ 経営企画部長 田 中 克 幸	75
難民定住者による震災被災地でのボランティア活動		76
【難民定住者が経営するレストラン】ミャンマーレストラン<JADE> カンボジア料理店<アンコールワット>		77
財団の動き		78
ご芳情とご支援		79
機構図・役員名簿		80

ご挨拶



(財)アジア福祉教育財団理事長

綿貫民輔

当財団は昭和44年12月12日に設立されました。以来42年間アジア諸国の孤児、母子、そして難民等の福祉のための援助、協力を行い民政安定に寄与するとともに、日本と同地域間の友好親善を強化することを目的に諸事業を遂行してまいりました。

この間、外務省はじめ国や地方団体、さらに民間の多くの関係者の方々からご支援とご協力をいただき、円滑に運営できてまいりましたこ

とを心から感謝申し上げます。

昭和40年当時、インドシナ半島を旅行して帰国された元衆議院議長の松田竹千代先生は「南ヴェトナムには戦争で親を失った孤児がたくさんいる。悲惨な状況だ。われわれも何らかの役割を果たすべきではないだろうか」と訴えられました。このことが契機となって、国会議員の歳費から一定期間所定の金額を拠出して財団法人が設立されたのでした。

続いて財団の活動の方向を探るため財団関係者によって南ヴェトナムの現地視察が実施されました。その結論として、孤児のための入所施設をつくり、そこで職業訓練を行い技術を身につけさせて自立できるようにすることが決まったのであります。そして当財団が南ヴェトナム政府や日本の外務省の協力を得て、当時のサイゴン市（現ホーチミン市）郊外・ビエンホアの地に戦争孤児のため職業訓練施設をつくり

MESSAGE

FROM THE CHAIRMAN

昭和48年9月からその運営にあたることになりました。

けれども始業2年目にして南ヴェトナム政府は崩壊し、同施設は北ヴェトナム軍によって接収され、傷病兵の収容施設としてもちいられたようでした。そこで当時の奥野誠亮理事長は次の対応策を練るため、財団事務局長をともなって東南アジアの視察に向かい、さらにタイの難民キャンプを訪れました。

そうして得た結論は、さしあたりの活動として新たにアジア諸国の福祉や教育のための助成、またアジア各国で福祉に携わる方々をわが国に招聘する事業の開始でありました。福祉関係者の招聘事業は昭和53年10月にタイの一行6名が初来日して以来、今日では17ヶ国を対象に年3回実施しており、累計1400名あまりが本事業によって来日しております。

来日した人たちには社会福祉についての研修

ばかりではなく、わが国の政治、歴史、文化、伝統などの事情にも触れてもらう機会を設けるなど、日本の国柄に対する理解を深められるよう配慮しております。財団の力には限りがあり、来日する人は福祉関係者に限定しているわけですが、個別にみればたとえささやかな事業であっても長く続けることによって一定の成果が上がっているものと考えております。

昭和53年2月、衆議院予算委員会において奥野理事長（当時）は園田直外務大臣に対し「日本に逃れてきたインドシナ難民に対し、同じアジアの国民としてなんだかの保護の手を差し伸べるべきではないか。さしあたって定住を認めるべきではないか」と主張されました。このことが契機となり日本政府はインドシナ難民のわが国への定住受入れを閣議了解によって決定、その保護、救援事業を当財団に委託、昭和54年11月、当財団に難民事業本部が設置

されました。その後わが国に定住した難民は1万1000名あまりになり、それぞれ自立し地域社会や企業に於いて有為な人材として安定した生活をj得ております。

インドシナ戦争の終結から約40年が経過し、同地域の政情も安定したことからインドシナからの新たな難民の受入れは平成18年3月をもって終了しました。一方、難民条約にもとづき法務大臣が難民と認定した人たち、いわゆる条約難民についても平成15年度から定住支援が講じられております。

さらに平成20年12月に日本政府がアントニオ・グテーレス国連難民高等弁務官からの要請にもとづき第三国定住の要請を受け入れを決定しました。昨年から3ヶ年、パイロット事業としてタイのメーラキャンプに滞在するミャンマー難民（カレン族）がわが国に定住することになっています。すでに昨年9月にその第1陣

5家族27名のミャンマー難民が来日、第2陣が本年9月に4家族18名来日、当財団RHQ支援センターで6ヶ月間、日本語学習や生活適応訓練などの研修に励んでおります。

アジア地域においては中国やインドの台頭は言うまでもなく、多くの国が成長を遂げています。反面、わが国が属する東アジア情勢は世界の人たちからみればもっとも危険な地域でもあります。アジア情勢は激動していることを視野におきつつ、これからの財団の事業の進展を期してゆきたいと考えております。

国益や人権と関わりの深い事業を実施しているということを念頭におきつつ、業務のより一層の充実に励んでまいりたいと決意を新たにしておりますので、これからもより一層のご指導ご鞭撻を賜りますようよろしく願ひいたします。

わが国における危機管理の在り方

元内閣官房
内閣安全保障室長

佐々 淳行



(1) 難民問題と危機管理

ボート・ピープルを嚆矢として

ベトナム戦争後ボート・ピープルが日本にやってきました。その頃難民受入れの条件を世界中の国々が緩和していました。アメリカは特にそうでした。

ところが日本の初期対応はよくありませんでした。通信傍受していると沖縄あたりでは、誘導したり威嚇したりしてほかの国、ほかの国へと追いやるのです。それでもどんどん沖縄にやって来ます。ボート・ピープルは小舟にぎっしり詰まって飢えと渇きで動けない。しかもほとんど海没してしまっただけで日本に辿り着いたボート・ピープルは1割ぐらいだったのです。

私は当時の国際情勢からみて、日本はベトナムからのボート・ピープルを助けるべきだ、と思っていました。アメリカが一生懸命やっていたけれども、サミット国の中で日本がベトナムに一番近い国ですから、引き取るべきだと考えていたのです。しかし政府の方針で「うちは入国管理が厳しくて駄目だ」というわけです。

難破している舟を海上で見つけたら救助するのが船乗りです。海上保安官だってそうしたいのだけれど、鹿児島あたりにやってくると追っばらってしまう。それで結局長崎の五島列島あたりに辿り着いてしまった。さて、上陸させるのかさせないのか。

そこで、大村の飛行場の端っこに難民の収容施設をつくりました。その数、数百人にのほりました。私は人道上的観点、ベトナム戦争への協力の在り方などを勘案し、しか

もやって来たボート・ピープルの人たちは軍人だったり官吏だったり体制派の人たちだから日本が面倒をみるべきだと内閣でワーワー言ったのです。それでも政府はアメリカ、韓国、台湾と交渉し、そっちへ割り振ってしまう、アメリカは随分多く引き取りました。日本は非常に少なく、特別入国させたのが100人前後だったかな。その数十倍をアメリカに追いやったのです。

私はそれはよくない、と思いました。一国平和主義はよくないし、当時日本は経済的には世界第2位といわれた時でしたから、難民に対する思いやりという点でもとても辛かったのを覚えています。

【編者註】

こうした状況を心配した当時の奥野誠亮理事長が衆議院予算委員会における園田外務大臣への質問という形で「日本もアジアの一員であり、政府自らが人道的視点に立ち、1年でも2年でも、永住とはいわない、定

住でよいから政治的迫害を受け祖国から脱出してきた難民の入国を認め、その間の保護措置をとるべきではないか」と主張した。同外務大臣も理解を示し、奥野理事長の国会での発言が契機となって昭和53年4月、閣議了解に基づいてベトナム難民の日本定住が認められた。さらに翌54年には内戦の続くラオス、カンボジアと3カ国の難民に対象が拡大された。既に日本に在留していたインドシナ出身元留学生などの定住も認められ、定住枠は500人となり、その後10,000人に拡大された。

難民対策室を設置

難民を受け入れることになって、総理府に難民対策室が設けられました。そしてある日、私が初代の室長をつとめた安全保障室が総理府の4階にできました。その場所は内閣調査室もあり言うなればCIAとFBIが同居しているようなところでした。だからセキュアードエリア（注 保安区域）、リストラクテッドエリア（注 機密区域）です。

ある土曜日の午後、私が少し遅くまで仕事をしていて帰ろうとしたら、総理府のエレベーターにモップとバケツを持ったアジア系の外国人がいっぱい乗っているのです。何だろうと思ったらベトナム難民でした。政府がベトナム難民に仕事を与えるということだったのです。仕事を与えることはとてもいいことなんだけれども、よりによって国の情報・治安機関の中核である総理府ビルの掃除を鍵を持たせてさせていたのです。

当時、内閣官房長官は小淵さんでした。私は小淵さんに「ここはセキュリティーの中心ですから、土曜、日曜に鍵を持って入って来られては困るのです」と言いました。「それはいかん」とその時小淵さんは怒りましたが、暫くして小淵さんに呼ばれて行ったら「総理府と

しては率先垂範、自分のところで難民に任務を与えて各省を納得させる。どこも引き受け手がないんだ。当直を増やして監視してくれ」と。「セキュリティー上問題があるなら要員を差し出せ」では世界中の人が聞いたら笑います。

それから日本人は混血を嫌っている、ということ。私は香港に3年勤務し、ベトナム戦争で最後の徹底抗戦の時にはサイゴンにいました。辛抱強さ体力、気力においてベトナム人に敵う国民は東南アジアにはありません。アメリカとあれだけ戦っているのですから私はベトナム人を尊敬していました。だから「ベトナム人の血を入れたら日本はよくなるよ」と暴言を吐いたことがあります。人道上も外交政策上も難民を受け入れるべきだ、というのが私の考え方でした。それに日本は既に少子化が始まっていました。このままでは30年後日本人口はみじめなことになってしまう。混血をつくっておかなければいけないのではないかと、というようなことも言いました。これは奥野さんなどの主張とちょっと違うと思いますが。

日本の安全のために

東アジアにおける日本の安全保障は白と黒とのオセロゲームである、と私は主張していました。日本を白としますと韓国は黒、台湾は白です。中国、ソ連も黒だろうしフィリピンも戦時中の残虐行為があるから黒、シンガポールも黒です。

ところが仏印3国は灰色なんです。タイは白、ミャンマーは今難しいことになっているけれども白。インドも白です。だから仏印3国の面倒を見ることによって、日本の味方につけ、それがわが国孤立という状況から脱却できる、と考えて私は人道支援を自分で実施した



JIRACのカンボジアでの活動(写真右団体旗を掲げる筆者)

わけです。この3国を「白にしよう、白にしよう」との思いで、JIRAC（日本国際救援行動委員会）というボランティア団体をつくり、老人ホームや孤児院の援助をするため23回カンボジアに行きました。

戦時中フランスのヴィシー政府は1945年3月ぐらいまでもっていました。しかしヒトラーが死んで崩壊し、仏印では今村均将軍が軍政を布きます。この今村均という人が立派な人で、現地の自主性、宗教、言葉、これらに全く手をつけず、善政を布いたのです。だからベトナム、ラオス、カンボジアは親日なのです。ベトナム戦争のことは別として。



JIRACのシベリアでの活動(写真中央筆者)

「できればシベリアを白にしてしましましょう」と、ゴルバチョフがクーデターで倒れエリツィンが大統領になったとき、私はJIRACの活動で気温零下40度のシベリアへ9回行きました。当時外務大臣の羽田さんがヨーロッパ担当で5,000万ドル、私がシベリア、ロシアを5,000万ドルで担当しました。援助をしてうまく行く

とシベリアは白ロシアになる。

そうなればICBM（大陸間弾道ミサイル）も日本に届かない。シベリアを中立的な白ロシアにすれば非軍事的地域となりわが国の安全保障にとってすごく都合がよいのです。

外国人参政権と難民

これから大難民がやって来るとするなら、北朝鮮からです。何か事が起こったら何十万という単位でポーランド・ピープルが来ます、潮に乗っていれば着いてしまうのですから。

そういう事態が起こった場合、治安、防衛、外交の柱が一本も立っていない民主党内閣はどうするのか。日本は早く難民対策を国家危機管理として講じておかないと大変なことになります。しかも難民とはいっても下手をすると武器を持って来るかも知れない。日本に上陸した者の中に武装した者がいたらどうするのですか。海防艦が一隻来れば侵略です。

しかも民主党は外国人参政権付与とっています。住民投票などされたら大変です。

現に対馬は危なくなっています。こういう状況下で地方参政権といって政治参加させ、次に民意を問おうということになると、「韓国に所属するのと、日本にいるのとどちらがいいか」というときに下手をすると負けてしまいます。すると住民の意思によって対馬はそっくりそのまま向こうに行ってしまうのです。

また、そういうことはなかったことになっていますが玄葉光一郎氏が「尖閣は中国にさしあげましょう」と言ったという記事が週刊誌に出ました。冗談じゃない、外務大臣の発言とは思えません。こういう流れの中で難民対策と移民を増やそうということを混同すると

属国化になってしまうのです。

1895年、日清戦争に勝利して日本は清国の朝貢国から外れました。だから下関条約というのが素晴らしいのです。そのおかげで琉球王国が外れ、李王朝の朝鮮が外れ、安南がはずれました。この4民族を解放したのが日清戦争だということをどうしていわないのでしょうか。日清戦争は侵略戦争ではありません。「台湾は化外の民が住むわが国の行政区域ではない」と李鴻章自身が言っているのですから。「化外の民」ではなく、「蛮地」だと言ったのでしょうか。

そういう歴史をちゃんと教えないから移民政策と難民政策と参政権問題を混同させるのです。これは非常に危ない。難民の身分は外国人なんです。永住させてもいいが、条件をつけて外国人登録法に則って扱わなければいけません。選挙権などはもってのほか。これはきちんとしなければなりません。

その代わり難民、特に戦災難民は保護する義務があります。

(2) 震災から学ぶ危機管理

農耕民族と狩猟民族の違い

日本民族というのは基本的には農耕民族です。そして平和愛好国です。源平合戦など内戦みたいなものがあったけれども、それは士農工商の「士」同士の戦いであり、外敵と戦ったことはありませんでした。

1600年、関ヶ原の天下分け目の戦いで徳川が勝ち260年間の鎖国政策で国内的にはそれなりに平和裏に文化が成長してゆきました。その間最大の敵は災害で、これは間断なくやられてきたわけです。それをきちんと学ばず、津波に遭ってもまた木と草の家を造って60年後にまた流される、それを繰り返してきました。270年間

外敵との戦争がなかったことが、日本を危機管理に向かない国にしてしまったのです。

農耕民族の指導者の選び方も欧米の狩猟民族とははっきり違います。部族の長たる者は強くなければならない、だから壮年が天下を取ります。

狩猟は分業ですから、マンモスの目玉を狙う者と心臓を狙う者と斧でアキレス腱を切る者というように任務が異なるのです。ある意味では部族を挙げた総力戦です。情報に長けていなければなりませんし、決断力がないと駄目です。そして本人が勇気を持ってなければなりません。

獲物を倒すとライオンズ・シェアといって、族長が一番いいところを真っ先にとって、功勞に応じて分配します。けれども社会福祉的に女性、子供、老人にも必ず分けてやる、これが欧米狩猟民族国家の特徴です。

また、肉は保存がききません。だから常に新しいマンモスを追いかけてます。その代わり貯蔵はしない、みんな食べてしまう。そしてマンモスを取り損ねるとその首長は殺されるか追放される、政権交代があるわけです。欧米の二大政党制というのはこの典型です。

日本には二大政党制は向きません。なぜなら狩猟民族とは責任の取り方が違い、農耕民族では長老政治が行われ、村長になるものは大抵老人です。調整力に優れていて、八面玲瓏、敵のいない者を選んで、皆んなが納得するまで会議をやって、大きな災害が起こると「お天道様がわるいんだ」で通ってしまう。誰も責任をとらない、連帯共同無責任体制です。

阪神淡路大震災のときの国土庁がそうです。人智人力及ばざるところの天災地変「運が悪いんだ」と、一人も辞めていません。今回の震災だって一人も辞めてない。人災の部分はあるのですが、それでも誰も責任をとりません。



穀類は備蓄が可能です。貯めておいて翌年不作だったら野草と混ぜてお粥にして食いつなぐ。そして次の豊作を待つ。だから日本民族は貯蓄癖があるのです。今個人預金1,440兆円も貯めていますが、60%が60歳以上のひとの貯金です。その上にあぐらをかいているのです。あと3年ばかり財政出動ばかりやっていたら、日本は間違いなくギリシャ化します。

「出る杭は打たれる」から他の人がしないことはやらない。お互いに見ていて、暗黙の合意でみんなが納得したことを世界に遅れてやるわけです。出てくる政治家が八方美人というか「みんなで渡れば怖くない」になる。だから悪い情報を嫌います。悪い情報を嫌うリーダーは狩猟民族の指導者にはなれません。

それから入った情報による決断ができない。決断するということは必ず責任問題を伴いますから。今の日本のように責任が何処にもない国はありません。円高・ドル安で日銀の誰か辞めましたか。

災害と法整備

今回の東日本大震災についても、同じ感覚でした。危機を予測すると「おまえが余計なことをいうから、折角眠っていた言霊の神様が思い出してやるのだ」といわれる。つまり「自然災害というのはどうにもならないのだ」こういう感覚が災害対策基本法の中にもあるのです。

制度にしても同じです。災害はもともと国土庁の所管でした。経済官庁ですから危機と闘う能力を備えていない500人の役所です。秋の風水害が終わると予備費3,500億円をどの県に幾ら配ろうか、ということをやっていた復旧官庁なんです。復興ではなく復旧。全額補償できないから全然足りないに決まっています。これを

自民政権のもとでは何十年とやっていたわけです。

アメリカでは、災害に対してはF E M A (Federal Emergency Management Agency 連邦緊急事態管理庁)という組織があります。これは1963年のキューバ危機の際、アメリカで原爆戦争からの国民保護目的として発足しました。原爆戦争がなくなり、その後は災害対策、テロ対策の組織となって立派に機能しています。私はこのような組織を「日本でもつくれ」と主張していましたが、結局実現しませんでした。2001年の9・11テロの時、石原慎太郎都知事と私はワシントンにおり、米国の危機管理を目の当たりにしましたから、帰国後直ちに小泉総理、福田官房長官、あのときは官房副長官が安倍さんでしたが「すぐF E M Aをつくりましょう。そうでないと何かの時に各省縦割りになって対策が遅れますよ」と進言しました。しかし「それは駄目だ」といわれて、石原知事が激怒し「首都圏F E M A」をつくったのです。

彼が考えたのは東京、神奈川、埼玉、千葉の4都県、横浜、川崎、さいたま、千葉の4政令指定都市の8都県市(現在は相模原が加わり9都県市)が、災害対策基本法で定める地方自治体の相互扶助協定の運用を強力にして、何か重大な事件、事故、災害があったときは広域行政のように権限を集約させようと合意しました。

3,200万人、国民の4分の1がこの地域に住み、警察官8万人、自衛隊員1万5,000人、消防官が1万5,000人全部で11万人の実力部隊を一人の知事に預けるようにしたのです。

英語に"We will take the devil we know over the devil we don't" (我々は知らない悪魔より知っている悪魔を選ぶ)という言葉があります。農耕民族である日本民族というのは、まさにこれです。関東大震災のと

き、軍隊、特に陸軍が破壊消防をやり強制に近い疎開を行いました。やらざるを得なかったのですが、それに対する反発で、戦後は各自治体がそれぞれに対策をとることになりました。だから1961年にできた災害対策基本法では、市町村長が第1次責任者です。

当時はまだ、原子力発電は行われていませんでした。被災範囲がちょっと広域になったら知事にやらせる。知事でもやれなくなったら閣僚のひとりにやらせる。要するに災害と立ち向かって、減災—災害の損害を小さくするという戦い—の考え方はなく、皆んな嵐が終わるのを待っている。終わってから復興の金を要求する、といった方式でした。だから村役場ごと流されてしまったら手の打ちようがありません。

安全保障会議と災害

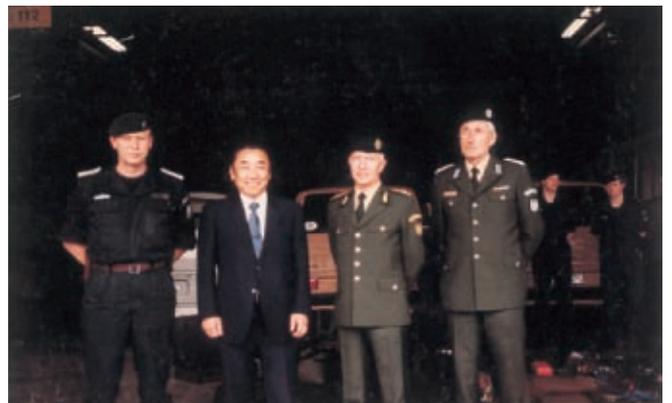
これではいけないというので、1986年、休眠化していた国防会議設置法を改正して「安全保障会議設置法」を制定したのです。当時全省庁、自民党の中からも反対が多かった。それから野党、マスコミの批判。それでも中曽根総理、後藤田官房長官は内閣総理大臣が指揮する安全保障会議というのをつくったのです。国家公安委員長、消防庁長官、海上保安庁長官など実力部隊を集めて担当大臣を官房長官にしました。

ミグ25事件、大韓航空機撃墜事件、大韓航空機爆破事件、ダッカ空港ハイジャック事件などの大事件、事故などの際に担当大臣が明確ではなく、誰も責任を持たないという体制ではいけないという発想です。つまり「国家の危機管理」という概念をここでつくったのです。そうした事件に加えて大規模地震の際の治安問題、人命の危険を伴う大災害も対象とされました。当時、そこに原子力災害を入れるかどうか大論争があったのです

が、結果的にいうと原子力は外されてしまいました。

地方自治体に任せる災害対策基本法、それは使わざるをえないけれども、安全保障会議と両方でやりなさい、伴走させましょうという形で対処したのが、大島三原山噴火のときです。安全保障会議設置法が1986年7月1日にできて、その4ヶ月後11月21日に発生しました。

大島三原山の噴火によって1万人の島民と3,000人の観光客の命が危険にさらされました。NHKは街に溶岩が迫って来る模様を中継しているというのに、国土庁は会議につぐ会議をしていました。



1986年、第3次中曽根内閣で初代の内閣官房内閣安全保障室長に就任し、中曽根、竹下、宇野3名の内閣総理大臣に仕えた。

内閣安全保障室長だった私は、「何の会議だ、議題をとれ」と命じると、災害の名称を何にするか、元号を使うか西暦を使うか、臨時閣議を招集するか持ち回り閣議でやるか、そんなことばかりやっていたのです。溶岩は百数十メートルのところまでやって来ているんです。それで後藤田さんが「われわれで（註 内閣）やらないと1万3,000人が死んでしまう」といったのです。中曽根さんは「全責任を持つから、さっさとやれ」と。安全保障会議設置法はできているけれども使ったことがない。「その第1号でいきましょう」と私がやったわけです。

自衛隊の砕氷船「しらせ」や夏場しか動かない東海汽船のフェリーを動員しました。海上保安庁は管区に

かわらず全部行け、ということで、官民合わせて約40隻を使って午前4時まで全員救出したのです。東京都も小学校からYMCAまで被災者の避難所を用意しました。これは当時の鈴木都知事、横田副知事のお手柄です。

中曽根、後藤田、鈴木各氏は旧内務省の出身で、「護民官」という精神をたたき込まれているから、こういうときには「民を守るのだ」とみんな目が輝く。これが本当の危機管理なんです。「政治主導」とはこういうものなのです。

【編者註】 大島三原山噴火の際、鈴木都知事から奥野理事長への要請によって、1986年11月26日、当財団が運営する品川の国際救援センターに伊豆大島避難民316人が緊急避難した。

東日本大震災にみるリーダー像

東日本大震災では「日本人のこころ」を語らなければなりません。

東日本大震災が起きたとき、私は帰宅困難者のひとりになってしまいました。タクシーはないし、電話が通じない。公共輸送機関は完全ストップ、私は（足が悪く）歩けません。夜になって息子が車で助けに来てくれ「やれやれ、これで家に帰れる」と思ったら、交通渋滞で全然動けない。午前3時に帰りました。

しかし驚くなかれ、この大渋滞の間クラクションを鳴らした者はひとりもいない。一回も鳴らなかった。このガバナビリティー（被統治能力）の高さは凄い。ニューヨークだったら大暴動です。

被災地でも、緊急物資を譲り合って、しかも老幼婦女子から先にと、若者が奪い合ったという話はありません。日本人のガバナビリティーの高さは世界から賞賛

されて、中国のメディアまでが、「中国人は、日本人の規律正しさ、辛抱強さを学ぶべきだ」と褒めたのです。

イギリスでも各新聞が讃えていましたが、イギリスがそんなに日本を褒めたのは開闢以来、私が知っている限り初めてのことです。何に感動したのか。

自衛隊員が遺体を収容し、敬礼している写真がありました。実は、彼ら狩猟民族的な死体に対する感覚からいうと、これは考えられないことなのです。死んでしまった者は「物」ですからブルドーザーを使って片付けるような対象です。自衛隊員が手で一人ひとり丁寧に扱い、しかも敬礼までしているというので、ものすごく評価が上がりました。救援にきた米空母「ロナルド・レーガン」から被災地に飛んだパイロットたちも、冷静な被災民たちを見て、日本人を尊敬して帰りました。これは日本国の財産です。

それから天皇制。昭和20年8月15日、天皇が「武器をおけ」と仰った途端、300万日本兵は一発も撃たなかったのです。厚木からの道中マッカーサーが、整然とした状態で50メートル置きぐらいに警察官が並んで警備しているのを見て「何か異じらないか、気をつけろ」と言っていたら、それが日本人のガバナビリティーだったのです。被統治性はこれぐらい優れている。したがって統治者が誰になるかによってこの国は変わってくる。

一方で、東日本大震災の時のガバナンス（統治能力）のほうは、恥ずべき欠落でした。あるアメリカの新聞に「日本国民は可哀想だ」と書いてありました。日本人の我慢強さ、礼儀正しさ、遵法精神、助け合いの精神、1ヶ月足らずで3,000億円もの義援金が集まったこと。しかしそれがすぐ被災者に渡らない。だから欧米式の危機管理のノウハウを学んで指揮命令の仕方を学ばばこの

国は強くなります。

クラウゼヴィッツの『戦争論』にこういう文章があります。「1頭のライオンが指揮する100頭の羊は、1頭の羊が指揮する100頭のライオンに勝つ」。

今、国民に起こっている現象は「ライオン出てきてくれ」という英雄待望論です。だから橋下徹さんや石原慎太郎さんが当選するのです。ライオンというのは狩猟民族のリーダーの要件なんです。今こそリーダー論という欧米のリーダーシップ、危機管理を学んでほしいと思います。

終戦後、天皇陛下は憲法上行けなかった沖縄をのぞく1都1道2府42県を回られました。ソフト帽に眼鏡をかけ、普通の三つ組で炭坑の底まで入って行くのです。300万人が戦死しているのですから恨みに思っている者はいっぱいいるわけです。私たちは陛下が暗殺されるのではないかと心配しました。

ところが誰も陛下には手を出さないのです。それを見て、「あの巡幸は偉かったな、天皇陛下は勇気があったな」と思いました。沖縄にもご自分が行けなくなったら皇太子殿下（今上天皇）をやられました。ひめゆりの塔で火炎瓶を投げられましたけれども皇太子殿下も覚悟して行かれた。私は警備ですとついていましたので、偉いと思いました。

今度の震災でも今上天皇がご自分で原稿を書いて「私が国民にメッセージを読む」と仰ったのです。そしてその放送中に臨時ニュースが入ってきた場合には、メッセージを中断してニュースを優先するようにと指示されているのです。

何を仰るのだらうと、昭和天皇との比較で関心をもって私は見ていました。そうしたらいきなり「自衛隊」ということを仰いました。

実は戦後、天皇陛下が「自衛隊」という名前に記者会見で言及されたのは初めてです。しかも警察、消防、海上保安庁、自衛隊という順番が今までの役人の順序です。それを陛下がご自分の判断で自衛隊を一番にされたのです。それで7週間で11カ所回られました。

皇后陛下だってよろよろされている。お二人が支え合って、一步一步踏みしめて回られたのを見て「これがDNAなんだな」と思いました。

「民の寵賑わいにけり」という精神が天皇家にはあるのです。

本文は佐々淳行氏の口述に基づいて編集したものであり、記述内容については編集者が責任を負います。

【略歴】

初代内閣安全保障室長

佐々 淳行(さっさ あつゆき)

1930年12月11日生まれ。

1954年 東大法学部卒業

1954年 国家地方警察本部(現警察庁)入庁

1954年～1965年 警視庁、警察大学校(助教授)、大分県警、埼玉県警、大阪府警、警察庁等に赴任

1965年 在香港日本国総領事館領事

1968年～1975年 警視庁・警察庁(警察庁・警視庁の調査・外事・警備課長、監察官などを歴任)

1975年 三重県警察本部長

1977年 警察庁刑事局参事官

1977年～1986年 防衛庁出向(防衛審議官、教育参事官、人事教育局長、官房長、防衛施設庁長官を歴任)

1986年 内閣総理大臣官房・内閣安全保障室長

1989年 昭和天皇大喪の礼を最後に退官

《公職退官後の活動》

各省庁委員会の委員、ボランティア活動(JIRAC)、「危機管理」思想の普及・啓蒙活動・政策提言、大学・各省庁研修機関での講師

《賞》

英国C・B・E勲章(Commander of the British Empire)、米軍民間人功労賞(U.S. Military Outstanding Civilian Service Medal)、ドイツ連邦殊勲十字章(Das Grosse Verdienst Kreuz des Verdienstordens der Bundesrepublik Deutschland)、カンボジア復興殊勲賞(計5回)、第54回文藝春秋読者賞、第48回菊池寛賞、勲二等旭日重光章、第22回正論大賞

難民と共に学んだ30年

－ 難民受入れと日本語教育の新しい取組み－

公益社団法人
国際日本語普及協会
AJALT

西尾 珪子



1978年にインドシナ3国（ベトナム、カンボジア、ラオス）の難民の受入れが閣議了解で決定された時点から、日本語教育の分野がどのように準備をし実施に至ったか、そして今日までの30年余をどのように活動してきたかを、紙面の許す限り凝縮して記すこととする。特に本稿に於いては当初500人を目途に受入れ人数を考えた国が、20年目には優に1万人を超え、さらに現在はインドシナ難民のみならず、条約難民、第三国定住難民へと対象も広がっている。時代と共に変化する難民の事情に積極的に対応し、時代に即して柔軟な日本語教育を積み上げてきたその内容を、整理しておきたいと思う。

1. 日本語教師が生活指導の課題に取り組む

日本語教育の関係者が先ずしたことは、難民が発生した3国についての近代史の復習であった。深く知れば知るほど、それぞれの国の歴史が浮き彫りにされ、

クメール王国として長い歴史と文化を持つカンボジアや、南北の国内対立から大国を巻き込んだベトナムや、その後に独立国となったラオスなど、それぞれに歴史が違ふと同時に難民流出の動機も決して同一ではないことを頭に刻み込んだ。

そして最も注意を払ったことは、各国の公用語としている言語が3国とも違い、そ

の3国の難民に同一のカリキュラムで果たして教えられるのだろうかということである。既成の日本語教材はベトナム語はともかく、カンボジア語、ラオス語は無い。難民達は、学歴の高い人から学校経験のない人までいる。日本語授業で通常媒介語となるべき英語、あるいはフランス語が分かる人は1割もいないことが判明した。当時の日本語教育では、日本語で日本語を教えるいわゆる直接法が実施されていたが、媒介語が全く無い教育を手がけているところは殆ど無いと言ってよかった。

やがて、国内の受入れ場所として、先ず関西の兵庫県姫路に100名収容できる宿泊所および教室、食堂等が準備され、「姫路定住促進センター」が設置された。続いて関東は3ヶ月後に神奈川県大和市に、150名を収容できる「大和定住促進センター」が建設された。そして、先発の関西は大阪外国語大学の吉田弥寿夫教授が姫路定住促進センターの開所直前に、後発の関東は国際日本語普及協会AJALTの専務理事であった筆



大和定住促進センター日本語教育 第一期生修了式(1980年)



生活指導食品工場見学
(集団行動・衛生指導他担当 筆者右寄り中央)

者(西尾瑋子)が、大和定住促進センター開所の3週間前に、それぞれの責任者として参与の辞令を頂いた。東の場合は西尾個人に辞令が出たものの、所属している国際日本語普及協会AJALTの機能を可能な限り活用させるという申し合わせがあった。

この二つのセンターで行う難民が日本に定住するための研修プログラムは、次のように書面で示された。

- ①日常生活で最低限必要な会話能力及び標識案内等の言葉の読み取り能力をつけさせることを目標とする日本語教育。
- ②日本社会での生活習慣についての基本的な知識の習得を目指す生活指導。
- ③就職希望者については、公共職業安定所の協力のもと就職の斡旋等を行う。

《最初から漢字教育》

①は当然日本語教師に与えられた任務であるが、通常の文字教育では平仮名、片仮名から入り、漢字教育はその後である。しかしここでは最初から標識案内等

の言葉の読み取りという項目が入っているために、生活語彙の中でも「危機管理にともなうものが優先されるべき」と捉え、読み方も書き方も難しいと言われている漢字でも、生活に必要度が高いものならばすぐに教材にして、出口、入口、非常口に始まり危険、注意、消化器などの言葉を入門段階から学習することにした。これは従来の日本語教科書には見られなかったことであった。

《日本語教師が生活指導を担当》

次に検討したことは、②の「日本社会での生活習慣についての基本的な知識」であった。日常生活の諸事に至るまでの教育が、果たして日本語教師の職務であるか、と言う事が暫く論議された。しかし、この内容は細かく言えば防災は消防署、防犯は警察署、衛生は保健所等の専門機関があるが、それを日常生活と位置づけて教育するためには日本語の理解が必須であるという結論から、日本語教師の役割に加えられた。もちろん様々な講義と実習を、例えば消防署、警察署、保健所の担当者等に御願いし行ったが、正確な指導、綿密な説明など、肝心なことになると専門用語が多くなかなか理解できない。それもそのはず、それぞれの分野の専門家は平素日本人に向けて説明はされるが、外国人に対してどのような日本語なら分かりやすいのかと言う程度が難しい。役所言葉も非常に多い。結局、生活指導は日本語学習の難易度の分かる日本語教師の役割に入ることになったのである。これは生活一般の危機管理を含めて、難民への教育の学習項目として定着し、数年後には様々な地域に生活する外国人への初期教育の中心を占めるに至った。

《学習時間の割出し》

学習時間は当初は429時間であった。これは当時の標準的初級教材と言われた国際学友会の「正しい日本語」の時間数から割り出されたのであるが、生活指導を含めると時間が足りないことがわかり、572時間に延長された。それでも通常の生活場面に必要な日本語となると、挨拶から自己紹介で家族のことなどを説明することになり、やはり時間が足りない。今後日本国内の何処で生活の場を得ても、生活に困らない言葉を速習できる教科書は無かったため、大和のセンターでは、急遽日本語教師の手で、道を聞く表現、乗り物の切符購入など、語彙表入りの簡単な表現集「日本の生活」を副教材として作り上げた。近年、日本語教育界で話題となっている行動達成型の日本語導入 (Can do Statements) の最初の取り組みであったと言える。

1990年の入国管理法の改正以後、日本の地域に在住する外国人への社会適応プログラムが、初期教材として位置づけられるようになったことを考えると、この難民受入れに伴う日本語教育の研究開発の意味は大きい。加えて、それぞれの生活分野の専門家と連携する教育内容に関して、言葉の専門家と市民生活の中の様々な専門家が、連携して教材を作ると言う協働作業の突破口を作ったことも画期的な事柄であったと言えよう。

2. 第二言語教育JSLの実施

《JSLとJFL》

全体のプログラムを通して、特に日本語教育関係者が注目したのは、従来大学で行われていた「外国語としての日本語教育」JFL (Japanese as a Foreign Language) が言語体系や構造に沿って文法、音声、

文字、というように学術的に段階を踏みながら教授していく日本語指導方法であるのに対して、今回はいわゆる第二言語教育、JSL (Japanese as a Second Language) を採択したことであった。なお、現在では子ども対象の日本語教育のことをJSLと呼ぶ傾向があるが、当時は成人から子どもまでの領域において広く使われた。

そこで、移民先進国のESL (English as a Second Language) 教育の研究及び実施報告等を参考として、早速両センターでは、JSLの学習項目、カリキュラムを導入し、教師育成にも反映しようとした。そもそも日本の場合、「生活のための日本語」を教えると言うこと自体が初めての国家的取り組みである。日本の生活文化、外国人を地元を受け入れることに対する日本国民の経験不足や異文化接触の少なさが取り沙汰され、改めて実態を調査してからプログラムを編成し、試行錯誤の授業実践を行った。東西の定住促進センターにおけるこのチャレンジは、まさに手探りの実践研究であったと言える。しかし両センターの日本語教師は、難民に限らず、日本の少子化や高齢化による労働力の減少等に対して、渡日外国人が増え、日本社会で働き、生活する日が近い将来必ず来ると言う展望を持つ人が多く、やがて1983年に東京の品川に設置された700名収容できる国際救援センターでも行われたJSL教育が、いずれ日本社会が受け入れる外国人たちへの日本語教育の手法として役に立つと信じ、真摯に「生活のための日本語」の教育実践に取り組んだのである。

3. 日本語教育では後発であった 年少者教育に取り組む

《学齢期の子どもたち》

家族で来る難民の中には、日本の学校教育の年齢に匹敵する児童・生徒がいた。この子どもたちは公立の小中校で引受けることになっており、来日までにどのような経路で来ようとも、インドシナからの難民である限り、児童・生徒の就学は保障された。しかし、実際には過去の実情から学校体験が無く、又、学校もない僻地に逃げていた者にとっては、年齢が学齢相当であっても規範通りに編入することは困難な子どもたちもいた。そこで、時には学年を下げる等できる限りこの機会を有効に使い、彼らが成長と共に日本の学校に馴染むよう柔軟な対応を考えた。



RHQ支援センター第三国定住難民の授業風景(子どもクラス)



RHQ支援センター第三国定住難民の授業風景(成人クラス)

しかし、例え受入方法を柔軟にしても、現実には文化や価値観の違いがあり、特に団体生活に慣れていない児童には、時間割、学習課目、それに付随するノートや教具の扱いも、宿題も全く分からないこともしばしばあった。それは、長年、日本語のできる子どもを教育してきている学校教員が、突然編入してくる異文化の中で育った子どもに対する不慣れからくる問題もあり、子どもによっては非常に手も掛かり、特別扱いにせざるを得ないこともあった。近年は日系人や他の外国人たちによる集住都市もあり参考になる事例も増えているが、現在も取り出し教育、国際学級、日本語ボランティアによる放課後支援など、当初から編み出した方法を駆使して、日本の学校文化の理解や個々の支援体制を受けられるように、なお日本語教師と学校の教員双方の努力が続いている。

《日本で育つ2世、3世》

特に近年、研究が急がれているのは、難民の2世また3世の子どもたちの言語の問題である。日本で生まれ育ち、日本の学校教育を受けるのであるから、日本語は年齢なりに堪能になることが求められる。上の学校に入るならばますます習熟しなければならない。しかし総じて両親は仕事に忙しく、自分自身の日本語力を延ばす余裕が無い。家族の中で言葉が違い、進学問題や心の悩み等の話し合いが円滑に行かない場合が多く見られる。

このようなケースは、特に難民に限ったことではないが、近年、日本で成長する外国にルーツを持つ子どもたちの言語問題として深刻である。今後の21世紀の担い手である子どもたちの保護者を含めた支援が今、改めて問われている。

4. 実践研究の結果はすべて教材開発に

《国策としての教材開発》

難民教育で特筆すべき事は、日本語教育を管理する文化庁や、受入れ全体の責任を持つ(財)アジア福祉教育財団が、教材開発に積極的に力を注いだことである。そして実践研究の成果を日本語教師の手により教材化し、難民を支援しているボランティア団体にも配布し、センター修了後の日本語教育の連続性に役立たせる努力をしたことである。3センターそれぞれが開発した教材をこの紙面ですべて記述することはできない。「3カ国語別々の辞書」、「用例付語彙集」等共同開発したもの、個別に開発したものも含めるとカタログだけで一冊の本になるほどである。写真教材も、ビデオ教材も、最近ではインターネットで学べる教材もある。規模の大きいものとしては、前述の辞書のほか、行動達成型の学習項目を「リソース型生活日本語」教材作成のための素材としてAJALTの総力で取捨・整理し、ウェブ上で広く全国に提供したのがある。これらは大なり、小なり国策にもとづいた貴重な教材開発であり、息長く使われている。

《終わりに》

インドシナ難民の定住促進センターで始まった難民受入れは、現在、場所も名称も新しくなったRHQ支援センターにおいて、条約難民、第三国定住難民への研修として引き継がれている。30年前に比べれば、日本は格段に国際化が進み、受入れる体制も整って来ている。日本語教育も柔軟に変化し、研究も進んでいる。しかしすべての課題が解消したわけではない。事柄によっては30年前と殆ど変わらずに未だに解

決を見ていないこともある。

この30年に成し得たこと、成し得なかったことを一つひとつ掘り下げながら、難民受入れの日本語教育が残したことを、少しでも多くの現場に情報提供していきたい。そして、今日より明日、明日より明後日へのさらなる発展と開発のために、日本語教育関係者はなお一層の努力を続けて行く事を心に誓っている。

【略歴】

公益社団法人 国際日本語普及協会会長

西尾 圭子(にしお けいこ)

1932年 東京原宿生まれ。

1955年 学習院大学文学部国語国文学科卒業

1955年～58年(財)国際文化会館勤務、外国の学者と日本の学者の交流の仕事に携わる。この間に海外の日本学者たちの日本語に触れ、日本語教育の研究を始める

1970年 日本語教育研究会西尾グループ(現協会の前身)を主宰

1976年～81年 東海大学の非常勤講師として留学生への日本語教育

1977年 (社)国際日本語普及協会の名称で文部省より法人認可を得て現在の協会を設立、専務理事に就任。1996年より理事長

2010年 内閣府より移行公益認定を受け、(公社)国際日本語普及協会を設立、初代理事長に就任。2011年より会長

1981年～ (1)学習者の対象別コースデザインの研究を行い、ビジネスマン、外交官、日本学者、海外より日本に赴任する外国人社員、難民、技術研修生、日系人労働者、留学生、日本人の配偶者として来日する外国人婦人、上記に記述の家族として滞日する子供たち等々に対する日本語教育内容の研究開発と実践

(2)上記日本語教育を実施出来る日本語教師の養成をはじめ、日本全国の地域日本語支援ボランティアの育成

(3)対象別日本語教育に対応出来る教科書、教材の開発と製作

《主たる公職》

(財)言語教育振興財団 評議員 日本語教育小委員会 代表

(財)日本語教育振興協会 理事

(財)アジア福祉教育財団難民事業本部 日本語教育参与

《賞》

エイボン女性教育賞受賞、文部科学大臣表彰、東京都港区長表彰、勳三等瑞宝章受章

今年の招聘事業は当初春2回、秋1回実施する予定でした。しかし3月11日に発生した東日本大震災、特に福島原発事故の放射能被爆を懸念した韓国から「参加を見合わせたい」との意思表示がありました。第1回に予定していた台湾を除く他の国からも心配の声が届けられたので、外務省の意見を伺ったうえで、やむなく第1回目の招聘（4月6日～13日）韓国、シンガポール、台湾、ベトナムは秋に順延いたしました。

お招きするのは福祉の仕事に従事する人たちです。むしろ被災直後に日本人が懸命に協力し合っている姿や被災者たちの秩序ある行動を間近でみてもらうことにこそ意義があると考え、最後

真の国際理解に必要なこと

33年目のアジア諸国社会福祉関係者招聘事業

(財)アジア福祉教育財団 事務局長 石崎 茂生

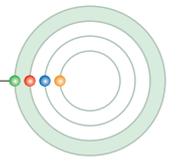


奈良県庁を表敬訪問
(カンボジア、ラオス、モンゴル、タイの団員)

まで在京大使館に当方の姿勢を伝えるなど予定通り実施できるよう努めました。しかし被招聘国側から参加に否定的な考えが確定的になり、繰り延べを決めたのです。

その後、5月25日から6月1日までインド、インドネシア、マレーシア、フィリピンの4カ国、9月28日から10月5日までカンボジア、ラオス、モンゴル、タイの4カ国が予定通り来日。延期した国々は11月9日から16日まで実施しましたが、再び韓国が不参加の意向でしたので、代わりにスリランカを招いて実施しました。

大震災後でしたので従来のプログラムに加え、



東京臨海広域防災公園にある有明防災センターの見学などを研修に加えました。内閣府の政策統括官付災害応急対策担当の高野参事官補佐には土曜日返上で財団の研修にご協力をいただき、団員からも施設の立派さとともに行き届いた説明に讃辞の声が上がっていたことを特筆しておきたいと思っています。

私たちが福祉の研修の際心がけていることはまず、わが国の福祉政策やシステムが必ずしも相手国にとって最善のものではないということです。福祉はその国のおかれた状況に応じて在り方が異なるものです。とりわけ歴史、伝統、文化、宗教観によって求められるものは異なります。一言でいえば国柄、国民性によって福祉に対する概念が全然違うといっているでしょう。

もともと福祉は広がりがある分野であり、高齢者福祉、障害者福祉などに限られるものではありません。広義では罪を犯した人の更正保護の仕事や当財団が手がける難民事業なども福祉の中に含まれると言えます。社会や経済の成熟度によって期待される政策も大違いだと思います。

ただ、日本では少子高齢化の影響がどのような形で現れているのかとか、年金財政や健康保険財政をめぐる問題、たとえば年金は積立方式がよいのか賦課方式がよいのかといった議論、わが国の国庫補助制度の仕組みなどには共通の関心があるようです。

先述のように福祉には歴史、伝統、文化、宗教といった背景があります。そこで日本のそれらに少しでも接してもらえるよう力点をおいています。時には天皇制とか神社神道とはどういうものなのか、俄に理解することは難しいにしても興味を喚起することが重要と考えます。

一方それだけで良いのか、招聘事業を実施する側の私たちは他国を理解するためどれほどの努力をしているのでしょうか。

南西アジアなどの国とは日々の生活習慣にも随分隔たりがあります。事務方が苦勞するのはイスラム諸国の団員に対する食事の問題です。これはコーランで禁じられているものは食べられない、それは希望通りにしなければなりません。ホテル

は心得があるようですが他の場所ではなかなか大変です。しかし「大変だ」で済ませてはいけません。何故イスラムでは豚肉を食することを禁じたのか、これはお世話をする側として必須の知識です。

数年前のことですが、イスラム教の国の招聘がラマダンの時期に重なってしまったことがあります。この時期イスラム教では昼間は断食をしますから研修のプログラムに支障が出てしまいます。その反省からイスラムの国はラマダンの時期を外して招聘することにしました。私は財団の職員に「ラマダンというのは何月に行われるのか」と尋ねました。その答えは「年によって異なるので何月とは断定できない。毎年調べる必要がある」とのことでした。しかしこの答えは必ずしも正解ではないことを私はあとで知ることになります。

私が読んだイスラム教の入門書には「イスラムでは一日のサイクルは太陽で、一年のサイクルは月で刻む」とありました。イスラムではヒジュラ歴(モハメッドが聖遷「ヒジュラ」を達成した年西暦 622年)という大陰暦が用いられ、ひと月が29.5日となるため一年が太陽暦より11日短くなる。このためヒジュラ歴では月と季節が毎年少しずつずれてゆくのです。

日本でもかつて大陰暦(旧暦)を用いていましたが、季節と月のずれを修正するため数年に一度閏月を設けていました。ところが「ヒジュラ歴は純大陰暦で修正は行わない。日本では旧暦でも正月は冬と決まっているが、イスラムの暦では1月は冬のこともあれば夏のこともある」というのです。

断食を行うラマダンは第9月と決められています。だから太陽暦を用いる日本人からみればラマダンの時期は年によって異なるけれども、イスラム教徒にとっては毎年決まった月に行われているのです。

こうしたイスラム人たちの基本の営みについて、私たちはよく知りません。いや、あまり知らずとしていない。それでいて天皇制や神社神道を語ろうとするのはいささか傲慢なのではないか、と忸怩たる思いがいたします。胸襟を開くというのは相手のことをよく受け入れるということではないか、ITでも双方向通信の時代だけにそんな自省の念を禁じえません。

国のすがた……アジアの中の日本。大きな役割果たす国連への拠出。

アジアとの信頼関係を深めつつ、世界の中で日本人が果たすべき役割を考察する一助として。その基礎的指標は？

財団が招聘している17カ国の主要指標

平成23年12月9日作成

国名	国名(英語)	首都	独立年月	言語	人口 (百万人)	GDP (10億US\$)	一人あたりGDP (US\$)	面積 (1000平方キロ)
インド	India	ニューデリー	1947.8	ヒンズー語、英語、 他公認語21	1,210.0	1,729.0	1,265.0	3,287.0
インドネシア共和国	Republic of Indonesia	ジャカルタ	1945.8	インドネシア語	238.0	707.1	3,005.0	1,890.0
大韓民国	Republic of Korea	ソウル	1948.8	韓国語	49.8	1,014.5	20,759.0	102.0
カンボジア王国	Kingdom of Cambodia	プノンペン	1946.7	カンボジア語	13.4	116.0	814.0	181.0
シンガポール共和国	Republic of Singapore	シンガポール	1965.8	マレー語、英語、 中国語、タミル語	5.1	222.8	43,867.0	0.7
スリランカ民主社会主義共和国	Democratic Socialist Republic of Sri Lanka	スリジャヤワル ダナプラコッテ	1948.2	シンハラ語、タミル語、 英語	20.6	50.5	2,399.0	65.6
タイ王国	Kingdom of Thailand	バンコク	—	タイ語	63.4	318.9	4,992.0	514.0
中華民国(台湾)	Republic of china (Taiwan)	台北	(1949.12)	中国語、台湾語	23.0	429.9	18,558.0	36.0
ネパール連邦民主共和国	Federal Democratic People's Republic of Nepal	カトマンズ	—	ネパール語	28.0	12.5	562.0	147.0
パキスタン・イスラム共和国	Islamic Republic of Pakistan	イスラマバード	1947.7	ウルドゥー語、英語	173.5	172.0	1,095.0	796.0
バングラデシュ人民共和国	People's Republic of Bangladesh	ダッカ	1971.12	ベンガル語	142.3	99.8	684.0	144.0
フィリピン共和国	Republic of the Philippines	マニラ	1946.7	フィリピン語、英語	94.0	188.7	2,007.0	299.4
ブータン王国	Kingdom of Bhutan	ティンブー	—	ゾンカ語	0.7	1.4	1,920.0	38.3
ベトナム社会主義共和国	Socialist Republic of Viet Nam	ハノイ	(1976.7)	ベトナム語	85.8	101.5	1,169.0	329.2
マレーシア	Malaysia	クアラルンプール	1957.8	マレー語、英語	28.4	173.8	8,323.0	330.0
モンゴル国	Mongolia	ウランバートル	—	モンゴル語	2.8	6.7	2,207.0	1,564.0
ラオス人民民主共和国	Lao People's Democratic Republic	ビエンチャン	1953.10	ラオス語	6.1	5.6	916.0	240.0
日本国	Japan	東京	—	日本語	127.5	5,458.8	42,312.4	377.9

国連統計年鑑49版、IMF World Economic Outlook Database April 2009、外務省ホームページをもとに財団にて編集

外務省ホームページより

2009-11年国連通常予算分担率・分担金

平成23年1月

	2009年			2010年			2011年		
		(分担率、%)	(分担金額、 百万ドル)		(分担率、%)	(分担金額、 百万ドル)		(分担率、%)	(分担金額、 百万ドル)
1	米国	22.000	598.3	米国	22.000	517.1	米国	22.000	582.7
2	日本	16.624	405.0	日本	12.530	265.0	日本	12.530	294.3
3	ドイツ	8.577	209.0	ドイツ	8.018	169.5	ドイツ	8.018	188.3
4	英国	6.642	161.8	英国	6.604	139.6	英国	6.604	155.1
5	フランス	6.301	153.5	フランス	6.123	129.5	フランス	6.123	143.8
6	イタリア	5.079	123.7	イタリア	4.999	105.7	イタリア	4.999	117.4
7	カナダ	2.977	72.5	カナダ	3.207	67.8	カナダ	3.207	75.3
8	スペイン	2.968	72.3	中国	3.189	67.4	中国	3.189	74.9
9	中国	2.667	65.0	スペイン	3.177	67.2	スペイン	3.177	74.6
10	メキシコ	2.257	55.0	メキシコ	2.356	49.8	メキシコ	2.356	55.3
11	韓国	2.173	52.9	韓国	2.260	47.8	韓国	2.260	53.1
12	オランダ	1.873	45.6	豪州	1.933	40.9	豪州	1.933	45.4
13	豪州	1.787	43.5	オランダ	1.855	39.2	オランダ	1.855	43.6
14	スイス	1.216	29.6	ブラジル	1.611	34.1	ブラジル	1.611	37.8
15	ロシア	1.200	29.2	ロシア	1.602	33.9	ロシア	1.602	37.6
16	ベルギー	1.102	26.8	スイス	1.130	23.9	スイス	1.130	26.5
17	スウェーデン	1.071	26.1	ベルギー	1.075	22.7	ベルギー	1.075	25.2
18	オーストリア	0.887	21.6	スウェーデン	1.064	22.5	スウェーデン	1.064	25.0
19	ブラジル	0.876	21.3	ノルウェー	0.871	18.4	ノルウェー	0.871	20.5
20	ノルウェー	0.782	19.1	オーストリア	0.851	18.0	オーストリア	0.851	20.0
	その他(172カ国)	10.941	266.8	その他(172カ国)	13.545	286.5	その他(172カ国)	13.545	318.3
	合計	100.000	2,498.6	合計	100.000	2,166.5	合計	100.000	2,414.7



インド大使館 臨時代理大使
Mr. Sanjay Panda

歓迎レセプションにおける
インド大使館臨時代理大使挨拶

アジア福祉教育財団の綿貫理事長をはじめ、事務局長、役員、職員の皆様、また各国福祉関係者訪日団の皆様、各国大使館の皆様、並びにご臨席の皆様、こんばんは。

今回、インド、インドネシア、マレーシア、フィリピンから社会福祉関係者をお招きいただいておりますこのアジア福祉教育財団のプログラムの歓迎レセプションに私もご招待いただきまして、非常に光栄に思います。

先ほど理事長のお言葉にもありましたように、今回は東日本大地震と津波によって未曾有の大規模の被害をもたらされたにもかかわらず、このプログラムを実施されるということは、まさに回復へ向けた皆様の力強い精神が伝わっていると思います。世界中の方が賞賛している点でございます。このような逆境の中、前に進むというのは日本人の皆様の真の国民性を表しているものと思います。

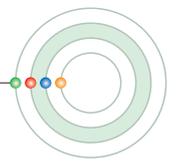
貴財団は40年以上前に設立されて以来、その素晴らしい信念を果たされてこられました。日本国内において難民支援事業を実施されるほか、アジア諸国において社会福祉プロジェクトを実行され、多くの人々の生活が向上すると共に日本人に対して大きな尊敬、また善意の心が生まれてきたと思います。

インドもこの研修の中で豊かな経験をさせていただきました。1983年以来、この社会福祉関係者、社会福祉行政官を招くというプログラムに参加させていただきましたし、また、非常に多くの恩恵を受け

てまいりました。私が特にありがたく思いますのが、1996年に北インドのウッタール・プラデーシュ州にネルー記念財団のチベット学校があり、貴財団から250万円の寄附をいただいたことです。

現在私たちは相互依存がますます高まる時代に生きております。そして、さまざまな成長・発展のプロセスの中で、社会的なニーズが人的な国境を越えるようになってきております。身体的・精神的なハンデを持つ人々、母子家庭の人々、高齢者や障害者、自然災害の被災者、こうした人たちの問題というのは現在普遍的なものになっていますし、一国に留まるものでもありません。そういう意味で貴財団が歩んできました活動は、大きな貢献、素晴らしい成果をもたらしていると思います。私は今、マハトマ・ガンジーの言葉「サルボダヤ（すべての人の目覚め）の考え」を思い出しています。それは社会福祉というのは慈善事業ではなくて、個人的にあるいは社会的に自立し、すべての人がより健康で幸せな社会に生きるということという考え方です。

アジア諸国の社会福祉関係者また行政官に社会福祉における発展を促し、互いに模範となる例を示すなど、貴重な使命を果たしてこられた貴財団の皆様に変更して御礼と敬意を申し上げます。また、本日ここにおられます各国の大使館の皆様、今回のこのプログラム、また将来にわたって財団が実施されるプログラムが成功されるように心から祈念いたします。ありがとうございました。



歓迎レセプションにおける
台北駐日経済文化代表處副代表(公使) 挨拶



台北駐日経済文化代表處副代表(公使)
Mr. Lo, Koon-tsan (羅 坤燦)

綿貫理事長、奥野名誉会長、各国福祉関係者訪日団の皆様、並びにご臨席の皆様、こんばんは。

私は、ただいまご紹介いただきました中華民国台湾駐日代表事務所副所長の羅坤燦(ラ コンサン)でございます。本日、財団法人アジア福祉教育財団主催のシンガポール、ベトナム、スリランカ及び台湾のアジア四カ国福祉関係者歓迎レセプションパーティーにお招きいただき、誠にありがとうございます。ご指名によりましてこの場で挨拶させていただきます。誠に光栄に存じます。大変恐縮でございますが、四カ国福祉関係者を代表して、一言ご挨拶申し上げます。

まずはこの度の3.11東日本大震災により、被害に遭われた被災地の方々に心からお見舞い申し上げますと共に亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げます。同時に、震災からの一日も早い復興を心より祈念いたします。

貴財団の今回の事業活動が中断することなく、今年も続けて実施されることに対し、敬意と感謝を表します。東日本大震災発生後、被災された人々が秩序を保って支え合い、官民一体で被災地の復興に向って一致して取り組み様相を見て、日本の国民は世界の中でも最も優秀であると実感いたしました。

ご存知のように、日本は社会福祉分野でも世界の先進国であります。貴財団は理事長を始め、沢山の関係者が、熱心且つ無私奉仕の真心で、長年にわたり難民救済、アジアの福祉事情の改善、向上などへの支援を行っておられるほか、日本の福祉の現場を視察する研修日程を組み、各国の孤児・母子などの社会福祉事業に従事している関係者を招待して日本の福祉事情を専門的に紹介し、進んで意見交換の機会を提供していただいております。各国の福祉関係者にとって短い訪問期間で沢山の収穫が得られることは、本当に喜ばしいことであり、四カ国福祉関係者を代表して、心から敬意を表し、厚く御礼申し上げます。

いま、日本は景色と気候が一番良い秋であり、四カ国福祉関係者の皆様が、この貴重な機会を十分有効に活用して、日本の先進的な福祉事情を勉強し、友人もつくり、東京・京都・奈良等各地の名所旧跡を見学し、沢山の収穫を得て、自国に戻ってから日本で得たものを活用できれば幸甚に存じます。

最後に、貴財団の益々のご発展並びにご臨席の皆様のご健勝をお祈り致しまして、私の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございます。

インド、インドネシア、マレーシア、フィリピン

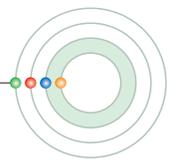
月日	時間	行事
5/25(水)		来日(成田空港)出迎え
5/26(木)	9:00~10:00	オリエンテーション
	10:00~12:00	講義(「大震災の実情と対策- ① 福島原発を含めて」)
	13:00~15:00	講義(日本の福祉政策)
	15:10~16:30	日本文化(華道、茶道)体験 ②
	18:30~20:30	歓迎レセプション ③
5/27(金)	9:00~10:30	皇居 見学
	11:00~11:40	国会 見学
	13:40~15:30	社会福祉法人 愛隣会(特別 養護老人ホーム・グループホーム・保育園)研修 ④
		泊 シェラトン都ホテル東京
5/28(土)	10:00~11:40	東京臨海広域防災公園 (防災専用部分)見学
	12:00~	昼食(お台場)
	午後	自由行動
		泊 シェラトン都ホテル東京
5/29(日)	8:37~10:51	京都まで新幹線で移動
	11:35~12:40	金閣寺 見学
	14:40~15:10	車窓より京都国際会館、京都 大学、平安神宮 見学
		泊 新都ホテル(京都)
5/30(月)	10:30~10:45	奈良県庁表敬訪問 ⑤
	10:45~11:45	奈良県庁講義 「奈良県の 社会福祉について」
	13:10~14:20	東大寺 見学
	14:40~15:30	社会福祉法人こぶしの会 ⑥ コミュニティワークコッカラ(知的 障害者通所授産施設)研修
	16:10~17:00	大和ハウス工業(株)総合技術 ⑦ 研究所(免震住宅、バリアフリー 住宅)研修
		泊 新都ホテル(京都)
5/31(火)	9:00~10:30	社会福祉法人太陽の家 京都「太陽の家」(身体障害者 入所授産施設・障害者相談支 援センター)研修
	11:00~12:10	社会福祉法人こころの家族 ⑧ 故郷の家・京都(特別養護老人 ホーム)研修
	12:30~14:30	フェアウェルパーティ
	15:30~	泊 新都ホテル(京都)
	6/1(水)	



③駐日大使館、内閣官房、外務省、福祉の関係者、役員等が参加して今回の被招聘者の歓迎レセプションを開催(シェラトン都ホテル東京)



⑥社会福祉法人こぶしの会が運営する知的障害者のための作業所を見学(コミュニティワークコッカラ)



①消防庁国民保護・防災部防災課 東災害対策官「東日本大震災の実情と対策について」の講義(財団事務所)



②茶道を体験。正座や作法など日本の礼節を学ぶ(財団事務所)



④社会福祉法人愛隣会にて鮎川会長より事業概要のお話をうかがう



⑤奈良県庁を表敬訪問し、健康福祉部の方々より奈良県の社会福祉の現況についてお話をうかがう



⑦大和ハウス工業(株)総合技術研究所にて免震構造体験



⑧ユニットケアを取り入れた新型特別養護老人ホームとして注目されている故郷の家・京都を見学

カンボジア、ラオス、モンゴル、タイ

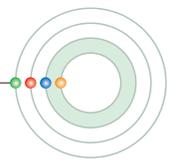
月日	時間	行事
9/28(水)		来日(成田空港)出迎え
9/29(木)	9:30~10:30	オリエンテーション ①
	10:30~11:30	講義(日本の難民受け入れ)
	11:30~12:30	昼食会
	12:30~15:00	講義(日本の福祉政策、東日本大震災時の現地福祉活動)
	15:10~16:30	日本文化(華道、茶道)体験 ②
	18:30~20:30	歓迎レセプション
9/30(金)	9:00~10:30	皇居 見学 ③
	11:00~13:10	国会 見学 ④
	13:50~15:00	東京都立東部療育センター(重症心身障害児授産施設)研修
		泊 シェラトン都ホテル東京
10/1(土)	10:00~12:00	東京臨海広域防災公園(防災専用部分)研修 ⑤
	12:40~	昼食(浅草)
	午後	自由行動
		泊 シェラトン都ホテル東京
10/2(日)	8:17~10:28	京都まで新幹線で移動
	10:45~11:45	清水寺 見学
	11:45~13:00	二寧坂・三寧坂散策
	14:00~16:10	洛中(四条河原町を中心とした)ショッピング
		泊 日航奈良ホテル(奈良)
10/3(月)	10:30~10:45	奈良県庁表敬訪問
	10:45~11:45	奈良県庁 講義「奈良県の社会福祉について」
	12:00~14:00	昼食会 意見交換会 ⑥
	14:30~15:30	聖ヨゼフホーム「サンタマリア」(特別養護老人ホームユニット・ケア) 研修
	16:10~17:00	奈良社会福祉院「働く広場・高円」(知的障害者授産施設)研修 ⑦
		泊 日航奈良ホテル(奈良)
10/4(火)	8:20~10:40	平城京歴史館、朱雀門、大極殿 見学
	11:00~12:00	奈良先端科学技術大学院大学見学(介護ロボット)見学 ⑧
	13:30-14:40	東大寺 見学
		自由時間
	18:00~20:00	フェアウェルパーティ
		泊 日航奈良ホテル(奈良)
10/5(水)		関西新国際空港より帰国



③長和殿、宮殿東庭、富士見櫓、大道庭園、馬車庫・厩舎などを参観(皇居)



⑥新たな試みとして自国の社会福祉の状況等について団員間で意見交換を実施(奈良ホテル)



①石崎事務局長より日本の歴史、文化や当アジア福祉教育財団の事業について紹介(財団事務所)



②華道家元より生け花の指導をうけ、日本文化の一端に触れる(財団事務所)



④国会見学後、衆議院議員食堂にて昼食を兼ねて綿貫理事長と懇談(国会)



⑤世界が注目した東日本大震災に関連して東京・有明にある防災施設を見学し、その最新設備に感嘆する団員(東京臨海広域防災公園)



⑦知的障害者授産施設クリーニング工場を見学(働く広場・高円)



⑧研究機関にて介護ロボットなどを見学、パワーアシストスーツ(筋力を補助する装置)は介護現場に有効との団員の声(奈良先端科学技術大学院大学)

シンガポール、スリランカ、ベトナム、中華民国・台湾

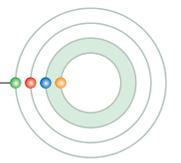
月 日	時 間	行 事	
11/ 9(水)		来日(成田・羽田空港)出迎え	
11/10(木)	9:30~10:30	オリエンテーション	
	10:30~11:30	講義(日本の難民受け入れ) ①	
	11:30~12:30	昼食会	
	12:30~15:00	講義(日本の福祉政策、東日本② 大震災時の現地福祉活動)	
	15:10~16:30	日本文化(華道、茶道)体験	
	18:30~20:30	歓迎レセプション	
			泊 シェラトン都ホテル東京
11/11(金)	9:00~10:30	皇居 見学	
	11:00~13:00	国会 見学	
	13:40~14:50	東京都立東部療育センター ③ (重症心身障害児授産施設) 研修	
			泊 シェラトン都ホテル東京
11/12(土)	10:00~12:00	東京臨海広域防災公園 (防災専用部分)研修	
	12:40~ 午後	昼食(銀座) 自由行動	
			泊 シェラトン都ホテル東京
11/13(日)	8:30~10:52	京都まで新幹線で移動	
	11:50~13:10	バスにて移動	
	13:10~15:30	平城宮跡(平城京歴史館、 朱雀門、大極殿)見学 ④	
			泊 新都ホテル(京都)
11/14(月)	10:30~10:45	奈良県庁表敬訪問	
	10:45~11:45	奈良県庁 講義「奈良県の社 会福祉について」	
	13:45~15:00	東大寺 見学 ⑤	
	15:30~16:30	聖ヨゼフホーム「サンタ マリア」(特別養護老人ホーム ユニット・ケア) 研修 ⑥	
			泊 新都ホテル(京都)
11/15(火)	10:10~10:50	平安神宮 見学	
	11:00~12:00	二寧坂・三寧坂 散策	
	13:30~15:30	社会福祉法人太陽の家 ⑦ 京都太陽の家(身体障害者 入所授産施設・障害者相談 支援センター)研修	
	16:00~	自由行動	
	18:00~20:00	フェアウェルパーティ ⑧	
			泊 新都ホテル(京都)
11/16(水)		関西新国際空港より帰国	



③重症心身障害児(者)の医療と療育を総合的におこなう東京都立東部療育センターの有馬院長より説明を受ける



⑥特別養護老人ホーム サンタ・マリアにて利用者と会話を交わす団員



①荒川難民事業本部長より日本の難民受け入れの歴史や支援事業について紹介(財団事務所)



②国立看護大学 森山教授より日本の福祉政策や東日本大震災時の現地福祉活動等について講義を受ける。活発な質疑応答が行われた(財団事務所)



④復元された第一次大極殿、平城京歴史館、遣唐使船復元展示などを巡り当時の人々の情熱に思いを馳せる(平城宮跡)



⑤世界最大級の木造建築である大仏殿や往時の壮さがうかがえる大仏尊像を参観(東大寺)



⑦社会福祉法人太陽の家を見学し、No Charity but a Chance!の理念に感銘を受ける団員たち



⑧お別れパーティにてこれからも交流が続くことを約束し合う団員たち(新都ホテル)

訪日団名簿

2011.5.25～6.1

インド
India

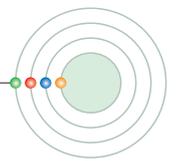


Dr. Jai Chand Sharma	Leader/Economic Advisor Ministry of Social Justice and Empowerment (団長)社会正義付与省経済顧問
Mr. Chaitanya Murti	Director National Institute of Social Defence, Ministry of Social Justice and Empowerment 社会正義付与省国家社会援護協会部長
Mr. Thakur Datt Dhariyal	Deputy Chief Commissioner of Disability Ministry of Social Justice and Empowerment 社会正義付与省障害者委員会副委員長
Mr. Sandesh Dhondu Kondwilkar	Advocate, President Sandesh Pratishthan, Borivali, East Mumbai Sandesh Pratishthan協会会長兼弁護士(青少年社会福祉・教育・スポーツ・文化・医療支援団体)
Dr. Radha Srinivasa Murthy	Managing Trustee Nightingales Medical Trust ナイトインゲール・メディカル信託協会 管財人 (高齢者支援団体)

インドネシア共和国
Republic of Indonesia



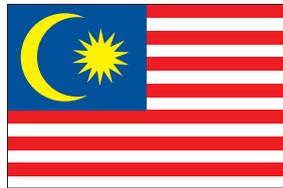
Mr. Mochammad Helmi	Leader/Director Directorate of Social Protection for the Victim of Social Disaster, Directorate General Social Protection and Security, Ministry of Social Affairs (団長)社会省総社会保護・保障局被災者保護救済部長
Mr. Hasbullah	Head Training and Education Centre of Social Welfare, Ministry of Social Affairs 社会省社会福祉職業訓練・教育センター所長
Mr. Waskito Budi Kusumo	Head Social Welfare Facilities for Vulnerable Women "Mulia Jaya" Pasar Rebo, Ministry of Social Affairs 社会省"Mulia Jaya"婦女子弱者社会福祉施設長
Ms. Kanya Eka Santi	Head Postgraduate Program in Specialized Social Work, Bandung School of Social Welfare, Ministry of Social Affairs 社会省バンドン社会福祉学校専門社会福祉大学院プログラム長
Dr. Agoes Kooshartoro	Head National Advisory Board, Red Crescent (Bulan Sabit Merah), Indonesia インドネシア「赤い三日月」国家諮問委員会委員長



訪日団名簿

2011.5.25～6.1

マレーシア
Malaysia



Mr. Nik Omar Bin Nik Ab. Rahman	Leader / State Director Social Welfare Department of Johor, Ministry of Women, Family & Community Development (团长)女性家族地域社会開発省ジョホール州社会福祉局 局長
Mr. Ismail Bin Kasan	Senior Assistant Director Social Welfare Department, Ministry of Women, Family & Community Development 女性家族地域社会開発省マレーシア社会福祉局 上席部長補佐官
Mr. Mohammad Helmi bin Deris @ Abdullah	Assistant Secretary Policy Division, Ministry of Women, Family & Community Development 女性家族地域社会開発省女性家族地域社会開発政策課 課長補佐官
Mr. Ali Azian bin Hang Tuah	President Centre for Special Children 特殊児童センター(知的障害者更生施設) 理事長
Mr. Gobinathan A/L Kerisnan	Secretary Vinashini Home ヴィナシニホーム(知的障害者更生施設) 課長

フィリピン共和国
Republic of the Philippines



Mr. Mateo Gelito Montano	Leader / Undersecretary (Deputy Minister) Department of Social Welfare and Development (DSWD) (团长)社会福祉開発省次官
Mr. Nestor Sarcaoga Estampa	Social Welfare Officer IV, Davao City Head of the Policy Development & Planning Unit ダバオ市社会福祉管理官IV、政策ユニット長
Ms. Rebecca Ang Santamaria	Social Worker, Operation Division, Social Welfare Officer V, Davao City / Division Chief ダバオ市社会福祉管理官V、業務推進部係長、ソーシャルワーカー
Mr. Eduardo Makiso Dalagan	Administrative Assistant II DSWD Field Office No.10, Cagayan De Oro City Cagayan De Oro CityフィールドオフィスNo.10、行政補佐官II
Ms. Nenita Abacan Villamor	Social Worker, Program Manager, BUKLOD-UNLAD NG BATANGAS, Inc., (Unified Organization of the Development of Batangas) ソーシャルワーカー、企画マネジャー、バタンガス市開発機構

訪日団名簿

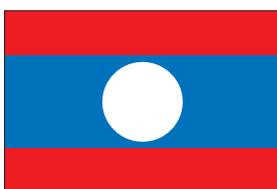
2011.9.28～10.5

カンボジア王国
Kingdom of Cambodia

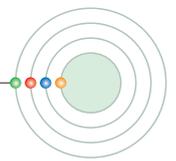


Mr. Mom, Virak	Leader/Deputy Director International Cooperation Department, Ministry of Social Affairs, Veterans, and Youth Rehabilitation (団長)社会問題・退役軍人・青少年更生省、国際協力部 課長補佐
Ms. Them, Sekhamany	Inspector Inspectorate, Ministry of Social Affairs, Veterans, and Youth Rehabilitation 社会問題・退役軍人・青少年更生省、監査部監査官
Mr. Chhom, Bunrith	Chief Inter-Country Adoption Committee, Ministry of Social Affairs, Veterans, and Youth Rehabilitation 社会問題・退役軍人・青少年更生省、国内養子縁組委員会係長
Ms. Khuon, Chhorvivan	Chief Finance and Supply Department, Ministry of Social Affairs, Veterans, and Youth Rehabilitation 社会問題・退役軍人・青少年更生省、財政供給部係長
Mr. Tiev, Visoth	Vice Chief Employment of Person Office, Welfare Department with Disabled Person, Ministry of Social Affairs, Veterans, and Youth Rehabilitation 社会問題・退役軍人・青少年更生省、障害者福祉部雇用対策課副係長

ラオス人民民主主義共和国
Lao People's Democratic Republic



Mr. Pama, Yangye	Leader/Deputy Director Personnel Department, Ministry of Labour and Social Welfare (団長)社会福祉・労働省、人事部 課長補佐
Mr. Thebvongxam, Khamson	Director Labour and Social Welfare Department of Hour Phanh Province 社会福祉・労働省ホアバン州社会福祉・労働局部長
Mr. Daosongfa, Somthong	Director Labour and Social Welfare Department of Luangprabang Province 社会福祉・労働省 ルアンブラバン州 社会福祉・労働局部長
Mr. Thipvongxay, Chanthong	Deputy Director Labour and Social Welfare Department of Champasak Province 社会福祉・労働省チャンパーサク州 社会福祉・労働局副部長
Mrs. Sidthiphone, Sonemany	Deputy Director Labour and Social Welfare Department of Sekong Province 社会福祉・労働省 セコーン州社会福祉・労働局副部長



訪日団名簿

2011.9.28～10.5

モンゴル国
Mongolia



Ms. Lkhagvademberel Amgalan	Leader/Deputy Director Policy Implementation and Coordination Division, Ministry of Social Welfare and Labour (団長)社会福祉・労働省 福祉政策実施課 課長補佐
Mr. Munkhbat Avsai	Officer Monitoring and Evaluation Division, Ministry of Social Welfare and Labour 社会福祉・労働省 福祉政策調整・評価課 事務官
Mr. Enkhbayar Damdinsuren	Officer Law and Foreign Cooperation Division, Ministry of Social Welfare and Labour 社会福祉・労働省 法律・海外協力課 事務官
Mr. Davaabayar Choimbol	Social Worker The Child Protection Center(Agency under MSWL), Ministry of Social Welfare and Labour 社会福祉・労働省(外局)児童保護センター ソーシャルワーカー
Ms. Zurgaanjin Nergui	Advisor (Social Protection Issues) to the Minister 社会福祉・労働大臣顧問(社会保護分野)

タイ王国
Kingdom of Thailand

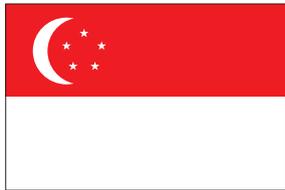


Mr. Seree Vachirathavornchai	Leader/ Deputy Secretary-General National Office for Empowerment of Persons with Disabilities, Ministry of Social Development and Human Security (団長)社会開発・人間の安全保障省 国家障害者エンパワーメント事務局次長
Mr. Samphan Suwanthab	Director Bureau of Inspect and Evaluation, Ministry of Social Development and Human Security 社会開発・人間の安全保障省 検査・評価部長
Mr .Mongkhoh Chantrabumroung	Chief Nongbualamph Social Development and Human Security ノンブアランプー社会開発・人間の安全保障局係長
Ms. Namkang Kantharak	Member of the Committee and Secretary Foundation for Disabled Children of Nonthaphum Home ノンタブーム障害児ホーム財団コミティー委員・事務局長
Ms.Sara Binyoh	Secretary Pattani Home for Children Foundation パッタニーホーム児童財団事務局長

訪日団名簿

2011.11.9～11.16

シンガポール共和国
Republic of Singapore

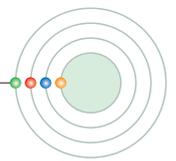


Ms. Pek Wan Teo	Leader / Assistant Director Children Youth & Family Services, Membership and Service Management, National Council of Social Service (団長)全国社会サービス協議会青少年家族サービス管理課 課長補佐
Ms. Khee Wuang Teo	Senior Sector Planning Executive Social Sector Planning Unit, Ministry of Community Development, Youth and Sports 青少年スポーツ地域発展省地域社会計画課上級行政官
Ms. Pamela Ong	Manager / Senior Psychologist Ministry of Community Development, Youth and Sports 青少年スポーツ地域発展省係長・上級心理学者
Ms. Perumalammal Vailmuthu	Senior Rehabilitation Officer Ministry of Community Development, Youth and Sports 青少年スポーツ地域発展省シンガポール男子ホーム上級リハビリテーション管理官

スリランカ民主社会主義共和国
Democratic Socialist Republic of Sri Lanka



Mr. Ratnayake Mudiyansele Somapala Ratnayake	Leader / Secretary Ministry of Social Services (団長)社会サービス省 次官
Mrs. Neelamani Kamalika Abeyratne	Additional Secretary Ministry of Social Services 社会サービス省 次官補(行政)
Mrs. Horanage Chithrani Fernando	Chief Accountant Ministry of Social Services 社会サービス省経理課長
Mr. Owala Kankanamalaya Kushan Vincent Kigsley Thilakarathna	Cordinating Secretary to Hon. Minister Ministry of Social Services 社会サービス大臣付調整秘書



訪日団名簿

2011.11.9～11.16

ベトナム社会主義共和国 Socialist Republic of Vietnam



Mr. Le Van Hoat	Leader/Deputy Director, Personal Department of Ministry of Labor, Invalids and Social Affairs (団長)労働・傷病兵・社会問題省人事局副部長
Mr. Tran Van Ly	Director Thuy An Rehabilitation Center for Children with Disabilities, Thuy An village, Ba vi province, Ha Noi ハノイ市バー・ヴィー群トゥイ・アン若年障害者リハビリテーションセンター長
Mr. Nguyen Quang Tue	Director Dak Lak Social Protection Center ダックラック社会保護センター長
Mr. Lam Quang Dao	Director Nho Quan Caring Center for Wounded Soldiers ニンビン ニョー・クアン傷病兵療養センター長
Mrs. Ngo Dieu Linh	Officer International Cooperation Department, Ministry of Labor, Invalids and Social Affairs 労働・傷病兵・社会問題省国際協力局専門官

中華民国・台湾 Republic of China・Taiwan



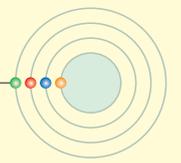
Mr. Huang, Hung Mo (黄宏謨)	Leader/ Deputy Director(Department of Social Affairs) Ministry of the Interior (団長)内政部(自治省) 社会局副局长
Mrs. Lin, Fang Erh (林芳珺)	Director Yunlin Education and Nursing, Ministry of the Interior 内政部 雲林教養院院長
Mr. Bai, Hsiu-Hsiung (白秀雄)	Chairman Taiwan Social Welfare League 中華民國國際社会福祉協會理事長
Dr. Chang, Ying Ming (張英明)	M.D.MSc Superintendent Taipei Jen-Chi Hospital 財団法人私立台北仁濟院研究室 院長
Ms. Chang, Yi-Ping (張憶萍)	Acting Director Chi-De Hearing and Speech Center of the National Women's League Foundation for the Hearing Impaired 財団法人中華民國婦女難聽文教基金會付属至德聽語センター代理主任

● 訪 日 団 実 績 ●

昭和53年10月	タイ	6名	
54年10月	インドネシア	5名	
54年11月	韓国	6名	
55年 4月	台湾	6名	
55年 9月	マレーシア	7名	
55年10月	スリランカ	5名	
56年 4月	タイ	5名	
56年 9月	フィリピン	5名	
56年11月	ネパール	5名	
57年 4月	台湾	5名	
57年 5月	インドネシア	5名	
57年10月	シンガポール	5名	
58年 4月	韓国	5名	
58年 5月	スリランカ	5名	
58年 9月	バングラデシュ	5名	
58年10月	インド	5名	
59年 4月	マレーシア	5名	
59年 5月	ネパール	5名	
59年 9月	フィリピン	5名	
59年10月	シンガポール	5名	
60年10月	インドネシア、韓国、タイ、スリランカ		各5名
61年 5月	台湾		10名
61年 8月	マレーシア、フィリピン、シンガポール		各5名
62年10月	バングラデシュ、インド、ネパール、タイ		各5名
63年 5月	韓国、タイ、台湾		各5名
63年11月	インドネシア、マレーシア、フィリピン		各5名
平成元年 5月	韓国、シンガポール、台湾		各5名
元年10月	ネパール4名、バングラデシュ、インド		各5名
2年 5月	韓国、フィリピン、台湾		各5名
2年10月	インドネシア、マレーシア、スリランカ		各5名
3年 4月	韓国5名、台湾6名		
3年11月	バングラデシュ、インド、ネパール		各5名
4年 4月	韓国、台湾、タイ、フィリピン		各5名
4年11月	バングラデシュ、インド、インドネシア各5名、スリランカ6名		
5年 4月	韓国、シンガポール、タイ、台湾		各5名
5年11月	バングラデシュ4名、インド、マレーシア、ネパール		各5名
6年 4月	韓国、マレーシア、フィリピン、台湾		各5名
6年11月	バングラデシュ、インド、インドネシア、スリランカ		各5名
7年 4月	インド、インドネシア、ネパール、タイ		各5名
7年11月	フィリピン、シンガポール、韓国、台湾		各5名
8年 4月	インドネシア、マレーシア、シンガポール、スリランカ		各5名
8年 9月	バングラデシュ、インド、ネパール、パキスタン		各5名
8年11月	韓国、フィリピン、タイ、台湾		各5名
9年 4月	韓国、シンガポール、タイ、台湾		各5名
9年 7月	マレーシア、ネパール、フィリピン、スリランカ		各5名
9年11月	バングラデシュ、パキスタン各5名、インド、インドネシア各4名		



第1回招聘事業で来日したタイの社会福祉関係者一行。昭和53年10月



10年4月	韓国、フィリピン、タイ各5名、台湾4名	
10年9月	マレーシア、ネパール、シンガポール各5名、パキスタン4名	
10年11月	バングラデシュ、インド、インドネシア各5名、スリランカ4名	
11年4月	韓国、フィリピン、タイ、台湾	各5名
11年9月	インドネシア4名、マレーシア、ネパール、シンガポール各5名	
11年11月	バングラデシュ、パキスタン、スリランカ各5名、インド4名	
12年4月	インドネシア、マレーシア、パキスタン、タイ	各5名
12年9月	バングラデシュ4名、インド3名、ネパール、スリランカ各5名	
12年11月	韓国、フィリピン、シンガポール、台湾	各5名
13年4月	韓国、シンガポール、タイ、台湾	各5名
13年9月	フィリピン、インド、ネパール、スリランカ	各5名
13年11月	バングラデシュ、マレーシア、インドネシア、パキスタン	各5名
14年4月	インドネシア、マレーシア、タイ各5名、パキスタン4名	
14年9月	韓国、フィリピン各5名、台湾4名、シンガポール3名	
14年11月	バングラデシュ、インド、ネパール、スリランカ	各5名
15年4月	マレーシア、スリランカ各5名、ネパール、パキスタン各4名	
15年6月	カンボジア、ラオス、ベトナム、モンゴル	各5名
15年9月	バングラデシュ、インド、インドネシア、フィリピン	各5名
15年11月	韓国、シンガポール、タイ、台湾	各5名
16年4月	バングラデシュ、フィリピン、シンガポール各5名、パキスタン4名	
16年6月	カンボジア、ラオス、モンゴル、ベトナム	各5名
16年9月	インド、マレーシア、ネパール、スリランカ	各5名
16年11月	インドネシア、韓国、タイ、台湾	各5名
17年4月	韓国、シンガポール、タイ、台湾	各5名
17年6月	カンボジア、ラオス、モンゴル、ベトナム	各5名
17年9月	フィリピン、インドネシア、マレーシア各5名、パキスタン4名	
17年11月	バングラデシュ、インド、スリランカ各5名、ネパール4名	
18年4月	カンボジア、ラオス、モンゴル、ベトナム	各5名
18年5月	韓国、フィリピン、シンガポール、台湾	各5名
18年9月	インドネシア、ネパール、タイ各5名、パキスタン4名	
18年11月	バングラデシュ、インド、マレーシア各5名、スリランカ4名	
19年4月	インドネシア、韓国、フィリピン、台湾	各5名
19年5月	カンボジア、ラオス、マレーシア、ベトナム	各5名
19年9月	バングラデシュ、インド、パキスタン、スリランカ	各5名
19年11月	ブータン、モンゴル、ネパール、タイ	各5名
20年4月	カンボジア、ラオス、モンゴル、ベトナム	各5名
20年5月	インドネシア4名 マレーシア、パキスタン、フィリピン各5名	
20年9月	韓国、シンガポール、タイ、台湾	各5名
20年11月	バングラデシュ、インド、ネパール、スリランカ	各5名
21年4月	韓国、モンゴル、フィリピン、台湾	各5名
21年5月	カンボジア、ラオス、ベトナム各5名、タイ4名	
21年9月	インドネシア、マレーシア、パキスタン、シンガポール	各5名
21年11月	バングラデシュ、インド、ネパール、スリランカ	各5名
22年4月	バングラデシュ、インドネシア、マレーシア、パキスタン	各5名
22年5月	韓国、フィリピン、台湾各5名、ベトナム4名	
22年10月	インド、ネパール各4名、スリランカ、タイ各5名	
23年5月	インド、インドネシア、マレーシア、フィリピン	各5名
23年9月	カンボジア、ラオス、モンゴル、タイ	各5名
23年11月	シンガポール、スリランカ各4名、ベトナム、中華民国・台湾各5名	

計 1,517名



あしなが育英会に財団が寄付 震災孤児の就学資金に

東日本大震災は夥しい犠牲者が出たばかりでなく、一瞬にして津波に呑まれた街が消滅するなど戦後最大の大惨事となりました。家族や財産を失った人たちの悲嘆はもちろん、津波で街が破壊される映像を目の当たりにして、世界中が^{おの}が戦きました。

国民はこぞって自分たちでできる支援が何かないか、と真剣に考え、ある人は浄財を提供し、またある人はボランティアを買ってでました。中には幼稚園児が貯金箱を持参したというような美談も伝わってきました。

当財団としても公益法人として被災地の人のために何かお役に立てることがないか、思いをめぐらせました。いろいろ考えをめぐらせた結論が「当財団は南ベトナムを始めアジアの戦争孤児の自立を目的に事業を開始したのだから、わが国の震災孤児救援は寄付行為に照らしても活動目的にかなっている」ということでした。

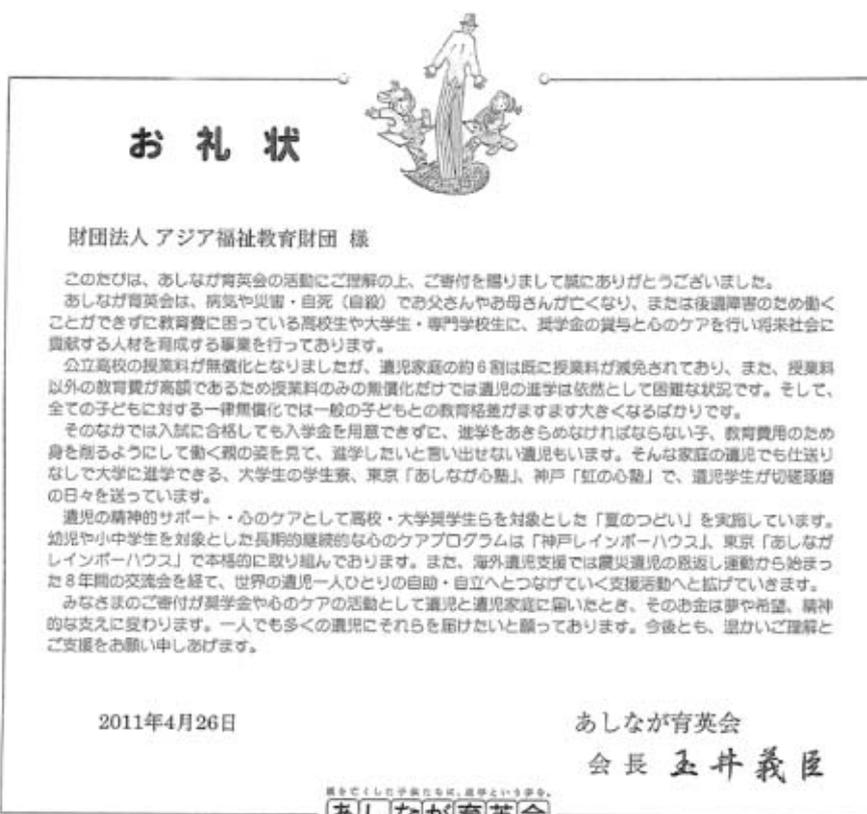
当財団のスタッフ数など現状では直接救援活動に携わることはできないので、僅かでも震災孤児の就学資金の一部にあててもらうため、義援金を拠出すること、額についても多寡よりも財団の実情を反映していること、そしてより実効性が確認しやすい方法、を検討することにしました。

当財団の理事であり、文部省OBとして奨学金制度などに精通しておられる井上孝美元文部次官からご助言をいただき、長年交通遺児などに就学資金を提供した実績を持っている「あしなが育英会」に300万円

寄付し、震災孤児の就学資金の一部に活用いただく案をまとめ決定。平成23年4月26日、同育英会玉井義臣会長に手交いたしました。

なお、同育英会は就学支援の対象を遺児(片親を亡くした人)としておりますが、当財団の意志を尊重し、その資金は孤児(両親を亡くした人)に限定、一時金の形で活用してもらうことになりました。

被災地の復興、そして被災地の皆さんに一日も早い安寧の日々が訪れることを願ってやみません。



■ 日本定住難民とのつどいの開催



平成23年度受表彰の方々と役員
(写真中央前列が綿貫理事長)



綿貫理事長より
模範難民定住者
へ表彰状が授与
された

第32回定住インドシナ難民とのつどい 愛と感謝のフェスティバル 遠来の難民も初参加し、 多文化共生の新宿で開催

(財)アジア福祉教育財団 事務局長 石崎 茂生

第32回「日本定住難民とのつどい」(愛と感謝のフェスティバル)は10月23日(日)、新宿区立新宿文化センターで開催されました。

開会に先立ち財団役員、新宿区、難民事業の関係者、職員OBらが集まって立食形式の意見交換が行われました。それぞれ難民問題に深く関わってきた人たちだけに、定住難民問題について熱心に話し合われていました。

第1部式典には日本定住難民の他、主催者の財団綿貫民輔理事長、同奥野誠亮名誉会長をはじめ、共催者である新宿区の中山弘子区長や来賓の外務省総合外交政策局武藤義哉審議官らが出席、綿貫理事長の主催者挨拶につづき祝辞を拝受しまし

た。(挨拶、祝辞は別掲)さらに模範難民定住者、難民雇用事業所、支援協力者にそれぞれ表彰状、感謝状が綿貫理事長から贈られました。

第2部アトラクションは武蔵野中学・高等学校の元気なマーチングバンド、地元新宿区の指定無形民俗文化財・萩原社中の「三番叟^{さんぼそう}」が演じられ、日本定住難民との交流が図られました。

さらに条約難民やカンボジア、ラオス、ベトナム難民の歌や寸劇が披露されましたが、今回の出し物には従来に増して演出に工夫が感じられ、見応えのある演目が多かったように感じます。最後にサーカスショーを楽しみ、皆で「ふるさと」を合唱して楽しい一日を終えました。



■日本定住難民とのつどいの開催

今回はタイのメーラキャンプからわが国へ第三国定住でやってきたミャンマーのカレン族難民の人たちも観覧、また静岡県浜松市からはバスを連ねて150人の定住難民が初めて参加するなど盛り上がりを見せました。また、この催しの模様はNHKテレビ番組「首都圏ニュース」で詳細に取り上げられました。

ところで「規制緩和」の趨勢^{すうせい}を受け、財団が国から受託してきた難民の保護、救援、定住事業が所謂入札（企画公募）に移行しました。難民事業は国の危機管理や人道人權に関する事柄だけに、国費を遣って事業を進める以上、難民はもとより国民の利益に背反することになってはならないと自戒し、社会にとって有益であることを念じながら今後とも事業が遂行できるよう努力をつづけたい、それが公益法人たる所以と考えております。

「日本定住難民とのつどい」終了後難民事業本部職員のOB会「広尾会」の恒例総会が開かれ様々な意見が交わされました。ある相

談員OBの男性からは「在留資格が定住者の場合、年金受給資格が欠格とされている」事例があることなどが報告され、まだまだ日本定住難民に対する相談業務をはじめ所謂アフターケア問題が残存していることを再認識させられました。

国費が急増する難民認定申請者の保護費に傾斜し、どうしても日常的な相談業務や調査などが不如意に陥っている感が否めなくなっております。財団としても知恵を絞り、より血の通った施策を実施してゆきたいと念じております。

難民とのつどい、32回の足跡

回数	名称	日時	場所
第1回	定住インドシナ難民を励ます会	昭和57年 1月17日	姫路市文化センター
第2回	〃	昭和57年 3月21日	大和市中央文化会館
第3回	〃	昭和57年11月 7日	虎ノ門ニッショーホール
第4回	〃	昭和58年12月 4日	神戸市ポートピア国際会議場
第5回	〃	昭和59年12月 9日	神奈川県立県民ホール
第6回	〃	昭和60年10月 6日	中野サンプラザ
第7回	〃	昭和61年10月18日	品川文化会館
第8回	〃	昭和62年11月 8日	兵庫県立文化体育館
第9回	〃	昭和63年10月23日	横浜市市民文化会館
第10回	定住インドシナ難民とのつどい	平成 元年10月29日	中野サンプラザ
第11回	〃	平成 2年11月11日	品川区立総合区民会館
第12回	〃	平成 3年12月 1日	〃
第13回	〃	平成 4年11月22日	〃
第14回	〃	平成 5年11月21日	〃
第15回	〃	平成 6年11月27日	〃
第16回	〃	平成 7年10月22日	〃
第17回	〃	平成 8年10月27日	〃
第18回	〃	平成 9年10月26日	〃
第19回	〃	平成10年10月11日	〃
第20回	〃	平成11年10月24日	〃
第21回	〃	平成12年10月22日	〃
第22回	〃	平成13年10月28日	〃
第23回	〃	平成14年10月20日	〃
第24回	〃	平成15年10月26日	〃
第25回	日本定住難民とのつどい	平成16年10月24日	〃
第26回	〃	平成17年10月23日	〃
第27回	〃	平成18年10月22日	〃
第28回	〃	平成19年10月21日	〃
第29回	〃	平成20年10月26日	新宿区立新宿文化センター
第30回	〃	平成21年11月14日	〃
第31回	〃	平成22年10月24日	〃
第32回	〃	平成23年10月23日	〃



在日本ビルマ連邦少数民族協議会 ANU



在日本ラオス協会



在日本カンボジアコミュニティ 難民子ども会



神奈川県ベトナム人定住者有志



武蔵野中学・高等学校マーチングバンドWINGS(ウィングス)による若さあふれる演技



里神楽「さんばんそう三番叟」新宿区指定無形民俗文化財 萩原社中



コブリナサーカス



ハウス食品(株)のご協力により、こんがりポテトなどの商品を来場者の方々に手渡す



「第32回日本定住難民とのつどい」開催報告

…… 愛と感謝のフェスティバル ……

1. 開催趣旨

他の模範となる日本難民定住者を表彰するとともに、難民の定住促進に支援や協力をいただいている難民の雇用主、支援協力者（ボランティア）等に感謝状を贈呈し謝意を表す。また、定住難民がわが国で安定した生活が営めるよう、雇用や共生などの問題について一般にも理解を深めてもらえる催しとする。

運営にあたっては共催団体と連携しつつ、定住難民や関係機関、支援協力団体、市民などが一体になって催しに参加できるようプログラムの改善、内容充実を図るほか、長く母国を離れている定住難民の自国文化継承にも配慮しつつ懇親の機会を提供する。

- 主 催： 財団法人アジア福祉教育財団
- 共 催： 新宿区、公益財団法人新宿未来創造財団
- 後 援： 内閣難民対策連絡調整会議、法務省、外務省、厚生労働省、文化庁
- 協 賛： 日本新聞協会、日本放送協会 (NHK)、日本民間放送連盟
- 協 力： ハウス食品株式会社
- 日 時： 平成23年10月23日（日）12時00分～16時30分
- 場 所： 新宿区立新宿文化センター 大ホール

2. 実施結果

◎懇 談 会 難民関係者との懇談

◎式 典

主な来賓（敬称略）

- | | |
|-------------------|---------------------|
| 新宿区 区長 | 中山 弘子 |
| 外務省 総合外交政策局審議官 | 武藤 義哉 |
| 法務省 入国管理局長 | 高宅 茂 |
| | （代読 北村 晃彦難民認定室長） |
| 国連難民高等弁務官事務所 駐日代表 | ヨハン セルス |
| | （代読 ダニエル アルカル首席法務官） |

- | | |
|--------------------|--------|
| 表彰者 難民雇用事業所（感謝状贈呈） | 2社 |
| 支援協力者（感謝状贈呈） | 2社及び4名 |
| 模範難民定住者（表彰状授与） | 3名 |

◎アトラクション

- | | |
|--------------------|--------------------------------------|
| ①マーチングバンド | 武蔵野中学・高等学校マーチングバンド
ウイングス
WINGS |
| ②里神楽 三番叟 | 新宿区指定無形民俗文化財 萩原社中 |
| ③条約難民（ミャンマー難民）民族舞踊 | 在日ビルマ連邦少数民族民族協議会 エーユーエス AUN |
| ④カンボジア難民民族舞踊 | 在日カンボジアコミュニティ 難民子ども会 |
| ⑤ラオス難民民族舞踊 | 在日本ラオス協会 |
| ⑥ベトナム難民民族舞踊 | 神奈川県ベトナム人定住者有志 |
| ⑦サーカスショー | コプリナサーカス |

（来場者 約 1,000 名）

主催者挨拶

(財)アジア福祉教育財団理事長

綿貫民輔

アジア福祉教育財団理事長の綿貫民輔であります。
第32回「日本定住難民とのつどい」を開催するにあたり、ご挨拶を申し上げます。

外務省、法務省をはじめご来賓の皆様には日曜日、しかも何かと行事の多いこの時期にご臨席をいただき、誠に有難うございます。また、会場には多数の方々にお集まりいただき、この催しをより一層意義深いものにしていただいたことに心から御礼申し上げます。

去る3月11日、東北、関東をおそった大震災は、津波を引き起こし、たくさん尊い人命を奪う結果となりました。また津波によって起った原子力発電所の事故は、今もなお、わが国社会や経済に深刻な影響を与えています。この大震災の犠牲になった方々に、衷心から哀悼の意を表しますとともに、一日も早く、被災地の復興が成され、罹災者の方々が元のような平和で安全な暮らしができるようになることを願って止みません。

他方、定住難民のグループや個人が被災地を訪れ、炊き出しやがれき処理のボランティア活動を行ったとの報道がありました。参加した難民の方々は、かつて自分を受け入れてくれた日本



に対する恩返しのご気持ちがある活動につながったと話していたと仄聞しています。難民の方々が日本社会に深く根付いた証として大きな感銘を受けるとともに、深く敬意を表する次第です。

昨年、日本政府は国連難民高等弁務官の要請を受け、とりあえず3年間のパイロット事業として、タイのメーラ難民キャンプに長年滞留しているミャンマー難民の受け入れを第三国定住という新しい形で開始しました。当財団はこの事業の委託を受け、昨年9月からこれらミャンマー難民に対し定住のための支援プログラムを実施しております。

難民としてわが国に安全を求めてやってきた方々が、定住し安定した生活を営んでいくためには、言葉はもとより日本の文化や生活習慣などを身につける必要があります。さらに社会の中で自立することは職業を得、家庭を築くということでもあります。しかし言葉をはじめ様々なハンディキャップを強いられる難民の人たちは多くの試練を克服しなくてはならず、自立するといっても並大抵のことではありません。自分の生まれ育った国ではない異境の地での暮らしでは、それまでの知識、経験、考え方が通用しないことが多く、一時的に挫折感や疑念を感じる人も少

なくないと聞いています。

このため、難民の方々が自分の力で、日本社会で生活していけるようになるまでの一定期間は、様々な施策を総合的に実施する必要があります。難民事業本部は国や各自自治体をはじめ関係者と連絡をとりながら、より手厚い事業が行われるよう努めているところです。また、時の流れとともに定住難民の方々ととりまく環境や抱える問題も様変わりしております。そうした変化に私たちの財団は機敏に対応し、公益法人としての自覚に立ちながら役割を果たしていかなければならないと考えております。日本に定住した難民の人たちに強く生き抜く勇気を持つていただき、「日本に来てよかった」と感じていただけるよう、役員一同これからも誠心誠意努めてまいりたいと考えております。

本日の「日本定住難民とのつどい」では第一部の式典において、他の模範になる難民の方を表彰するとともに難民の雇用にご尽力くださった雇用主およびボランティア活動でご協力いただいている方々さらに当財団の事業推進にお力添えを賜った方々に感謝状を贈らせていただきます。また、第二部では祖国の歌と民族舞踊、新宿区の有志の皆さんによる郷土芸能、サーカスショーなどを観覧いただき、楽しんでいただければと思います。少しでも難民の皆さんの励みになることを願うとともに、ご厚意を寄せていただいた方々に感謝と敬意を表し、ご挨拶と致します。

(2011年10月23日「第32回日本定住難民とのつどい」における挨拶)



新宿区長

中山弘子氏

皆様こんにちは。ただいまご紹介いただきました、新宿区長の中山弘子です。

本日は、「第32回日本定住難民とのつどい」の開催、誠におめでとうございます。

綿貫理事長を始め、(財)アジア福祉教育財団並びに多くの関係者の皆様による難民の方たちの定住に向けての長年にわたるご努力、また、国内外を問わず、幅広く難民の方たちへの支援事業にご尽力され、多くの実績を残されていることに対し、改めて敬意を表したいと思います。

区内にあるR H Q支援センターでは、難民の方たちが日々日本語や生活習慣を学ぶほか、地域の町会が企画した七夕交流会に参加して盆踊りや浴衣の着方を習うなど、地域との交流を図っています。また本日、諏訪町会、西早稲田商店会が支援協力者として感謝状の贈呈を受けます。こうしたことは、多くの外国人が住み、集う新宿区にとって、とても嬉しく思います。

さて、3月11日に発生した東日本大地震では、新宿区でも震度5を記録し、大きな揺れを感じました。この震災での被害は、区内ではほとんどありませんでしたが、新宿駅周辺等で多くの帰宅困難者があふれ、避難所の開設などの対応をいたしました。大きな被害にあった東北地方の一日も早い復興を願うとともに、亡くなられた皆様のご冥福をお祈りし、また私どももしっかり復興支援に力を尽くしていきたいと考えております。

震災の影響で、現在新宿区の外国人登録者数は、震災前と比べ約2千人減って約3万3千人となっています。しかしながら、新宿には多くの外国人が住んで、働いて、学び、活動する活力のある国際的な都市として重要な存在感を皆さんに示していただいております。

私は、こうした外国人が多く住むまちということを積極的な特徴として捉えて、プラスメッセージを発信できる「多文化共生のまちづくり」を進めております。様々な文化や価値観を肌で感じ、共に身に付けていくことが、この多文化共生のまちづくりを進

めていくことになると考えております。

こうした多文化共生のまちづくりを進める拠点として平成17年に開設した「しんじゅく多文化共生プラザ」は、今年で7年目を迎えました。多言語による様々な相談や日本語の学習支援の取り組み、利用者や利用団体、地域のネットワークづくりなどを進めております。R H Q支援センターでの日本語教育、生活ガイダンスを修了された方々にも、この多文化共生プラザをご利用いただいているところです。

さて、昨年度から日本における難民支援の新たな取組みとして、第三国定住難民の受入れが始まりました。昨年来日した27人の難民の方たちは、新宿区で6ヶ月間自立のための研修を受けながら生活されました。この間、地域の町会・商店会との交流や区立学校での体験入学を行いました。

日本に来る難民の方たちが地域で生活するためには、コミュニケーションの大切なツールである日本語の学習支援や、日本の生活に適應するための訓練、就職の斡旋など十分な支援が必要となります。難民の方々が日本で定住するためには何が必要で何が有効か、政府が中心となって、自治体や関係機関と連携しながらしっかりと検証し、そして取り組んでいくことが今大事であると考えています。

難民として日本に来られた皆さんは、生活を送るなかで多くの困難と制約を経験されたことと思います。言葉もわからず、生活習慣も違い、働く機会も限られ、生活費も高いこの日本で、生活の基盤を築くことは大変なものがあつたと思います。そうした困難を乗り越え、地域社会に溶け込んでこられた皆様に心から敬意を表します。これからも、日本での生活にご苦労や困難があると思いますが、地域の方々の協力を得ながら、そして私ども行政もしっかりサポートを続けたいと思いますので、乗り越えられることを私たちは望んでおります。

外国人と日本人が地域で共に生活するための支援という意味では、本日のイベントの主催者であるアジア福祉教育財団と新宿区は、同じ目標に向かって事業を進めていると言えるのではないのでしょうか。今後も、アジア福祉教育財団を始めとする関係者の皆様が、わが国における難民事業や各事業の推進に、先導的役割を果たされることを期待しますとともに、本日会場にいらっしゃる難民の皆様の益々のご健勝とご活躍を心からお祈りいたしまして、ご挨拶いたします。

本日は、「日本定住難民とのつどい」の開催、誠におめでとうございます。



外務省 総合外交政策局審議官
武藤 義 哉 氏

外務省総合外交政策局審議官の武藤義哉でございます。昨年に引き続き、参加させて頂く機会を得たことを大変喜ばしく思っております。「第32回日本定住難民とのつどい」の開催にあたり、外務省を代表して、ひとこと御挨拶申し上げます。

我が国における難民の皆様を励まし、多くの支援者の皆様に感謝の気持ちを申し上げるこの「つどい」が、今回で32回目を迎えられたことをお祝い申し上げます。また、主催者の財団法人アジア福祉教育財団、並びに、共催者の新宿区及び公益財団法人新宿未来創造財団の御尽力に敬意を表します。

さて、我が国は昨年度から新たに第三国定住事業を開始しました。第三国定住というのは、ある国から別の国に逃れた難民を、第三国に移してそこでの定住を図るというものです。日本政府は、タイの難民キャンプで避難生活を送っているミャンマー難民の方々を三か年のパイロットケースとして受け入れています。欧米諸国などはすでにかなり大規模に受け入れています、アジア地域では初めてです。本年9月には、昨年第一陣として来日した5家族27名に続いて第二陣として新たに4家族18名のミャンマー難民の方々が来日されました。

私自身も数ヶ月前、第一陣で来られた方々の一部と直接お話しをさせていただく機会が持てましたが、

第一陣ということもあり、我々が当初十分予見できなかった問題についても率直にお話を聞かせていただいたりしました。第一陣における教訓や反省点も踏まえつつ、第二陣以降の対応を考えていかなければならないと思っています。また、そうした際には、こちらの新宿区を含め、関係の自治体、地域社会の皆様とも一層連携を深め、そのご協力をいただきながら進めていくことが肝要だと思っております。

このように第三国定住事業はまだまだ手探りではありますが、私が嬉しかったことの一つをお話すると、それは子どもたちが日本の学校にとっても早く馴染んでいるということ为先ほど述べた第一陣の方々のお話の中で聞いたことでした。彼らは、もちろん宿題などはまだ全然わからず、相談員の人が電話で逐一相談にのっている状況ですが、それにも関わらず、友達もできて、学校が楽しいと子どもが言っている、と親御さんたちが言っておられました。遠い国から来た子どもたちが日本という新天地に親しみを覚えてくれているとしたら、素晴らしいことだと思います。

第三国定住の方々に限らず、ここに参加していただいている方々も含め、我が国に定住された難民の人たちが、今後も日本をいわば第二の故郷として、元気に過ごし、活躍されることを我々外務省としても願っておりますし、そのために引き続きお手伝いをさせていただきたいと思っている次第です。

最後になりましたが、本日ここにお集まりの皆様方の益々の御健勝、御発展並びに難民の皆様の御多幸を心からお祈りしつつ、私からの御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。



法務省入国管理局難民認定室長

北村 晃彦氏

(高宅 茂入国管理局長代理)

本日ここに「第32回日本定住難民とのつどい」が開催されるに当たり、一言御挨拶申し上げます。

まず最初に、政府の難民関係事業をお引受けいただいている財団法人アジア福祉教育財団の綿貫理事長を始めとする職員の方々と、難民の受入事業の振興に御助力いただいている新宿区、民間事業所並びに民間ボランティアの方々の御努力に対し、心から敬意と感謝の意を表します。また、難民として日本におられる皆様におかれては、故国から遠く離れた異邦の地であるこの日本において、永年にわたり生活の基盤を築くために重ねてこられたこれまでの御努力に対し、心から敬意を表します。

さて、今日の発展する国際社会において、依然として生命や身体への自由への侵害・抑圧をもたらす事件や紛争が発生し、多くの人々が平穏な生活を脅かされ、それまでの生活を放棄せざるを得ない境遇に追い込まれていることは、誠に残念なことであります。

ここにお集まりの皆様方も、そうした困難な境遇に見舞われ、日本にいられたのでありますが、言語・文化の違いを始めとする様々な御苦勞や困難を乗り越え、日本社会の一員としてその生活基盤を固められるに至りましたことは、誠に喜ばしい限りであります。

我が国では、新しい難民認定制度が施行されてから6年余りが経過し、現在まで順調に運用されているところでありますが、近年における各国事情の変化等に伴い、難民認定申請者数は引き続き高い水準で推移しており、難民施策に対する社会の関心も増大

しています。

法務省としましては、難民の方々や支援される方々からのご意見、ご指摘をも拝聴しつつ、今後とも難民認定のための制度を適正に運用するとともに、組織及び体制を強化して、難民の方々に対する適切かつ迅速な保護を図るよう引き続き努力してまいります。

また、我が国は、平成22年度より3年間にわたり、パイロットケースとして第三国定住による難民の方々の受入れを行っており、その第二陣として、過日、4家族18名のミャンマー人難民の方々が来日されました。この4家族については、現在、難民事業本部による180日間の定住支援プログラムを受講されているところです。

我が国は、昭和53年から平成22年末までに、1万1千人を超えるインドシナ難民、500人を超える条約難民の方々を受け入れてまいりましたが、それらの方々の定住が進展いたしましたのは、難民の方々一人一人の努力によることはもちろんのこと、難民事業本部が実施する日本語教育や就職のあっ旋など、同本部の職員の方々によるきめ細やかな対応と、地域社会における民間事業所や民間ボランティアの皆様の温かい御支援・御協力の賜物であります。

特に、昨年の秋、第三国定住により受け入れた難民の方々につきまして、難民事業本部の皆様方が今までの知見を活かし、非常にきめ細かく、温かい御支援・御協力を頂いたと存じます。

最後になりましたが、アジア福祉教育財団を始めとする関係者の皆様の、なお一層の御発展と御活躍をお祈り申し上げますとともに、我が国に定住された難民の皆様が、今後とも母国の伝統と文化に誇りを持ちつつ、我が国社会において一層安定した生活を築かれますよう心から希望して、私の挨拶といたします。



UNHCR(国連難民高等弁務官事務所)駐日事務所首席法務官
ダニエル アルカル 氏
(ヨハン セルス UNHCR 駐日代表代理)

ご来席の皆さま、こんにちは。そしてアジア福祉教育財団および難民事業本部(RHQ)の皆さま、この栄えある式典にお招きいただき、誠にありがとうございます。約30年という長きに及ぶ貴財団の絶え間ないご尽力に対し、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)を代表して心より感謝申し上げます。

RHQの皆様は難民のより良い生活を支援するために、常に力を尽くしてくださいました。毎年恒例のこの祭典は、難民自身の祖国や民族の文化を祝い、難民を受け入れてきた日本社会に対する彼らの貢献を示す一つの例です。

また、難民と彼らを永年に渡り支援してきた政府・非政府機関が協力関係について互いに感謝の意を表す場でもあります。

苦しんでいる人々に対する日本の人道的支援の提供は、日本の伝統と価値観に深く根差しています。

保護や助けを必要とする人々に対する日本人の温かいもてなしと心の寛大さにまつわる逸話は、長い歴史の中に多く存在します。今日においても日本人はその寛大な態度をますます強く示しています。

このことは、先の自然災害とそれによって起きた事態について考えるとき、特別な意味を持ちます。

日本、及び全世界が、前例の無い惨状と放射能の恐怖に息を詰まらせました。住む場所を失った何百、何千もの日本の人びとが直面した体験は、世界の難民たちが経験したものと奇(く)しくも酷似していました。

そんな状況にある日本人に対して、世界は溢れんばかりの愛と支援で恩に報いました。その後も尚、日本政府と日本人は日々、国内と海外の難民への支援を続けています。

また、日本政府の世界の難民に対する拠出金の総額は国として世界第二位を維持しています。日本に保護される人々の数は年々増えています。

たしかに日本の難民受け入れ制度プロセスの課題ばかりに注目し、批判をする人もいるでしょう。

日本の惜しめない海外向けの援助プログラムにまで文句を付ける人もいるでしょう。

しかし、実際には、日本の難民受け入れ制度は常に疑いなく正しい方向へ、ひたすら前へ前へと進んでいるということです。

私たちは難民受け入れ制度の様々な側面における関係者間の更なる協力や連携を目標に前進しています。

そのためには、収容される人の数を減らすことで難民申請者にとってより快適な保護環境を作ったり、難民と人道配慮による在留特別許可の案件を含めた保護件数を増やしたり、より良い難民の定住政策を発展させたりすることが必要です。しかし、それらのとりくみは、中央政府と地方政府、NGO、弁護士のネットワーク、学术界および民間企業などの市民社会の関与と貢献を組込んだシステムをいかにつくっていくにかかっています。

それは誰が何をやっていないのかではなく、自分達は何が出来るかについて常に皆が話し合っているようなシステムです。

実質的かつ実用的ですが、原理原則もきちんと尊重したシステムです。

つまり難民にとって物理的に最も安全な保護を提供するシステムから更に発展した、難民が地域に溶け込み、尊厳を持って自分の人生を生きるための、たくさんのチャンスを与えるようなシステムなのです。

RHQおよび難民たち自身は、これらのことを達成する上で重要な役割を担っています。

約一年半前、日本の難民たちは自らを表現し、自らの権利を主張するための新しい手段を手に入れました。その手段とは、彼ら自身の声です。

日本難民連携委員会(RCCJ)は難民による難民の為の組織です。私たちは、皆さまが彼らの活動を支援し、よりよい難民受け入れ制度プロセスを構築するために彼ら自身が建設的な役割を果たせるよう手助けをして下さることを期待しています。

今年はこのような機運を作り出すのに打ってつけの年です。日本にとって2011年は1951年の難民条約の60周年記念、および1961年の無国籍の減少に関する条約発効の50周年記念を迎えるだけでなく、日本の難民条約加入30周年を記念する年でもあります。

来る11月17日には、外務省と法務省がUNHCRと共催するハイレベルシンポジウムが開催されます。私たちUNHCRの高等弁務官であるアントニオ・グテーレス(Antonio Guterres)、元高等弁務官で現在JICA(独立行政法人国際協力機構)の理事長を務められている緒方貞子さん、そして政府高官の皆さんが、30年間の日本の人道及び難民政策、過去の功績とこれからの挑戦について意見を交わします。

皆様のご来場を心よりお待ちしております。詳細については私たちのウェブサイトをご確認ください。

改めまして、難民とUNHCRを代表して、難民事業本部及びアジア福祉教育財団のご尽力に感謝の念を表します。そして、皆さま、おひとりおひとりが日本にいる難民申請者と難民の支援に取り組んで下さることを心よりお願い申し上げます、わたくしの挨拶とさせていただきます。



表彰者代表挨拶

難民雇用事業所代表
イズミ電機株式会社 代表取締役社長
小野 幸男氏

さて、弊社は、2名のミャンマー難民の方を雇用しております。

まず、会社の紹介を致します。弊社は国内トップの変減速機メーカーである、住友重工業株式会社 (Sumitomo Heavy Industries.Ltd) から 1999年1月にモータの部品製造部門が分離し、設立された会社で、愛知県大府市にある、従業員 30名の小さな会社です。

私は 2004年に転職入社しました。当時、15,000台/月程度生産しておりましたが、2007年からベトナムにおいて、本格的に開始しました。

これにより、弊社の生産台数は、現在 4,000台へと減少しております。従業員も 60名から 30名へと半減しております。

そして、弊社の役割は、量的対応から、特殊品、短納期品の供給ということになりました。

このような時期ではありましたが、2006年 9月に RHQ支援センターの職業相談員の増渕さんから、当時 33歳の女性の採用依頼がありました。

弊社は当時、社員の定着化が問題になっておりましたので、ミャンマー難民の方ならじっくり落ち着いてくれるのではないかと思い、2006年 10月から採用いたしました。職場は、7.5kw/11kwのモータのコイルを作る職場です。

その後、2007年1月に、先に日本に入国し、他の会社に勤めていた旦那さん(当時 45歳)も当社に就職したいとの依頼が RHQの増渕さん経由で話があり、2007年 2月に採用いたしました。職場は、7.5kw以上のロータをつくるアルミダイカストの職場です。

二人とも当社の最初の目標である定着性について

は、予想どおりで満足しております。仕事ぶりについては、以前の黙々と仕事をするという姿勢から、4～5年も経つと仕事に慣れてしまって、楽に仕事をしようとする傾向を感じます。

これは日本人も同じことなのですが、彼等は母国では、相当な教育を受けて、学校の先生まで経験した人ですから、他の日本人の模範になってほしいというひそかな願望もありましたので、少し歯がゆい思いをしております。

しかし、考えてみますと、彼等が普通に仕事をこなしてくれていること、そして、彼等がいなければ、他の人を募集し、最初から教育しなければならないことを考えると、「おおいに感謝すべきであること、欲を出して、感謝を忘れたらいけない」と反省をしているところです。

また、何といたっても国の違い、考え方の違いは大変大きいことですので、日本人以上によく話し合うことが必要で、まだまだ話し合いが不足していると感じております。今後、このところを改善する必要があると考えています。

最後に、このような人助けの事業が今後とも順調に発展していくことを心から願っております。



支援協力者代表
新宿諏訪町会 婦人部長
白子 君代氏
(本多 誠会長代理)

RHQ支援センターとの交流の始まりは、日本語講師の内藤さんが「難民と地域との交流をしたいのです



が、どうすればよいのですか」と相談がありました。私は、その時は RHQ支援センターのことは知りませんでした。

区長との地域交流の時、中山区長さんに RHQ支援センターのことを話したら、日本定住難民のことがわかる資料を送ってくださいました。それから、内藤さんと職員の方、戸塚特別出張所、社会福祉協議会の協力を得て、地域との交流が始まりました。

初めての交流は、授業として盆踊り、七夕祭りを行いました。盆踊りでは全員に浴衣を着せてあげ、楽しい授業になりました。その後、一人一人から心温まる御礼のお手紙を頂きました。

それからは、地域の行事は事務局にお知らせをして、交流を行っています。人との出会い、ふれあいによって、私たちも楽しい思いをさせて頂きました。ありがとうございます。



模範難民定住者代表
ラオス出身

ポンサワット プーサワイ 氏

こんにちは。私は、ポンサワット プーサワイと申します。ラオスから来ました。

私が日本に来たのは、1991年 6月 6日です。20年になります。兵庫県にある姫路定住促進センターで日本語の勉強をしました。

今は、株式会社カワネットに勤めています。仕事内容はブラスト・フンタイトソウというところ関係の仕事です。13年間勤めてきました。

当初は、日本語も、仕事も覚える事がたくさんあり、大変でした。その間に、フォークリフトやクレーンの資格を取って、どんな仕事もできるようになりました。今では、子供達も大きくなり、安定した生活を送っています。

また、ラオス人コミュニティーでは、仲間に何か困ったことがあれば、相談にのって助け合っています。

今回、このような賞を頂いて、大変うれしく思っております。家に帰ったらがくに入れて、大切にかざりたいと思います。

本日は、ありがとうございます。今後ともよろしく申し上げます。



模範難民定住者代表
カンボジア出身
オム ター 氏

皆様、こんにちは。私は、カンボジアの OUM THAと申します。1989年10月17日に日本に来ました。大和定住促進センターに第 70期生として入所して、そこで生活のための日本語、及び日本社会を理解できるよう勉強しました。

センターを退所後、ハードフロント株式会社に就



■日本定住難民とのつどいの開催

職してから5年後に会社がつぶれました。それから、深沢製作所に就職して、そろそろ17年になります。会社では、溶接工として仕事を休まず働き、今では難しい溶接もできるようになりました。また、同じ団地に住んでいるカンボジア人が困っているときに、いろいろ助けたりしています。

私は22年の間に心臓の手術を2回受けました。1994年に1回目、1997年5月に2回目、大変な事でした。

私が今日あるのは、国の支援と自分が全力で働いてきたからだと思います。

私は日本を第二の故郷だと思います。今までいろいろ支援をして下さいました皆様及び難民事業本部に感謝を申し上げます。

ありがとうございました。これからも頑張ります。今後ともよろしくお願ひします。

平成23年度「日本定住難民とのつどい」受賞者名簿

模範難民定住者 3名

氏名	出身国	住所
◎ グエン ビェット ダン	ベトナム	兵庫県
◎ ポンサワット プーサワイ	ラオス	神奈川県
◎ オム ター	カンボジア	神奈川県

難民雇用事業所 1社

事業所名	業種	所在地
◎ イズミ電機株式会社	モータ部品製造	愛知県

支援協力者 6(者・団体)

協力者名	種別	所在地
◎ 中央自動車工業株式会社 代表取締役社長 福辻 道夫 古谷 繁 公益財団法人 名古屋国際センター 新宿区諏訪町会 西早稲田商店会 石黒 義親	寄付協力 寄付協力 難民相談窓口の設置場所提供 定住支援プログラムへの協力 第三国定住支援への協力 難民日本語学習支援	大阪府 京都府 愛知県 東京都 東京都 神奈川県

◎：代表挨拶者

(敬称略・順不同)



祝電の紹介

本日の「第32回日本定住難民とのつどい」の開催を、心からお慶び申し上げます。

アジア福祉教育財団、並びに多くの関係者の皆様による、難民の方々の我が国定住への長年にわたる御尽力に対し、心からの敬意を表します。

我が国は、平成22年度からパイロットケースとして開始した第三国定住制度に関し、先月、その第二陣となる方々を受け入れました。

既に日本に定住されている難民の方々とともに、今回来日された方々が我が国社会の欠くことのできない一員となることを期待しております。政府としても、そのためにできる限りの支援を行っていききたいと思っております。

我が国定住難民の皆様にとり、本日の「つどい」が、新たな地で力強く生きていくための活力の源となることを期待しつつ、皆様の一層のご活躍をお祈り申し上げます。

内閣総理大臣 野田 佳彦

本日、「第32回日本定住難民とのつどい」が開催されることを心からお祝い申し上げます。

まず最初に、財団法人アジア福祉教育財団、地方公共団体、民間の皆様方の、難民支援事業における長年にわたる御尽力に対し、心から敬意と感謝の意を表したいと思っております。そして、難民の皆様が、様々な事情により我が国に來られ、我が国においても様々なご苦勞を乗り越え、日本社会の一員として生活基盤を固められるに至っていることに、心から敬意を表します。

そのような苦難を乗り越えた皆様の経験、前向きな姿勢は、日本社会にとっても見習うべきところがあると思っております。難民の皆様が、日本社会の一員として、今後、ますます、ご活躍されることをお祈り申し上げ、私の祝辞とさせていただきます。

法務大臣 平岡 秀夫

本日の「第32回日本定住難民とのつどい」の開催を、心からお慶び申し上げます。

アジア福祉教育財団、並びに多くの関係者の皆様による、難民の方々の我が国定住への長年にわたる御尽力に対し、心からの敬意を表します。

我が国は、アジア初の取組みであるパイロットケースとしての第三国定住による受入れを行っており、昨年の5家族27名に続き本年9月にその第二陣として4家族18名のミャンマー難民の方々を受入れました。難民の方々が日本社会の中で夢や希望を持ちながら生きていけるよう、外務省としても引き続き各種取組みを行っていく考えです。

本日の「つどい」を通じて、皆様方が、祖国への想いや伝統文化への誇りを新たにするとともに、我が国での定住の決意とともにそれぞれの地域社会においてますます御活躍されることをお祈り申し上げます。

外務大臣 玄葉 光一郎

「第32回日本定住難民とのつどい」が盛大に開催されますことを心からお祝い申し上げます。

お集まりの定住者の皆様は、言葉や生活習慣の異なる日本で語り尽くせないほど多くの困難を克服され、職業人として立派に活躍されている方々ばかりだと思います。今日までの皆様のたゆまぬご努力に敬意を表します。

また、関係機関や事業主の皆様には、日頃より難民の方々の雇用について温かいご理解と厚いご支援をいただいていることに心から感謝するとともに、財団法人アジア福祉教育財団の皆様のごこれまでのご尽力に重ねて感謝申し上げます。

厚生労働省としても、難民の方々が自らの能力を十二分に発揮され、定住された地域社会で安心して働くことができるよう、引き続き支援に努めていきます。

終わりに、本日お集まりの皆様のご今後一層のご発展とご活躍を心からお祈り申し上げます。

厚生労働大臣 小宮山 洋子

本日ここに、財団法人アジア福祉教育財団の主催による「日本定住難民とのつどい」が盛大に開催されますことを、心からお慶び申し上げます。

この「つどい」は、日本に定住されている難民の皆様を激励するとともに、広く一般の方々に難民定住者に対する理解を深めていただくことを目的として開催されるもので、今回で32回目を数えると伺っております。これまでの難民支援関係者の皆様方の長年にわたる御尽力に、深く敬意を表します。

日本人が、難民を含めた外国人の方々と共に生活することは、日本社会の異文化に対する受容力を育み、文化を基盤とした新たな国づくりにも資するものであると考えます。東日本大震災においては、多大な被害を受けた被災地に、多くの難民定住者の方が向かわれ、ボランティアで支援活動を行われたということも伺っております。同じ社会の構成員であること、仲間であることを改めて感じた次第であり、深く敬意を表します。また、昨年からは第三国定住という新たな形での受け入れが始まっており、多文化共生による活力ある社会の構築がますます進展することと期待いたしております。

本日は、難民の皆様のご母国文化への誇りや熱い望郷の想いを伝える歌や舞踊も披露されると伺っております。故郷を離れながらも力強く生活しておられる皆様の姿は、観客の方々に大きな感動を与えるものと存じます。また、本日表彰を受けられます難民の皆様、感謝状を贈呈されます雇用主・支援協力者の皆様にも心からお祝いを申し上げますとともに、本日を契機として、より一層の友好親善に御尽力いただきますことを祈念いたします。

結びに、本日御参集の皆様のご今後ますますの御健勝と財団法人アジア福祉教育財団の一層の御発展をお祈り申し上げます。お祝いの言葉とさせていただきます。

文化庁長官 近藤 誠一

難民条約加入30周年と難民支援の現状

難民事業本部長 荒川 吉彦

我が国は昭和 56(1981) 年に難民条約に加盟しました。したがって、本年(平成 23年) は加入 30周年にあたりますが、条約に加入する以前の昭和 53(1978) 年から、我が国はすでに大量の難民受入れを行っています。

昭和 50(1975) 年以來のインドシナ三国(ベトナム、ラオス、カンボジア) からの難民、いわゆるインドシナ難民の発生とこれら難民の一次庇護及び定住受入れで、これが我が国が難民条約に加入する契機となったと言われていています。難民条約加入は、我が国が人権を尊重し、国際的な協力を重視していることの象徴でもあり、以後、既に受入れを開始していたインドシナ難民対策を含む我が国の難民政策が推進されていくことに繋がっていきました。

1. インドシナ難民の発生と難民対策

(1) 発生と難民対策

昭和 50(1975) 年、ベトナム戦争終結後、インドシナ三国では相次いで政変が発生し、新しい体制に移行しました。しかし、新しい体制の下で迫害を受けるおそれや国の将来に不安を抱く人々が続出し、小舟でベトナムを脱出した人々(ボート・ピープル) や、陸路でタイ領に逃れたラオスやカンボジアの人々(ランド・ピープル) が発生しました。日本には昭和 50(1975) 年 5月、最初のボート・ピープルが上陸し、日本政府は一時滞在を認めました。

その後もボート・ピープルの到着が相次いだため、当初は難民が希望するアメリカなど定住受入れ国



救出を待つボート・ピープル

に出国させていた政府は、国際社会の一員としての責務を果たすべく、昭和 53(1978) 年、閣議了解で、我が国に定住を希望する一時滞在中のベトナム難民の日本への定住を認めることを決定し、また、翌年には 500人の定住枠を設定しました。

政府は昭和 55(1980) 年に定住枠を 500人から 1,000人に拡大し、また、ベトナムからの合法出国計画(ODP: Orderly Departure Program) による家族呼び寄せを許可しました。翌昭和 56(1981) 年には 3,000人に定住枠を拡大するとともに、アジア地域の難民キャンプに一時滞在中のインドシナ難民や政変以前に日本に住んでいた元留学生などに定住を認めました。定住枠は、昭和 58(1983) 年には 5,000人に、昭和



タイのナコンパノム難民キャンプ

和 60(1985) 年には 10,000人に順次拡大していき、ついに平成 6(1994) 年に

は 10,000人枠を廃止し、以後、枠を設けることなく受け入れることとしました。

(2) 難民事業本部の開設と定住支援プログラム

政府は、昭和 54(1979) 年 7月、内閣にインドシナ難民対策連絡調整会議を置き、定住促進のための諸施策を推進するため、同年 11月、財団法人アジア福祉教育財団に事業を委託し、財団内に難民事業本部を発足させました。

政府から委託を受け、インドシナ難民の定住のための諸施策を実施することとなった難民事業本

たが、昭和 63(1988) 年からは日本語教育の期間を延長し、全体では約 6か月間に拡張して実施しました。センター入所直後は、日本の生活に慣れ、安全に生活を送るために必要な情報を与えるオリエンテーションを約 15日間行い、この間に外国人登録や、健康診断等も実施しました。

引き続き行う約 4か月間の日本語教育では、大人は年齢別・能力別にクラス編成して生活上必要な読み、書き、話し、聞く技能を習得させました。また、職場でのコミュニケーションがうまくとれるよう場面設定を多く取り入れた学習も行いました。子供のクラスでは、センター退所後学校生活にスムーズに入っていけるよう日本語学習と並行して教科学習も行いました。

日本語学習修了後は約 1か月間、大人には社会生活適応指導(生活ガイダンス)を行い、日本の文化・習慣、労働慣行などを学習しました。子供は、近隣の小・中学校に体験入学し、定住先の学校に編入学する準備を行いました。プログラムの最後には、就職あっせんと住居探しの支援を受けて、自立した生活を目指して社会に定住していきました。

定住後の難民に対しては、難民自身や難民支援団体からの問い合わせに応じ、生活上のアドバイスを行ったり、証明書等が入手できないといった難民特有の問題への対処や病院での通訳支援などを行うため相談窓口を設けました。また、生活していくうえで必要な「暮らし、教育、病気、事故、災害、仕事、年金、法的手続き」等の情報をまとめたハンドブックを作成し、難民や自治体、民間支援団体に配布するなどして、難民の生活をサポートしてゆきました。



当時の難民受入れを伝える新聞

部は、同年 12月兵庫県姫路市に『姫路定住促進センター』を、翌昭和 55(1980) 年神奈川県大和市に『大和定住促進センター』を開設し、定住希望者に対して日本語教育、就職あっせん等の定住支援プログラムを実施しました。

これら定住支援プログラムは合宿形式で集中的に行うもので、プログラムの期間は当初約 4か月間でし

日本に上陸するボート・ピープルが増え続ける中、難民事業本部は昭和 57(1982) 年 2月長崎県大村市に『大村難民一時レセプションセンター』を、また、アメリカなどによる定住受入れを待つケースが長期化することに対処するため、昭和 58(1983) 年 4月東京都品川区に『国際救援センター』を開設しました。

このようにして我が国のインドシナ難民対策は、一時庇護を与えている一時滞在難民に対してアメリカ等の第三国への出国の便宜を図るとともに我が国への定住を認めること、更に、アセアン諸国の一時滞在難民のうちから本邦定住希望者を受け入れることで、一次庇護及び定住受入れの2つの政策をとることとなりました。

(3) インドシナ難民対策の終息

昭和61 (1986) 年以降になると、出稼ぎ目的のボート・ピープルが増加するなどの状況の変化があったことを踏まえ、平成元 (1989) 年6月、国連主催のインドシナ難民国際会議において包括的行動計画(CPA:Comprehensive Plan of Action)が採択されました。同計画により、新たに流入するボート・ピープルに対しては難民審査(スクリーニング)が実施され、認められなかった人には本国帰還が奨励されました。しかしその後ボート・ピープルが激減し、また、インドシナ三国の政情が安定したことなどから、平成6 (1994) 年3月、スクリーニング制度は廃止されて、それ以降の入国者は不法入国者として扱われることとなりました。

こうした状況の下、新たに受け入れるインドシナ難民が減ってきたことから、難民事業本部は、平成7(1995) 年 3月末に『大村難民一時レセプションセンター』を、平成8(1996) 年 3月末に『姫路定住促進センター』を、さらに平成10(1998) 年 3月末に『大和定住促進センター』を閉所しました。他方、『姫路定住促進センター』の閉所に伴い、西日本地域に居住しているインドシナ難民定住者のアフターケアをはじめ、関係団体との連絡調整を目的に、平成8(1996) 年6月、兵庫県神戸市に『関西支部』を開設しました。この頃になると『国際救援センター』では、第三国の定住受入れを待つ長期滞留者に代わり、合法出国計画(ODP:Orderly Departure Program)によるベトナムからの呼び寄せ家族が中心に受け入れられ、日本語教育、就職あっせん等を行うこととなりました。

平成14(2002) 年の新たな閣議了解に基づき、内閣に難民対策連絡調整会議が設置され、同会議は、平成15(2003) 年7月、インドシナ難民の受入れを平成17(2005) 年度末をもって終了することと決定し、それに伴い、難民事業本部は平成18(2006) 年3月末、『国際救援センター』を閉所しました。

平成17(2005) 年度末のインドシナ難民の受入れ終了までに我が国が一次庇護したベトナムからのボート・ピープルは14,332名(本邦で出生した子を含む)に上りました。定住受入れ人数については、ボート・ピープルのうち日本に定住を希望したベトナム難民は3,536名、これらの人々に加えアセアン諸国の難民キャンプから日本に定住したベトナム難民1,826名、ラオス難民1,233名、カンボジア難民1,313名、元留

学生等 742名、ベトナム難民の家族呼び寄せ（合法出国計画）2,669名となり、合計11,319名に上っています。



部品加工工場で働くインドシナ難民定住者

2. 難民条約への加入と条約難民等の支援

(1) 難民条約への加入

我が国は、インドシナ難民への対応を開始してから6年後の昭和56(1981)年に難民条約に加入し、政府は昭和57(1982)年1月から難民条約に基づき改正した「出入国管理及び難民認定法」により個別に難民の審査を行ってきました。

難民条約では、難民の定義を「・・・人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができないもの又はそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まないもの・・・」としています。

難民条約に加入する時点で既にインドシナ難民対策が行われていたことから、日本政府はインドシナ難民に対しては難民認定審査は行わず引き続き受入れを行うこととしました。

以来、昭和53(1978)年から閣議了解をもとに実施されてきたインドシナ難民の定住受入れと難民条約加入後の昭和57(1982)年1月から国内法に基づいて認定を行う条約上の難民(条約難民)受入れの2つの施策が行われていくこととなりました。

(2) 条約難民の支援と難民認定申請者の支援

条約難民をめぐる動きとしては、難民事業本部は政府の委託を受け、平成7(1995)年度より、難民認定申請中の者で生活困窮度が高いものに対する保護事業を開始しました。さらに、生活困窮度が高く宿泊場所の確保が困難な難民認定申請者のために、緊急宿泊施設を提供することとなり、『ESFRA: Emergency Shelter For Refugee Applicants』を平成15(2003)年12月に開設、運営を開始しました。平成14(2002)年8月には、新たに「難民対策について」が閣議了解され、内閣の下に難民対策連絡調整会議が設けられ、また、難民条約に基づいた「出入国管理及び難民認定法」により法務大臣が認定した難民に対して定住支援策がとられることとなり、平成15(2003)年からこれら条約難民とその家族等に対しても、インドシナ難民と同様、『国際救援センター』において定住支援を行うこととなりました。



条約難民に対する日本語授業

『国際救援センター』は平成 18(2006) 年 3 月に閉所しましたが、難民事業本部は平成 18(2006) 年 4 月から、条約難民を対象に日本語教育、生活ガイダンス、職業相談・紹介を行う施設として『RHQ 支援センター』を東京都内に開設し、条約難民の定住支援事業を行っています。

昭和 57(1982) 年から開始された難民認定制度により認定された条約難民は、平成 22(2010) 年末現在 577 名となっています。

3. 第三国定住による難民の新たな受入れ

(1) 第三国定住による受入れ

我が国は、平成 20(2008) 年 12 月、閣議了解により第三国定住難民受入れの開始を決定しました。これにより、閣議了解に基づき実施されてきたインドシナ難民の定住受入れ、国内法に基づいて難民認定を行う条約上の難民の受入れという 2 施策に、



2010 年 9 月成田空港に到着した第三国定住難民

第三国定住という新しい形の難民受入れ施策が加わることとなりました。

第三国定住とは、難民問題の解決策のうち、自発的帰還、第一次庇護国への定住と並ぶ恒久的な解決策のひとつであり、難民キャンプ等で一時的な庇護を受けた難民を、当初庇護を求めた国から新たに受入れに合意した第三国に移動させ、長期的な滞在権利を与えるものです。

日本政府は、難民対策連絡調整会議において、パイロットケースとして、タイのメーラ難民キャンプに滞在するミャンマー難民を、平成 22(2010) 年度から 3 年間にわたり毎年約 30 人、合計約 90 人受け入れることを決定しました。

(2) 第三国定住難民に対する定住支援プログラム

難民事業本部は、昨年(平成 22 年)、日本政府の委託を受け、第三国定住により受け入れたミャンマー難民 5 家族 27 名に対して『RHQ 支援センター』において約 6 か月間の定住支援プログラムを実施しました。人々が海外の異国に移住し生活することには、異文化間のギャップを乗り越え、当該国の文化、社会に適応していく過程で相当な苦労が伴うものと思われます。第三国定住難民の人たちにとっては、難民キャンプという一般社会から隔絶された特殊な環境下で長年生活していた状態から一変して、一般社会のシステムに合わせた日常生活を送ること、自分たちは働きながら子供たちを育て自立生活をするということ、これら自体が乗り越えなければならない困難であり、人によっては、非常に高いハードルとなる場合もあります。

また、難民キャンプで出生、成育している人も多く、そもそも来日前には、日本での生活の現実がイメー

ジしづらい面があります。

昨年実施した定住支援プログラムでは、こうした点を考慮して、インドシナ難民、条約難民に対するプログラムと同様、日本語教育 572時限、生活ガイダンスを 120時限(どちらも 1時限=45分) 実施したほか、日本の生活に慣れるための生活指導を通訳をつけて実施しました。朝夕の通所支援や買い物への同行等をはじめ、難民事業本部が借り上げ、提供した宿泊施設における調理、家事全般の指導など日本の生活サイクルに慣れるよう種々のガイダンスを行いました。

第 1陣の第三国定住難民は、定住支援プログラム修了後の本年(平成 23年) 3月、千葉県八街市の農業法人に 2家族 12名、三重県鈴鹿市の農業法人に 3家族 15名が受け入れられ、6か月間の職場適応訓練を開始しました。これら家族に対しては、定住地で新しい生活を始めるための支援として、訓練先、自治体、学校、医療機関と連携し、包括的なフォローアップを行いました(千葉県の 2家族は職場適応訓練を修了し、東京へ移転。三重県の 3家族は職場適応訓練修了後、同法人に正式雇用されました)。

難民事業本部は、平成 23(2011) 年度も引き続き第三国定住難民の定住支援事業を実施することとなり、秋に入国した第 2陣に対する支援は、第 1陣の受入れで培った経験を生かし、着実な自立が図れるよう更に工夫したプログラムを実施しております。

4. 今後の難民支援

我が国がインドシナ難民の受け入れを開始してから 33年、難民の認定を開始してから 29年が経過し、この間、難民事業本部は難民の定住支援を実施してきており、支援のノウハウなどを蓄積してはいますが、実際に行う支援は、30年前も現在も、1件毎、難民 1人毎への対処に大変な時間と労力を要する地道な努力の積み重ねであることに変わりありません。

定住に必要な支援には、日本語や生活していく上で必要な基礎知識を学習するプログラムのほか、日本社会への定住に向けて、仕事を探す支援、住居を探す支援、小・中学校や保育所への入学・入園の支援など多くありますが、肝要なことは、難民自身が、『自立した定住』を目標に、周りに依存せず生きていくことを理解するように支援していくことです。

難民の人たちが自分自身で日々の生活を営み、自らの人生を切り開いていく力を身につけてゆくには、大変時間がかかる上、精神的な面での支えも必要です。また、こうした支援に当たり、定住先の地域住民や雇用主、自治体、学校等からもご協力をいただくことが必要不可欠と考えます。

難民事業本部は、これまで三十余年にわたり培ってきた経験・知見を、今後も難民の人たちへの支援に最大限生かしていくことが使命であると考えております。そのために弛まぬ努力を続ける所存ですので、引き続き、ご支援とご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

第三国定住による ミャンマー難民の受入れ

平成 20(2008) 年 12月、日本政府は閣議了解により第三国定住という新しい形の難民受入れの開始を決定し、難民事業本部は、日本政府の委託を受け、昨年(平成 22年) 9月、第三国定住難民 5家族 27名を研修施設に受け入れ、約 6か月間にわたり定住支援プログラムを実施しました。

第三国定住による難民の受入れは、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) が各国に推奨しているもので、難民問題に関する負担を国際社会において適正に分担するという観点からも重視されています。

以下に、今回受け入れ対象となったタイ難民キャンプのミャンマー難民および日本の第三国定住による難民受入れについて、その概略を説明いたします。

1. ミャンマーの人口と民族

ミャンマーの人口は約 5,217万人と推定されており、ビルマ族が約 70%を占め、その他は少数民族です。主な民族は、カレン族、シャン族、ラカイン(アカラン)族、モン族、チン族、カチン族、カヤ族等であり、細かく分けると 135民族とも言われています。

2. タイにおけるミャンマー難民の受入れ

(1) 難民キャンプの状況

タイ国内においてミャンマー難民の流入が確認されたのは、昭和 59(1984) 年の 9,500人であり、10年後の平成 6(1994) 年には約 8 倍の 77,000人に増大しました。一時 15万人超まで増大した難民人口は、アメリカ等が第三国定住による受入れを開始した平成 17(2005) 年以降減少し、平成 23(2011) 年現在 10万人を下回っています (UNHCR統計による。)

今回日本が第三国定住による受入れ対象としたメーラ (Mae La) 難民キャンプでは、昭和 59(1984) 年



メーラ難民キャンプ
(2011年5月)

に 2,300人の難民が確認され、平成 6(1994) 年には約 6,200人に増大しています。平成 23(2011) 年現在メーラ難民キャンプには、UNHCRの登録済み者が約 30,000人、未登録者が約 20,000人居住しています。

一時はタイ国側に約 10数か所あった難民キャンプは現在 9か所に統合され、難民キャンプ内ではタイのローカル NGOや国際 NGOなどが UNHCRと協力し、食糧、医療、衛生、教育、保健の分野で支援活動をしています。食糧支援については、関連 NGOを統括するアンブレラ組織であるタイ-ビルマ国境支援協会 (TBBC:Thailand Burma Border Consortium) が担当しています。

(2) タイ政府の難民政策

タイ政府は難民条約を批准していないため、昭和 59(1984) 年以降ミャンマーから越境してくる難民を避難民 (DP:Displaced Person) として、タイ語で「一時避難民収容所」と称する難民キャンプに収容し、その中で生活することは認めています。タイへの庇護国定住は認めておらず、平成 17(2005) 年に第三国定住を認めるようになるまでは、恒久的解決策は帰還奨励を原則としていました。

タイ政府は平成 15(2003) 年以降、不法移民に対する取り締まりを厳しくするとともに、平成 16(2004) 年以降にミャンマーから流入する者は新たに UNHCR の登録を認めない方針としていましたが、平成 17(2005) 年に至り、UNHCR が主張する緩い基準に同意し、新たに難民登録を開始しました。

(3) 第三国定住による難民受け入れ

タイ政府は、第三国定住を促進することにより第三国定住を目的とした新たなミャンマー難民の流入を招くことを懸念して、これまでは第三国定住による難民の出国を認めていませんでした。しかし、平成 16(2004) 年の初め頃より、アメリカがタイ政府および UNHCR とミャンマー難民の受け入れに関して話し合いを始め、平成 17(2005) 年 7 月より、タイ政府はキャンプ滞在者の第三国定住を認めるようになりました。

しかし、現在もミャンマーからの難民の流入が続いていること、当面ミャンマーへの帰還が見込まれないことから、第三国定住が促進されても、難民の数が急激に減少することは考えにくい状況にあります。

3. 日本における第三国定住による難民の受け入れ

(1) 日本における第三国定住

第三国定住とは、UNHCR が各国に推奨しているものであり、難民キャンプ等で一時的な庇護を受けた難民を当初庇護を求めた国から、新たに受け入れに合意した第三国に移動させ、長期的な滞在権利を与えるものです。

自発的帰還、第一次庇護国への定住と並ぶ難民問題の恒久的な解決策のひとつとされています。

日本では、国際社会の動向を踏まえ、国際貢献および人道支援の観点から、アジア地域で発生している難民問題に対処するため、平成 20(2008) 年 12 月、

政府が閣議了解により第三国定住という新しい形の難民受け入れの開始を決定し、平成 22(2010) 年から 3 年間、タイのメーラ(Mae La) 難民キャンプに滞在するミャンマー難民を毎年約 30 人、合計約 90 人を日本に受け入れることとしました。第三国定住による難民受け入れは、国際社会からも高く評価・注目されています。

(2) 難民事業本部の取り組み

難民事業本部は、日本政府の委託を受け、昨年(平成 22) 9 月、第三国定住難民 5 家族 27 名を研修施設に受け入れ、約 6 か月間にわたり定住支援プログラムを実施しました。日本社会に全くなじみのない成人、児童・生徒、乳幼児からなるミャンマー難民に対する定住支援プログラムとして、入国直後から約 180 日間にわたり、安全で健康な生活を営むための生活指導、能力別に応じたきめの細かい日本語教育、社会生活適応指導、学校入学適応、保育、就職相談を実施し、さらに、プログラム修了に向けた、就職、入学、住居探し、転居の支援を行いました。プログラム修了後は、難民、雇用主、地方自治体、学校、医療機関などからの相談に対応して、地域社会との連携を図り、難民の定住を総合的に支援しています。



職場見学の授業で農業法人を訪問

関西支部の概況

関西支部長代行 中尾 秀一

関西支部では、従来と変わらずインドシナ難民、特にベトナム出身者から多くの相談が寄せられています。難民認定申請者からの要望は増加を続けています。

日本で難民認定申請する人の数は、全国的には減少傾向ですが、名古屋での申請は増加を続けています。難民認定申請者への援助事業も年々ニーズが高まっており、中部地方から中国地方に居住する18か国の申請者に保護費の支給を行っています。愛知県からの支援要請の増加に対応するため、名古屋国際センターにおいて平成21年4月に開設した難民相談窓口の開設日を今春より月3回(従前は月2回)に増設して対応しています。

難民相談においては、景気の低迷を反映して生活保護の相談が多いほか、難民であるために提出書類が揃わないなどの理由で婚姻手続きに関する相談も増えています。また、高校、大学進学に際して学費の工面が難しいケースがあり、奨学金や費用に関わる相談も多く寄せられています。

医療関係では、難民定住者の自立が進んだことにより、軽症の疾病についてはほとんど相談がありませんが、癌等の重篤な病気や精神疾患などの相談は継続的なフォローアップを必要とするほか、新規の事案が後を絶ちません。医療機関だけでなく、福祉、介護等の機関と連携が必要なことも多く、身体障害など、専門の機関での長期にわたる支援が必要な事例も少なくありません。

職業相談においては、これまでベトナム難民定住者が相談者の大半を占めていましたが、就労資格を付与された難民認定申請者からの相談が増加し過半数を超えるようになりました。給与の遅配や不払いの相談が多く、労災や各種社会保険の相



難民相談窓口(名古屋国際センター)



14年目を迎えた連続セミナー「わたしたちの難民問題」

談も寄せられています。福祉事務所、雇用安定機関等と連携し、就労支援も行っていますが、雇用情勢の厳しい状況が続いており、就労に至るまでに長期の支援が必要なケースもあります。

また、就労機会を得るためには、日本語が出来ることが必須となっているのが現状です。求職者には積極的に日本語学習を勧めており、居住地に近い無料、もしくは低廉な料金で学べる日本語教室の紹介を行っています。日本語を学びたいという難民認定申請者からの相談が増加しており、これら申請者が大阪府、愛知県等に点在しているため、広範囲の情報収集と関係機関との連携構築が必要となっています。

広報・啓発については、難民支援の現状や取り組みを知っていただき、難民支援事業に対する理

解を促進する目的で、難民の定住に不可欠な地域社会の理解を得るために、セミナー等の啓発事業も継続して行っています。兵庫県教育委員会、神戸市教育委員会、JICA兵庫、神戸 YMCA、PHD協会と共催している教員向けのセミナーは 8年目を迎え、学校で難民問題を学習してもらえるように教案や教材について情報提供を行っています。

海外、国内の難民問題の現状について聞き、“わたしたち自身にできることは何か考える”セミナー「わたしたちの難民問題」は、共催団体、運営委員、熱心な参加者に支えられ平成 9年以來 14期目を迎えました。

関西支部は、難民定住者の更なる自立のために、関係機関、支援団体、難民コミュニティー等と連携して、これからも努力していききたいと思います。



「第 8 回多文化共生のための国際理解教育・開発教育セミナー」開催



「雇用促進協議会」を開催し、職業安定、福祉、住宅等の機関と連携

RHQ 支援センターの概況

施設長 保坂英博

RHQ 支援センターは本年度、4月に第11期生として昼間半年コース16家族23名、夜間通年コース6家族6名、9月末に第12期生として第三国定住難民コース4家族18名を受け入れ、日本語教育、生活ガイダンス授業、就職斡旋を行っています。平成18(2006)年4月の開設以来、受入れ人数の累計は8カ国206名となります。

1. 条約難民の受入れ

(1) 日本語教育

日本語教育は、日本社会で自立した生活を営むために必要な日本語力を身につけるため、①日常生活を営むために必要な基礎日本語力、②職場生活(学校生活)を円滑に行うために必要な、日本語の聞く・話す・読む・書く基礎能力、③日常生活を円滑に行うために必要な日本人社会における生活様式、社会習慣等についての基礎的な知識の習得を目標として572時限(1時限=45分)のカリキュラムを実施しました。また、能力別に編成したクラスで専任の講師陣が指導を行いました。



日本語授業風景

(2) 生活ガイダンス

生活ガイダンス授業は、「暮らしの情報」、「健康情報」、「日本事情」、「仕事の情報」、「地域の情報」等120時限の授業を実施しています。「暮らしの情報」では消防署に出向いて通報訓練を実施する授業がありますが、この授業を受けた数日後、今期入所中の妻が脳梗塞で倒れた事態に夫が直ぐに自分で消防署へ119番通報し救急搬送を頼んだことで一命を取り留めるといふ、授業での経験が直ちに活かされた事例がありました。その後、その妻はリハビリ入院を経て授業に復帰することができました。「健康情報」では地元自治体から保健師、栄養士、薬剤師を講師として派遣していただき、感染症や歯の健康、薬の知識、栄養バランス等についての講義を実施しました。また「地域の情報」として地元町内会との七夕交流会を実施し、浴衣を着せていただいたり、盆踊りを教わったり、短冊に願い事を書いて笹に結んだり貴重な体験をさせていただきました。



地元町内会との七夕交流会

(3) 職業紹介

センターは無料職業紹介所の資格を得ており、専門の相談員が、入所者の就職相談を実施し、希望者には職業斡旋を行うとともに、定住した難民の再就職や、労働問題の相談にも関わっています。

2. 第三国定住難民の受入れ

これは、日本政府の決定（平成 20(2008)年 12 月 16 日付閣議了解）に基づく第三国定住事業のパイロットケースとして実施しているものです。

<第 1 陣の修了>

平成 23(2011)年 3 月 9 日、第 1 陣は定住難民プログラムの修了式を行いました。同月中に、千葉県八街市の農業法人に 2 家族が、三重県鈴鹿市の農業法人に 3 家族が受け入れられ、6 か月の職場適応訓練を開始しました。また、これら家族が、定住先の地域で生活を立ち上げていくための支援として、事業所、自治体、学校、医療機関と連携し、包括的にフォローアップを行うとともに近隣住民に対して定住難民の説明を実施し理解の促進に努めました。（千葉県の 2 家族は職場適応訓練を修了し、東京へ移転。三重県の 3 家族は職場適応訓練修了後、同法人に正式雇用されました。）

<第 2 陣の受入れ>

第 2 陣 4 家族 18 名は平成 23(2011)年 9 月 29 日、成田空港に到着の後、都内の宿泊施設に入所しました。入国直後の生活オリエンテーションでは、宿泊施設の利用の仕方、交通安全、家電製品、電話の使い方などの講習のほか、健康診断や外国人登録等の手続も行いました。



第三国定住難民第 2 陣の到着

10 月 11 日には、開講式を開催しました。関係省庁、国際機関、自治体から列席者を前に第三国定住難民の代表から「日本語を勉強し、早く、皆さんと話ができるようになりたい。どんな仕事でも頑張りたい。」とカレン語で力強いスピーチがありました。

来年 3 月 2 日の定住支援プログラムの修了まで 6 か月間、難民の人たちに積極的にプログラムに取り組んでいただけるよう、職員一同努めて参ります。



第 12 期第三国定住難民コース開講式



難民相談員として

川田 美智子

難民相談窓口に寄せられる相談者からの声は多様で複雑です。住居、就労、医療、家族問題など、相談内容が多岐に渡るだけでなく、相談者各々の国籍、民族、宗教、言語が異なる上、インドシナ難民、条約難民あるいは難民認定申請中の者であるかによって在留資格が異なり、過去の類似ケースを参考にできないことも多いからです。

私が相談員として担当するのは、主に英語もしくはフランス語を話す条約難民と難民認定申請者ですが、時に通訳支援や情報提供のみでは簡単に解決できない相談が寄せられます。とりわけ難民認定申請者の場合、在留資格によって日本での活動内容と国民健康保険などの享受できる社会資源に制限があるため、私たちが提供できる支援にも限界があります。しかし、そのような場合でも、私は相談員として相談者と対等な関係性を築きつつ、相談者に不足している情報の提供や助言をし、自立心や意欲を引き出すような働きかけを心掛けています。

例えば、医療相談では、母国で HIVに感染し、入国後に診察を受けて初めて感染を知ったという、

難民認定申請者の受診に関わることがありました。申請者自身が、言葉や習慣の違い、医療知識の不足に加え、診察の医師の短い説明では、病気や治療の正しい理解が及ばず、結果として、病状が悪化してしまったのです。このケースで私は、医師や医療ソーシャルワーカーに相談者の背景を理解してもらうよう働きかけ、連携して、相談者に正しい病識を促すことをしました。結果的に相談者の誤った病気や治療への概念とそれにもとづく不安を軽減することが出来、治療に前向きに取り組むまでになりました。また、在留資格のない難民認定申請者のケースは制度上困難であることは理解しつつも、医療を受ける必要のあるケースに関しては、国民健康保険の加入や自立支援医療の適用の可否について、個別の状況を勘案してもらえよう自治体に相談しています。私はこれからも個々の難民の背景を考慮した関わり方を心掛け、公共機関や医療機関をはじめ NGOや民間団体などとも連携しつつ、難民支援に結びつくような社会資源を開拓していきたいと思っています。



姫路相談窓口からの報告

増田 ひろ子

兵庫県姫路市は、1996年まで16年間にわたりインドシナ難民の方を対象とした定住促進センターが設置されていたという背景からベトナム人居住者が多く、同市には1,639名(2010年12月現在)が外国人登録をしています。難民事業本部では毎週火曜日に難民定住者向けの相談窓口を姫路市役所に設置し、主にベトナム難民定住者及びその家族からの相談に対応しています。

姫路市に日本で最初の定住促進センターが設置されてから30年以上が経過し、コミュニティーを中心とした難民定住者の自立は進んできています。しかし、難民であるが故に生じる問題や、重篤な疾病に係る問題など、自己解決できない問題も依然多く、専門的かつ長期的な支援が求められます。特にインドシナ難民は、受入れの経緯から難民条約に基づいた認定を受けていないため、帰化や結婚の手続きの際に国籍に係る問題を抱えることが少なくありません。

Nさんは、ベトナム難民の両親の元に本邦にて出生しました。就職を機に帰化申請をしようとしたところ、法務局より国籍証明書の提出を求められました。しかし、両親はボートピープルとして

ベトナムを脱出していたため、同国政府にNさんの出生を届け出ませんでした。したがって、Nさんはベトナム政府より国籍証明書の発給を受けることができず、どうすればよいかと窓口相談が寄せられました。私は、法務局に申述書を提出することや、申述書を作成する際に国籍証明書を取得できない事情を具体的に書くよう助言するなどの支援を行い、Nさんは無事に日本国籍を取得することができました。

Nさんのように、難民であるが故に生じる問題は二世三世に亘ります。今後も、相談者の気持ちに寄り添い自立の一助を担うことができたらと考えています。



難民相談窓口（姫路市役所内）



多様化する相談内容

小幡 裕子

関西支部の職業相談員は、愛知県以西に住む難民定住者とその家族及び難民認定申請者の職業相談を担当しています。

ここ一年間に寄せられた職業相談には、相談内容や相談者の居住地に、若干変化が見られます。これまでは主に姫路、神戸、八尾に定住するインドシナ難民定住者からの、製造業従事者や製造業への就職を希望する人からの離転職、労働相談がほとんどでした。しかし、難民、難民認定申請者を取り巻く雇用環境の変化を受け、関西支部で受ける相談内容の傾向も多様化してきています。

例えば、インドシナ難民定住者からの相談では、生活保護受給者や刑務所出所者が支援者を介して関西支部に相談を寄せるケースが数件ありました。依然、精神疾患を抱える人や高齢者の求職も少なくありません。日本人同様、このような人たちは労働市場において劣勢な立場にあり、日本語能力の不足という外国人特有の課題も就職に結びつきにくい要因になっています。

また、条約難民や難民認定申請者に関わる労働

相談、就職相談としては、事業所の受入体制不備に係る相談や労災相談、ホワイトカラー職種や起業を志す人からの相談がありました。これら相談者の居住地は、東は愛知県豊田市から西は鳥取県倉吉市まで広範囲に及びます。

このように居住地、国籍、在留資格が多岐にわたる相談者から、就職、労働相談など多様な相談が寄せられるようになり、関西支部としてもより多様な対応が求められるようになりました。関西支部では、難民相談員、日本語教育相談員、就職相談員が連携するするとともに、各種専門機関に助言を受けながら、相談者一人ひとりに合わせたアドバイスを行っています。職業相談員としては、個々に合った支援を適切に行う難しさを痛感する毎日ですが、行政機関が実施する研修や訓練受講を相談者に勧めるなど、高難度求職者や外国人求職者を専門的に援助する機関とのネットワークを構築しつつ、ノウハウの蓄積に一層勤しんでいく所存です。



真の支援を目指して

津田 訓江

RHQ 支援センター 日本語教育相談員

自立、支援といった言葉を年々耳にすることが多くなってきたと思うのですが、支援の立場にあつてふと思うことがあります。真の自立、意義ある支援とは、一体何かと。

難民として定住した方たちから日本語教育相談員に寄せられる相談も私がこの任を拝命してから7年半の間に少しずつ変化してきたのを感じています。学齢期のお子さんの小、中、高校への入学や編入学関係の相談も確実に増えているのですが、それ以上に、大学、大学院への入学機会を求める相談が目立ってきている点です。

大学進学 of 相談を受けると、次の4つの点を順次確認しているのですが、そのどれもが重い課題であることを痛感しています。

- その1 日本語力が十分か
- その2 母国において入学に足りる学習をしているか
- その3 学費、生活費の設計ができていないか、できそうか
- その4 本人と保護者がなぜ進学を指しているのか

とくに、10代で来日した相談者は、この4点のいずれにも問題を抱えているのが現実です。中でも最近とみに気になるのがその4です。実は第1番目に位置させなければならないかもしれません。

定住してから年数の経った親御さんでも、日本の教育システム、近年の就職事情がしっかり理解できていない方たちがほとんどです。母国と同じく、大学や大学院に行くこと自体がエリート的であり、その後就職、生活の安定があるはずだと信じて、夢を子どもに託しているのです。ましてや滞日年数の少ない本人は、親に言われるがまま、あるいは、何となくぼんやりと大学に行けば何とかなるといふぐらいの状態であるのが少なくありません。

親御さんの話を聞きながら、確か日本もかつてそうだったはずと、何か今日本が失っているものを感じてしまうのですが、しかし、相談員の役目はまず日本の現実をきちんと伝えることです。そして、本人と親御さんがそれを理解した上で、今大学に進学することが自分たちにとって真に意味あるものと捉

えられるかどうかを改めて確認してもらわなければなりません。

これまでも、よくよく話していると、実は本人も仕事に直結した学習、訓練を受けられる学校が希望なのだと分かり、日本語学校を経て、専門学校への道を進んだケースがあります。家族の生活基盤が整うまでもう少し大学進学 of 機会を延ばすことを決めたケースもあります。

その4で見極めた、それでも大学に進学したいという一途な思いは、非常に大きな力となります。1から3も、一つひとつが非常に重い問題なのですが、進学 of 夢が絵空事ではない、しっかりと現実を踏まえたものであるなら、それらは徐々に解決への扉を開いてくれます。

たとえば、来日後 RHQ 支援センターの学習を経て、さらに授業料減免措置を受けて日本語学校に進学し、その後 UNHCR と 3 大学が連携して行っている難民高等教育プログラムに合格して、無償の大学進学を果たした相談者が複数います。彼らの、高い学業を積み、社会に資する人間になりたいと熱く語った言葉は、今も耳に残っています。

相談者が誇りを持って生活していくことが真の自立と言えらるなら、相談者がその道を一日も早く切り開けるようにと心で祈りつつ、必要な情報を提供したり、不可欠な事実確認の問い掛けをしたり、あるいは助言をしたりしつつ、見守っていくことが真の支援と言えらるかもしれません。

ただ、この真の支援は、決してひとりの日本語教育相談員でできることではなく、同じ難民事業本部の中にあつては、職業、生活、母語に関わる他の相談員との密接な情報交換が欠かせませんし、外にあつては、学校の先生方、自治体や国際交流協会等の支援組織の方々、学校外で活動されるボランティアの方々、相談者の隣家の方々との連携が非常に大切だと思っています。

こうした輪と和の中にあつて、初めて相談者により良い道が開けていくものと私は固く信じつつ、任を全うしたいと思っています。



前の私 いまの私 これからの私

ボボサン(ミャンマー)

2011年RHQ支援センター退所
飲食店勤務(調理兼ホールスタッフ)



筆者のボボサンさん

前の私 いまの私 これからの私

名前 ボボサン

2011年4月4日の がいこうしきのときは私が日本語を書けるように勉強したいと思っていました。漢字をもっと書けるようになりたいと思いました。今は ひらがな カタカナを書けるようにして漢字もやさしい漢字が書けるようになりました。

私の生活がかわりました。日本語を書ける言売めるようになったから R.H.Q センターの 学校が 終ったから 仕事 中に さまりたい と思います。前は 仕事 中に 日本語を書けたいから 自分で 仕事を やめた ことがあります。それは いざが屋の ホールの 仕事 です。ちゅう文をうける とき 日本語が書けたいから 店の中で 皆に めいわく かけたい ように 自分で 仕事を やめました。

そのあとで 定住者の しかく を もらって R.H.Q の 手紙が きました それをみて 日本語を がんばろう と思いました。 すぐ 私 は 日本語を いざよう けんめい がんばりました。

私は ミャンマーに いる ときは ビルマ でんとう のうの せんもんが にたろうと ビルマ けいのうが た 3年間 勉強 しました。ミャンマーの でんとうの ぶよう は きれいで おもしろい です。でも ミャンマーの ぶよう は ほかの人にとって おずかしい と思います。ミャンマーは 仏教 国 なのに ビルマ みんぞくは けいけん 仏教 と 違う ミャンマーには 踊りや 歌や 楽 ぎ た との ビルマ-でんとうけいのう が あります。 すぐ ビルマ-人 は 仏教 と 違う ために しゅうきょう と でんとうを いつ も いっしょに しています。 私 は 今 日本 に おいて 日本人にも ミャンマー人にも ミャンマー-でんとうけいのうを ひらこう したい と思います。私 は R.H.Q センターで 半年 勉強 して 日本語を 読んだり 書いたり することが できる ように なりました。R.H.Q センターの 皆の先生 ほんとうに ありがとう ございます。皆 先生のおかげ です。ほんとうに お世話 に なりました。



クメール語教室を主宰して

高橋 来(カンボジア)

1983年大和定住促進センター退所
タイ難民キャンプを経て来日
会社員

高橋さんが開いているクメール語教室の活動風景(筆者の高橋来さん(右))



<日本定住まで>

私は 1983年に日本に定住資格を得て入国しました。その 1年前タイ国にカンボジアから単身逃げ込みカオイダンキャンプに入りました。

現在多くの日本人がカンボジアに行き、ボランティア活動をして下さって、その貧しさに驚嘆してきます。しかし私がいた当時は貧しさというより国がメチャメチャでした。小学校が終わった頃、ポルポト政権下に入り教育を受ける機会を奪われました。だから中学校の勉強もまともに受けることができなかったのです。

日本に来て大和定住促進センターで 4か月間の日本語学習の機会を与えていただきました。私は勉強の機会が又戻って来たことを心から嬉しく思いました。4か月後にセンターを退所した後、埼玉県の会社に就職することができました。最初に関った会社は自動車部品の会社です。その後仲間が多い大和市に来てロボット開発の会社に転職しました。

ここで私は機械の設計の指導を徹底的に仕込んでいただき、図面の読み方、作図もできるまでになりました。

<日本語の学び方>

しかし、ここまで来るには日本語の勉強を欠かすことができませんでした。4か月の学習を終えた後、日本で生活するためには日本人並みの日本語力を獲得しなければなりません。私が考えたことは小学生が国語を習う仕方で学ぶことです。一人決意して、書店であらゆる種類の国語の教科書を買ひ漁りました。そして仕事から帰って 3時間ほど単独で日本語の勉強に励みました。辛いことはなく楽しんで勉強しました。実はこのやり方でカンボジアでも学校へ行けない時、英語を独学していたのです。1年生の教科書は1年かかるわけではなくどんどん 2年生、3年生と早く進み教科書を買ひ続け学びました。入国してほぼ 1年くらいで日本語に自信ができました。

<社会性を身につけること>

日本語ができるようになると同時に同国人がさまざまなことを頼みに来ました。病院へ一緒に行ってほしい、会社でこんなことがあった、話について来てほしいなど問題がたくさん寄せられました。

私は病院での話し合い、会社での話し合いの中で、いかに私たちカンボジア人が日本での生活の規則を知らず、社会性に欠けているということに思い当たりました。はっきり言えば、みなこちら側に問題があったのです。例えば会社がひどいことを言ってきた!とショックを受けた同国人の付き添いをして行ってみると、会社からの提案はとても常識的なもので怒る

筋合いのものではなかったということばかりでした。

やはり異国で暮す私たちは、いつも自分たちははじめを受けるのではないか、ごまかされるのではないかという不安の中にいるのです。しかしそういうことを同国人から説明されると納得し、気持ちがおさまるといえることがあります。

病院への医療費の不払い、国民健康保険の未納などの件もきちんと対応するようにどれほど説明してきたかわかりません。そうしてだんだんとそういうルールに対し、理解するようになると、そうしたルールがどれほど社会生活に大切かを同国人同士共に学び合うことができました。

私は 1997年に母国へ帰国し、結婚をしました。日本は書類の国ですから、そうした書類をきちんと揃えることで私の妻は申請後 1週間ですぐに在留資格認定証が発給され、12月に申請したにも関わらず同月内に妻は入国することができました。

<クメール語教室>

結婚後、子どもが2人になり生活が安定してきた時、子どもたちが日本語だけの生活になることにふと疑問を持ちました。母国カンボジアに帰ったときちゃんと母国語を話してほしいと思いました。6年前、カンボジアの子どもたちに母語教室を開こうと、その当時ボランティアなどで出入りしていた、さがみはら国際交流ラウンジに相談したところ、毎週土曜日にクメール語教室のための場を借りることができました。

当初同じような考えの親の協力で 10人ほどの子どもが集まりました。日本に来ているカンボジア人の親はポルポトの時代を経ていることもあり教育の機会がなく母語も読み書きできない人もいます。しかしカンボジア人の子としてカンボジア語を話してほしいと誰もが思っていました。子どもの送り迎えは親がするという約束で母語教室を始めました。私は小学生ぐらいになりある程度日本語が身につくから別の言語を習得することが良いと考えました。

現在はその子どもたちが中学生になり、学校の勉強とのバランスを考え、今は同じラウンジで学習補講の教室に通ってくれています。

私のクメール語教室は現在も続いています。いつの間にか日本人向けになっています。日本人で NPO 活動のためカンボジアに行く人、観光でカンボジアへ行く人たちのための期間集中講座を頼まれて主催したことがあり、そのつながりで今も教室で勉強したいという人たちに教えています。

また、私が必ず土曜日午前中ここにいるということで、何か相談がある度に安心して同国人が来てくれるので、いろいろな意味で私は使命感のようなものを感じながらこの時間を大切にしています。



息子たちとのマイホーム

ポンプラスト ナンチャンスック(ラオス)

1981年姫路定住促進センター退所
タイ難民キャンプを経て来日
会社員、ラオス人協会秦野支部相談役

<平和なひととき>

日本に定住し秦野市に住んで二十数年になります。秦野の県営住宅に長く住んだ後8年前一戸建て住宅を購入しました。小さな庭ですがラオス料理に欠かせない野菜を育てることが出来、ますますラオス料理を作ることが楽しみです。今年の夏もなすやいんげん、ハーブ、大きな冬瓜などがたくさんとれました。

一戸建ての我が家は、息子2人の協力を得て家族3人で力を合わせて買うことができました。庭で野菜の世話をしている時、今までの自分の過ごした波乱だった遠い過去がしみじみ思い出され、今このように平和で穏やかな生活ができていたことをありがたいことと身に沁みて感じています。

<生活を始めたころ>

ラオスの政変後、私たち家族の生活は一変、死に物狂いでタイのノンカイキャンプに入り、日本に定住することが決まった時安堵ばかりではなく、夫と自分はまだ若く、1歳と10か月の2人の息子を抱えての入国だったのでただ必死でした。

しかし日本での生活には大きな期待をもっていました。一生懸命仕事をして日本で子どもを育てようと夢を持っていました。姫路センターを退所した後は名古屋で就職しました。夫は仕事がありました、私はまだ子どもが小さかったので正規の就職は難しく、なんとかできる仕事はないかと考え、夫の出勤前なら大丈夫と思い朝の新聞配達をしました。今思えば自分でもよくできたと思いますが、当時は若さがあったのと何でもする覚悟がありました。

残念なことに一緒に入国した夫とは生活上の意見が合わなくなり、他の問題もあって離婚しました。その時夫は「お前に2人の子どもを育てられるわけがない」と言って出て行きました。私はその言葉がずっと忘れられません。その後私たちは引っ越し、神奈川県秦野市で電気部品の会社に勤め、必死で働きました。いつの間にか二十数年一つの会社に勤めたのです。平成9年、勤続年数や勤務態度等が評価されることとなり、雇用開発協会より表彰状をもらうように言われ、東京へ出てお祝いを受けたこともあり大変驚きました。

<子育てとラオス料理>

会社の仕事に責任が出てきた時期、2人の息子は思春期でした。長男は特別反抗的なこともありませんでしたが、次男が中学の時、喫煙したことが学校で発覚、大変ショックでした。息子が悪い道に走ってしまったら別れた夫の言ったとおりになってしまうと必死な気持ちでした。

「煙草を吸うならもうお母さんと一緒に暮らせない、お父さんのところへ行ってもらおう」と宣言しました。そして学校の先生と常に連絡を取り合い、また、家ではラオス料理を、どんなに忙しくても息子たちの美味しそうに食べる様子を見ながら作りました。

次男はそれ以来心配をかけるようなことはしなくなりました。ある時お母さんへプレゼントだと言って「NO SMOKING」と書いたプレートを買って来て飾り、これをプレゼントするのはこの約束を破らないためだよ、と言ったことが今でもうれしくてたまりません。こういうなんでもないようなことの積み重ねがあって、今は本当に幸せだと思えるのです。

子育て期間で気を付けたことは、どんなに仕事も忙しくても、時間がなくても、息子たちが喜んで食べる『料理』に手は抜かないということでした。おかげで息子たちはラオス料理が大好きで常備食の調理辛味噌などは、大人になった今でも切れると作ってと要求します。家庭の味をしっかりと持っている子はどんな問題があっても大丈夫と私なりに思いました。同国人からもラオス料理作りにはいつも声をかけてもらっています。秦野市の同国人たちとの交流や市からの依頼で国際交流のためのイベントなどでずっとラオス料理作りをしてきました。

子どもたちもそれぞれ成人になり、会社員として関西や東京を走り回る生活になりました。その一方で、私は時間に余裕が出来ました。

<第2の夢>

現在の仕事は勤務時間が朝7時から夕方4時です。終了時間が早いため息子たちが帰るまでつい食べ過ぎてしまったり、TVを観てのんびりしすぎて太ってしまったので、夜6時から10時まで近所のお菓子製造の会社でパートをすることにしました。勤め始めたなら体を動かすことで良く睡眠がとれるようになり良いことづくめです。

定年まで元気で働いたら息子たちにこの家を譲り、その後はラオスで軽食喫茶みたいなものをやってみたいという夢を持っています。



筆者のナンチャンスックさんと息子さんたちのマイホーム



念願のベトナム料理店をオープン

南 雅和(ベトナム)

1984年国際救援センター退所
ボートピープルとして来日
アジアサービス株式会社代表取締役



筆者の南さんが経営する新オープン
のベトナム料理店「Yellow Bamboo」にて

<日本に定住してからの夢>

東京の霞ヶ関(三田線では内幸町)、プレスセンタービルそばの高層ビル「飯野ビル」B1のレストラン街に本格ベトナム料理の店「Yellow Bamboo」が11月1日にオープンしました。

「日本に本格ベトナム料理の店を出したい」という夢を持ち始めて十数年の時を待ちました。そして、ようやくその夢が現実になりました。

<沖縄の漁船から救いの手>

日本に入国したのは1983年。フィリピン沖で漂流中の私たちの乗ったボートが沖縄の漁船に救助され、その漁船から日本政府へ通告によって日本への上陸が叶ったのです。その時私はまだ十代でしたが、その時から日本への恩を一時たりとも忘れたことはありません。上陸後、大村難民一時レセプションセンターで一時庇護を受けたものの日本への定住が決まったわけではありませんでした。私たちの同乗したボートのベトナム人の多くは日本への定住を希望していませんでした。米国行きが多くなるのを希望でした。しかし私はこの時既に日本への定住をたった一人で決めていました。漂流中の私たちをすぐ救助してくれて、日本政府の許可の元にこのセンターへの入所の手はずが決まったということで、日本が救いの神だという想いでいっぱいでした。この頃の日本に関する知識は「トラトラトラ」という映画での非常に勇気のある『侍』の印象だけでした。

<第二の救いの手>

大村難民一時レセプションセンターの後、国際救援センターで日本語を6か月間学び、その後センターからの紹介でプリント基板の会社に就職しました。十代という若い年齢のため仕事の吸収が早かったこともあり、どんな機械でもどんな部署でもひととおりの仕事をあっという間に覚え、楽しくてしかたがありませんでした。いつしか私は会社になくてはならない存在だと言われ、指導的な立場になっていました。その年齢にしては給料も大変高額でした。そうした充実していた日々の中でアジア福祉教育財団が主催する『日本定住難民とのつどい』があったので仲間との出会いを楽しみに出席しました。ところが大入り満員で席は無く、しかたがなく一人階段に腰掛けて催し物に見入っていたところ、声をかけられましたのが聖心女子大学のシスターでした。私の経歴を聞いてある人が紹介してくれたのです。そのご縁で犬養道子氏から高校進学を勧められ、犬養道子基金の奨学金で暁星国際高校へ入学できたのです。

その後は麗澤大学への進学も叶いました。難民として日本にいる私たちだからこそすべきことは何か

と考え、大学で「難民研究会」を立ち上げました。ラオス難民でもある竹原ウドム教授が顧問を引き受けてくださり、映画の上映会などを行い、学生をはじめマスコミ関係の方まで『難民』についてずいぶん理解してもらうことが出来ました。

<ベトナム駐在員>

大学を出たあと米国行きを考えながら国際救援センターで通訳ボランティアをしていた折、偶然にサンテック(株式会社サンヨーの関連企業)の関係者がベトナム駐在員の募集のためセンターを訪ねてきました。

この時に私に白羽の矢が立ち私はその人と会ったのです。大変誠実な感じを受けたので私は駐在員としてその会社に就職することにしました。1年間日本の現場で電機設備などのノウハウを身に付けて、ベトナム駐在に備え日本国籍を取得しベトナム勤務になりました。

ベトナムでは駐在員としての仕事を全うしながら、私は自分の将来のことを考えていました。日本に戻ったら会社員として一生を終えることも良い、しかし自分にはベトナム人としての血が流れている、何かできないかとも考えていました。そしていつしか、本当に美味しいベトナム料理を日本人に紹介したい、との思いが募り始めました。

「そうだ！日本のベトナム料理はどうしても日本人の口に合せている物だから本当のベトナム料理とは言えない。本物のベトナム料理はこれだ！という物で勝負したい」と。

<夢の実現>

駐在員として6年の任期を終え、私はその会社を辞め、それからはベトナム料理店の開店のためにアルバイトに心血を注ぎました。

料理店を立ち上げるまでの準備期間に、様々なアルバイト先で接客、仕入れ、飲食店を開店させるノウハウ、在庫管理などを勉強しました。

そうして昨年、大森駅そばのビルに念願の Yellow Bambooを開店することができました。その矢先、とある大手ビル会社の役員会が私の店で開かれました。出席者から霞ヶ関への進出を強く勧められ、私としては「清水の舞台から飛び降りる」覚悟で移転を決意しました。新築のビルなので料理や内装など全てにおいてグレードアップも試み、ベトナムから一流ホテルの総料理長を招聘しました。店内も店名にちなんで竹材を用いた装飾を施し、ベトナムの風流な装いにしました。日本の方に、この店で『本物ベトナム料理』を堪能してほしいと願っています。



日本に来て良かった

吉田 源一(カンボジア) 1998年12月国際救援センター退所
家族呼び寄せで来日 日産自動車ディーラー 整備士



私は、カンボジア国籍の吉田源一と言います。1984年にベトナムのホーチミンで生まれました。

子供の頃は、両親と弟と4人で暮らし、とても幸せな家族でした。しかし、私が9歳の時に、両親が離婚し、私と母と弟と3人で母の実家で暮らすようになりました。その時から、母は朝から晩まで働くようになり、その代わりに私が弟の面倒をみるようになりました。私たち兄弟は、午前中はベトナムの学校に行き、ベトナム語を学び、午後は中国語の学校に行き、中国語を学び、母と会えるのは夜の短い時間でしかありませんでした。このような日々は何年間も続き、ある日、母から日本に行きましょと告げられ、日本?と聞いた時、何処の国なんだろう、日本語が全く話せないのに、大丈夫なのかととても不安でした。でも、母は日本はとてもいい国なので心配しなくても大丈夫だよ、と、とても力強く話しました。

このようにして、私たちは1998年の6月におばの呼び寄せで日本にやって来ました。東京都品川区にある国際救援センターに入り、6ヶ月間そこで生活し、日本語を勉強しないといけないと日本に来る前から、母に聞かされていました。国際救援センターと聞いた時、私は映画で観た難民センターと同じように、一人一台のベットしか貰えず、狭いスペースで何十人も一緒に暮らすような場所だと思い込んでいました。正直に話すと国際救援センターに入るまで、すごく不安でした。でも、品川にある国際救援センターに入ってみると、私の考えていた難民センターと全く違っていました。一家族一部屋で、毎日美味しい物を食べられて、何よりもセンター内の先生方や職員の方々がとても優しく、何から何まで、丁寧に教えていただきました。その時、私が思ったのは日本ってなんて素晴らしい国なんだろう、私が大人になったら、日本の社会に、貢献できるようにして、少しでも、日本国に恩返しできるようにしたいと一生懸命に勉強することを決めました。

このように、国際救援センターでとても、とても、楽しい6ヶ月間が過ぎ、日本での生活がスタートしました。

中学生になると、勉強はもちろん、クラス委員になって、周りのクラスメイトをまとめ、部活ではサッカー部に入部し、部長としてチームをまとめていました。また、部内で私だけが市のブロック選抜に選ばれ、市代表として活躍していました。また、勉強の面でも、いい高校に進学できるように、小学校の時よりも一生懸命に勉強していました。このようにして、私は3年間部活と勉強の両立をやり遂げることができました。また、一生懸命に勉強した結果、地元で上位から二番目の高校に進学することができました。

高校卒業後、日本は自動車大国なので車の知識や技術を学んで就職しようと決心し、私が選んだのが神奈川県横浜市にある日産横浜自動車大学です。2年間、自動車に関する知識や整備の技術について学び、卒業後国家試験を受けて、受かれば二級自動車整備士という資格が取得できます。

手に職を付けるといっても、私は生まれたときから

一回も工具を持ったこともないし、車に関してもただ格好いいと思うだけで、中身に関しては全然詳しくなかったです。入学するまでは、かなり不安でしょうがなかったです。何回も、何回も、諦めようとしていました。でも、これから生きていくためにも、少しでも良い生活が送れるようにするためにもここで逃げてはいけないと入学を決意しました。

入学当初はやはり私が思っていたとおりで、凄く大変でした。授業で簡単なネジの締め外しに対しても、締める方向や緩める方向も分からず苦戦していました。また、学科の授業でも、車の簡単な部品の名称も分からず、最初は先生が何をしているのか全く理解できませんでした。

学科の授業も、技術の授業も、周りの友達に付いていけず、悔しくて何回も涙を流したことを今でも覚えています。

そこで私が思ったのは、周りの友達に負けている理由として、今まで工具を使ったことがないため工具の使い方に慣れていないのと、車に対しても全く詳しくないからです。でも、私はそれらを言い訳の理由として捉えるのではなく、工具を使えないから周りの友達よりも何十回何百回も使い方を練習し、学科の授業では自分が理解するまで何回も何回も繰り返して勉強することを決めました。

そのときから、実技の授業で教えてくれた事以外、自分で参考書を買ってノートにまとめたり、気が付いたら、2年間授業で書いたノート以外に私が自分でまとめたノートは30冊もありました。

毎日学校から帰ったあとは必ず2時間以上は自分で予習や復習をし、休日では、日中はバイトをし、バイトから帰ってきても必ず勉強していました。この繰り返しをしているうちに、実技でも周りに負けないぐらいのスピードで出来るようになりました。このような結果が出ると勉強したい気が湧いてきて、いくら難しい授業に対しても苦痛とは一回も思いませんでした。

卒業試験では、学年で唯一私だけが学科と実技両方も満点を取ることができました。そして、2年間の総合点数でも、学年トップを取り、日産自動車社長賞を受賞しました。

受賞したときは、本当に入学当初諦めないで頑張ってきて良かったと改めて感じました。卒業式は答辞を読み、母と日本に来て良かったと涙で語り合いました。

卒業後国家試験にも合格し、今では日産自動車のディーラーで整備士として働いています。日々覚える事がいっぱいとても大変ですが、毎日が凄く充実しています。

これからの私の目標は、日産自動車社内資格を全て一発で合格することです。また、車に関する様々な知識や技術を覚え、腕の良い整備士になることです。

このように、今の私があるのは、何よりも今まで私の事をずっと心から支援してくださった「さほうと21」の皆様や先生方のお陰だと心から思っています。本当に感謝しています。これからは、日本の社会に貢献できるように、一生懸命に働きたいと思っています。



後輩に伝えたいこと

リア チン ラン マン(ミャンマー)

RHQ支援センター退所(第6期生)



筆者のランマンさん

母国のために役立ちたい、同胞を支援したいなど、それぞれが持つ夢を実現するため、日本の大学で学ぶ難民の方がいます。本欄では、努力の末に難民高等弁務官事務所(UNHCR) (<http://www.unhcr.or.jp/>) の難民高等教育プログラムの推薦を勝ち取り関西学院大学に入学したミャンマー難民の方にインタビュー。進学を志す後輩にアドバイスなどをお聞きしました。

<日本語はどうやって勉強したのですか>

私は勉強していたミャンマーの大学が閉鎖されたのを機に 1996年に日本に入国し都内の料理店で約 10 年間働いて来ました。その間も積極的に政治活動に参加し、ミャンマー民主化のための活動を続けてきました。

2007年、難民事業本部の定住支援プログラム説明会に参加し、RHQ支援センターに入所して日本語を勉強することを希望しましたが、難民認定を受ける前だったので入所は認められませんでした。その際に難民事業本部の相談員から社会福祉法人さぼうと 21 を紹介され、毎週土曜日に日本語教室で勉強するようになりました。

2008年 6月に難民認定を受け、同年 10月から 2009年 3月まで RHQ支援センターで日本語と日本の社会制度や生活習慣等を勉強することができました。センター入所中に日本語能力検定試験 2級に合格し、センターでの勉強により読み書きの力がついたのを実感しました。

<大学入試にはどう臨みましたか>

同年、私は UNHCRの難民高等教育プログラムでの大学入学を決意し受験しました。ミャンマーでの大学閉鎖から 14年間勉強の機会がなかったので不安もありましたが、勉強の機会が与えられることを夢のように感じていました。

しかし結果は不合格でした。本格的に勉強した期間があまりにも短かったからでしょう。その後も私

の勉強に対する熱意は増すばかりで、翌 2009年にも再度挑戦し関西学院大学商学部に合格することができました。

2010年 4月からいよいよ大学での勉強が始まりました。同級生は私より 10歳以上も年下で、当初は学生や教授達に私の難民としての立場や身分を話しても理解してくれない方が多く残念なこともありましたが、しかし黒板の漢字が読めずに困っていた時に助けてくれた日本人もいました。やる気を失った時には、自分に続く後輩の難民のことを考え頑張りました。

私が受験した頃は、このプログラムは関西学院大学と青山学院大学だけでしたが、その後明治大学も加わり、関西学院大学も入学枠を増やしたと聞いています。難民たちが大学で勉強するチャンスが広がったことは大変嬉しいです。

<卒業後の進路を教えてください>

私は経営学を専攻していますが、それは母国に帰った時に民族の役に立つと考えたからです。私の故郷のチン州は山が多く平野が少ない地域で地下資源も少ないため、チン民族の人々は野菜や果物を作って生活しています。風土の良く似た日本の経営学は、チン州で起業し、生活を豊かにするのに役立つことでしょう。将来故郷に帰り、日本で得た知識や経験を民族の人々のために役立てたいと思っています。

今年の夏、ユニクロのインターシップに応募し、同じ難民の仲間とユニクロ本部及び店舗で実習する機会を得ました。とても素晴らしい内容で是非多くの方にも勧めたいと思いますし、もっといろいろな企業がこのようなプログラムに参加され、難民たちのために学ぶ機会を作ってくださいようお願いしたいです。

私は夢のために、これからもあらゆる機会をとらえて勉強したいと考えています。後輩の皆さんも自分達に与えられた機会を存分に活用してほしいと思っています。



ラオス難民との公私のつきあい

松本 富男



左からソムさん、筆者の松本さん、ブンタンさん、カンパンさん

<ラオス難民との出会い>

平成元年、私が勤務している AIDA にソムさんが就職してきました。その翌年にはブンタンさん翌々年にはカムパンさんと続き、計 3 人が就職しました。3 人はラオスからの難民で、当時神奈川県大和市内にあった大和定住促進センターからの紹介であったと聞いています。私は世話役として溶接部門の部署で彼らと出会いました。外国人は初めてですし、また、大和定住促進センターを出て家族で生活するための就職ですが、当初は生活のための物品は何もなく、社員に呼びかけ、彼等のために使える電気製品や家具などを皆が持ち寄って、なんとか家族が生活できることになりました。ソムさんの住まいには、当初守衛室として使っていた会社の正門隣の 2 DK の社宅が無償で提供されました。他の 2 家族はその後何か所かに新築した社宅に入居しました。ソムさんも数年後は新しい社宅に転居しました。

さて私と彼等とのつきあいと言いますと、私にとっでは、新人又は後輩への指導と全く変わりありませんでした。まずは仕事を覚えることからです。仕事は会話であろうと身振り手振りであろうと構いません。どんな方法でも伝わるし覚えることができるものです。もちろん通訳など最初からいみませんでした。特別通訳が必要と思ったことはありませんでした。そして、その後も通訳がいなくて何か困ったということもありませんでした。

皆本当によく仕事を覚ええました。3 か月の予定だった指導でしたが、2 か月目には彼等はすっかり仕事をこなせるようになりました。

私は彼等の難民としての立場についての情報は全く持ち合わせていませんでしたが、彼等はここを出たら行くところがない、ということくらいは分かっていました。だから「ああ、この会社に入ってよかった、日本に来てよかった」と思ってくれるようにつき合いたいとだけ考えていました。要するに指導というのは彼等に問題があるというより、指導側の姿勢ひとつで彼等が仕事に熱意が持てるようになるかどうかだと思っています。

<プロの技術者に>

とにかくソムさんに続いてブンタンさん、カンパンさんと次々入社した彼等は溶接の仕事にひたむきに努力を続けました。5 年以上が経過した頃、彼等が

プロとして誇りを持てるようにと、それぞれの能力に応じて時期を見計らいながら、資格や免許の取得を目指すように勧めました

資格や免許と言っても講習だけで取れるものや実務試験が必要なものなどいろいろです。

溶接技術者としての試験は大変だったと思います。タイ語の過去問題集を取り寄せましたが、それに対応する日本語がわからないと意味が理解できないため、タイ語から日本語に翻訳して、試験に備えるため昼休みは連日特訓しました。

彼等は全員クレーンや溶接技術者試験等、勧めたものはマスターし試験も全て合格できました。彼等がアジア福祉教育財団から日頃の努力に対して模範難民定住者として「日本定住難民とのつどい」で表彰されて、賞状を見せてくれた時、この会社に入ってよかったと彼等が感じてくれていることが実感できました。

<私生活でのつきあい>

私どもの会社には福利厚生施設が数か所あり、社員とその家族は、実費の食事代と市価の飲料代で旅行気分を味わうことができます。休暇を社員の家族と共に過ごすことがしょっちゅうありました。山中湖畔の保養所から皆を富士登山に誘ったこともあり、男性は頂上登山成功、妻たちは 8.5 合目までの登山、しかしこの時だけは空気が薄くなり皆身体が相当きつかったと見え、私は猛烈なブーイングを浴びました。しかし私は懲りず、日本にいるのだからこれくらい経験しろよ！とスキーにも連れ出したりして休日を過ごしました。

3 家族共それぞれ時期は違いましたが既にマイホームを購入しました。この購入の時期も私は強くアドバイスをしてきました。頭金を購入総額の 3 分の 1 準備してからでなければだめだ、また、自分の収入に見合った物件が出た時に買え、と。

現在私は定年退職し、今は相談役としてまだ彼等を見守っています。彼等も子供たちが結婚する時期も来て、日本人とのそうした場での礼儀やもてなしなども身に付け、次第に生活は安定してきています。今は恒例の 3 家族総出(孫まで)の我が家での新年会の人数がどこまでも増えていくことが、自分の孫の来宅のように楽しみです。



お互い住みやすい社会を目指す

HA THI THANH NGA (ハ ティ タン ガ)

NGOベトナム in KOBEは900人ほどのベトナム人が住んでいる神戸市長田区に活動拠点を置き、2011年7月で開設10周年を迎えた団体です。活動内容は在日ベトナム人の自立支援とベトナムへの理解を深める活動の2つです。

支援活動の中には生活相談事業があります。世代・在留資格の違い、また相談してくる時期によって内容がかなり異なりますが、どの世代もそれなりの悩みや課題を抱えています。相談事業では課題に応じて支援してきましたが、振り返ると課題の表面しか触れてこなかったのではないかと反省しています。問題を解決するまでに至らない要因は知恵・経済・力・忍耐不足などです。未熟で任意団体のNGOベトナム in KOBEには解決力がまだ備わってないのです。

しかし、発足して間もない時からNGOベトナム in KOBEが頑張り続けたことは、兵庫県や神戸市、並びに長田区と関わり、在日ベトナム人住民の代表として、会議で行政のあり方や制度の改善に対して提言を行ってきたことです。元々神戸市は早くから外国人に開かれた街でしたが、自治体が私たちの声に耳を傾けてくれたおかげで、今もなお外国人住民が住みやすい町として変化し続けています。その証拠に、阪神・淡路大震災発生時の神戸市のベトナム人の登録数は750人でしたが、年ごとに増加し今は1,500人にも増え、これからもまだ増えていくことでしょう。

NGOベトナム in KOBEはこれからも微力ながらベトナム人のために頑張りたいと思います。しかし、ひとつの力だけでは社会を変えられません。みんなで力を合わせれば、住みやすい社会に変えられる日

がきっと来ると思いますので、それぞれの力、それぞれの地域で出来る範囲で一緒に頑張っていきましょう。



ベトナム人高齢者の食事会



母語(ベトナム語)教室



横浜市立上飯田中学校

国際教室の子ども達と共に

志賀 ツヤ子



私はインドシナ難民の受け入れ先である大和定住促進センター・国際救援センターに勤務し日本定住の為の難民相談員をしていました。

平成 16年 3月 31日に退職をしましたが難民の方々と出会い、普通の生活では味わえない喜びと悲しみ・感動と異文化体験とさせていただきました。退職後の 5月 15日から横浜市立上飯田中学校の国際教室支援員として日本来日後の外国籍の生徒の日本語や日本文化を教えています。

此处で横浜市立上飯田中学校の紹介をさせていただきます。

横浜市の西郊に位置し西側には境川を挟んで大和市と隣接しております。学校周辺は横浜市内でも珍しく畑地が多くあり季節の野菜や果物が実り自然豊かな地域で晴れて空気が澄んでいる日には驚くほど近くに大きな富士山や大山・丹沢連山も望まれて学校環境としては恵まれたところと言えるでしょう。

神奈川県下で一番大きい県営いちょう団地や市営上飯田住宅を校区にしており団地にはインドシナ難民や中国残留帰国者とその他 19カ国の外国籍の方々が居住しています。いちょう団地周辺にはベトナムやカンボジアの食材店が 5店舗にベトナムレストラン 2店舗と日本語が話せなくても生活が出来ると言う地域は心豊かに生きられる学区内でもあります。

当校の全校生徒数は 328名で外国籍生徒は 80数名ですが毎年増えて行きます。生徒はインドシナ難民二世の子どもや中国帰国者の子ども達また、海外からはインターネットで検索しアジアの子どもがたくさんいると進んで転校してきた子とこの様な状況から学校全体が国際性を育む環境をたくさん持っております。

此处数年は毎年ベトナムから 9月になると数人の中学生が転入してきます。父兄や転入生のサポートをし制服や体操着関係の購入先や就学援助金の記載方法を教えて混乱が無いようにと対応を進めて行きます。

転入生で 1年生はまだ勉強期間が 2年あり良いのですが 3年生になると大変です。全ての外国籍の子は高校進路を目指しますので受験の準備を進めて行かなくてはなりません問題は日本語が分からないと何も前に進まない事です。

国際教室担当の先生は専門が国語ですから指導方法は素晴らしく誉めての成長です。また、国際教室にはベトナム・中国籍の入国一年未満の生徒が 10名おります。普通教室の先生方で授業の空いている先生方は国際教室で一对一で向き合い個人授業をしています。先生方の大きな愛情で日本語の上達は抜群です。

私も今年来日したベトナムの生徒と向き合っていますが勘も良く非常に素直で向学心に燃え日本語も次々と覚えてくれて教えがいがあるとはこの事でしょうか。ベトナムでは高い教育を受けてきており英語や数学は普通どおりに教室で授業を受け試験も上出来で

す。日本語の意味が分からない時には英単語で話す理解が出来る子も多いのです。

子ども達は実力が有っても親子の意思疎通である言葉の問題が起きて来ます。

中学生という年齢的な事もあり親には話しても分からないからと始めから諦めて話さなくなったり学校のお知らせも親の目には届かなかったりと生徒の心がしおれて親も先生も苦勞です。当校はこの問題に取り組むために国際級室に通訳が配置されました。学校からのお知らせは親の手元にわたり 3者面談もスムーズに行われております。言語での勉強の手伝いもして頂きます。また、多くの外国籍の生徒には何時緊急的な事が起こるとも限りません。各国 10名のボランティア通訳の方々に登録し立ち上げました。

長年の難民センター勤務で問題は言葉とと思ってきました。学校では言葉の問題解決に力を注いで来ました。お陰さまで通訳さんには元難民(現日本国籍)の方でベトナム語や中国語もこなして 2ヶ国を同時通訳し先生方や父兄・生徒に言葉で心をつなげます。この学校で良かったと難民の親や生徒は心が温かくなる瞬間でもあります。生徒たちは言葉で力を貰ったのだからと将来は通訳をめざす子が多いのも国際性が育んだ賜物といえるでしょう。

高校進路から外国籍の子ども達にさぼうと 21 教育支援金を進めています。現在は当校出身者 20名がお世話になっています。東京大学院生・慶応大学・横浜市立大学・上智大学・関東大学・東海大学・桜美林大学と素晴らしい将来を見据えて頑張っている難民二世の生徒達に拍手です。また、昨年からは大和市立病院の看護師として就職し患者さんと向き合い元気の言葉や注射を打っている姿は感動ですね。横浜市立保育所に保育士として就職をした子。先日会った子はいすず自動車の研究班に在籍し車の軽量と油の研究をしていると話し将来は日本国籍を取得しベトナム転勤と素晴らしい目標で自分自身も高め輝いていました。この紙面には書ききれないくらいに大勢の難民の二世の子ども達が育っています。当校の外国籍の生徒には良いお手本がたくさん有り将来を明るくしてくれます。

難民という言葉のイメージから暗く受け入れられて来ました。それから数十年経ちます。二世の子ども達は日本社会で元気に立ち上がり高学歴を目指し活躍の場を広げて行っています。日本社会で大きな力となり財産となってきたのは誰にも認めて頂いております。日本で一番多くのインドシナ難民が住んでいる地域で難民二世である中学生に誇りと希望を持たせ育成に関わり成長した子どもたちに出会う喜びに感動と嬉しさを感じる日々です。今後も上飯田中学校の先生方や地域の方々と協力し「愛と感謝」を持って子ども達と向き合い希望に満ちた生活をさせて上げたいと微力ではありますが力を注いで行きたいと願っております。



ミャンマー難民定住者を雇用して —介護サービスに現場にて—

株式会社リエイ 経営企画部長 **田中 克幸**

【当社ご紹介】

当社は 1980年設立。社員食堂、独身寮の管理運営サービスからスタートし、2000年から介護サービスを開始いたしました。現在、運営している介護施設は関東・関西そして福岡で計 29か所になります。

外国人雇用につきましては、ミャンマーの方を採用する前から4か国(「中国」「韓国」「フィリピン」「モンゴル」)ご出身の方々が介護ヘルパー(以下「ヘルパー」)に従事し、「外国の方々は日本人と同等、もしくはそれ以上に熱心に勤務頂いている」との評価がありました。

【経緯】

そのような中、ご縁ありまして、外務省からご紹介頂きました「財団法人アジア福祉教育財団 難民事業本部(以下「RHQ」)」に訪問、ご相談したのが 2010年 3月。既に RHQ支援センターで定住支援プログラムを受講されている方々の就職受入れを検討し、「ミャンマー人三姉妹」にご入社頂きました。

【即戦力としての研修】

三姉妹各自の日本語レベルに大小課題はありましたが、「介護現場に早く慣れて頂くためにも、勤務しながらの専門知識の取得」を目的とし、入社と同時に「ヘルパー 2級講座」を受講頂きました。

日本人受講生の数倍の熱心さで履修頂き、週 2回の受講を経て、4か月後に無事修了しました。ヘルパー受講前には国際厚生事業団出版『介護の言葉と漢字ハンドブック (英語版)』を贈呈し、英語からの介護用語理解にも取り組んで頂きました。

【就労先施設での指導、OJT】

介護サービスは「Teamでのサービス提供」が軸になっています。勤務先の Teamリーダーによる直接

指導は「気づいた時に即指導」を心掛けて運営されています。また、入社 1か月後等の節目節目では「本人評価。上長評価」を専用紙に記入で実施、問題や今後の解決視点を面接で直接共有化しています。これらの指導、OJTは日本人と同一の内容です。

【高齢者とのコミュニケーション】

多くの方々は「介護現場で、外国人が高齢者とコミュニケーションをとるのは難しいのでは」と思われます。実際には、今の高齢者世代は「(外国の方々がわざわざ介護施設での勤務) ご苦労様です」というねぎらいの気持ちを持ち、そして「ミャンマー(旧名ビルマ)には知人が行った」等出身国に関連した昔話を共有することで、「日本語のレベル云々はあまり問題にならず、良いコミュニケーションが取れている」ことが分かっております。「日本人ヘルパー」よりも会話が弾む例も多数あり、「高齢者に認められるヘルパー」に適していると認識しています。

【目標】

当社は介護サービスを開始してようやく 11年目、施設数も 30弱と中堅規模だからこそ「優秀で高齢者に認められる外国人」の採用と育成ができ、今後も増やしていく意向です。更に採用するだけでなく「施設長等、役職者への登用」へとつなげていくことで、より新しい介護サービス運営の構築にもつながると確信しております。



コミュニケア 24シニア町内会 NARITA公津の杜内の風景

難民定住者による震災被災地でのボランティア活動

「人災と天災の違いはあれど家や家族など大切なものを失った苦しみや悲しみは我々難民も一緒です。私たちが日本に受け入れられたことの恩返し、今回の支援で果たせました。」

今年3月の東日本大震災の直後から、関東地方に住むベトナム難民定住者は、報道などで被災地の悲惨な様子を知るにつけ、自分たちができることがあるはず、と話し合ってきました。そして仲間同士、お互いに連絡をとりながら、被災者への支援を計画、準備を進めてきました。

5月の連休中、神奈川県川崎市「とどろきアリーナ」で被災者90名を受け入れていると聞き、すぐに約40名のベトナム難民定住者が集まり、炊き出しを行いました。ベトナム料理のフォー(米麺のスープ)や揚げ春巻き、手羽先、ベトナム風おにぎりなどを約200食分振る舞いました。また、この炊き出しに参加できなかった他のベトナム難民定住者から預かった、水や救援物資などを届けました。

その後6月には、バス2台をチャーターし、関東地方に住む約60名のベトナム難民定住者が福島県の被災地へ向かい、福島市のあずま運動公園で避難生活を送る被災者にベトナム料理の炊き出しを行いました。避難所での生活を強いられていた被災者の方に大変喜んで食べていただいたそうです。

8月には、宮城県石巻市内の中学校2箇所ですべて400名分のベトナム料理の炊き出しを行い、避難している方々に届けました。炊き出しの後はこの大震災で亡くなられた犠牲者の方々の法要を行いました。10月には、地域のイベントでベトナム料理店を出店し、売り上げをボランティア活動の資金にすることにしました。今後は、支援の輪を大きく広げ、炊き出しのほか片づけ作業なども計画していきたいそうです。



イベントの売上げを使ってボランティア活動を続ける(神奈川県大和市)



中学校校庭で犠牲者法要を行う(宮城県石巻市)

避難所での炊き出しの様子(福島県福島市)

【難民定住者が経営するレストラン】

ミャンマーレストラン ＜ JADE ＞

在日ミャンマー人が多く住む街新宿。なかでも高田馬場には、数多くのミャンマーレストランやミャンマー雑貨店が集まっています。その中でも、各線高田馬場駅から徒歩 4分に位置する在日ミャンマー人の舌を満足させる店 JADE(翡翠)をご紹介します。

このお店は在日ミャンマー人達の憩いの場となっており、ほとんどの料理が499円と手頃な値段ですが、味は本場ヤンゴンの有名店と比べても遜色のない本場の味に仕上がっています。

その中でも店長のニーニールンさん(2004年来日、RHQ支援センター第9期生)のオススメ料理は①ラペットォ(発酵させたお茶の葉とゴマや揚げニンニク、干しエビの和えもので、ミャンマーを代表するお茶受け) ②ガージョーナツ(揚げ魚のピリ辛煮つけ) ③チェーオー(あっさり味の汁麺) ④セッターヒン(ヤギカレー)。

ニーニールンさんは、日本で生活しているミャンマー人に安くて美味しいお国の味を食べてもらい、元気になってほしいとの思いから、このお店を始めたそうです。2010年にセンターで日本語を学んでいた時は、昼間は勉強、夜はお店で働き、体はヘトヘトになったけれども毎日充実した日々を送れたそうです。そんな努力家で朗らかで人懐っこい性格のニーニールンさんのお店は、今日も在日ミャンマー人のお客さんで賑わっています。



店長のニーニールンさん



JADEオススメ料理



〒171-0033
東京都豊島区高田 3-29-7
第2きょうやビル B1F
TEL: 03-3984-4944
営業時間: 夕方 5時～翌朝 5時
定休日: なし

カンボジア料理店 ＜ アンコールワット ＞

JR代々木駅から徒歩 3分のアンコールワット、創業 29年になるこのお店の店内は、カンボジアの世界遺産のアンコールワットの写真で美しく演出されています。

オーナーのゴーミントンさん(1981年来日。大和定住促進センター第10期生)が「どれもお勧めだけど特に人気のある品」と言って用意してくださったのは、①スパイシーチキンサラダ②生春巻き③かに爪と春雨の火鍋焼き④空心菜炒め

ゴーミントンさんによれば、この店を開店した 29年前は、カンボジア料理は知名度がなく、お客はゼロ。客がリピーターになってくれなければ店は繁盛しない、そこでお客さんと話すことにしました。辛さはどうですか、味付けが濃くないですか、と具体的に聞いてみたところ、本来のカンボジア料理の辛さ、濃さは日本人には向かないと悟ったのです。そこで控えめ、控えめを心がけていくうち、次第にお客さんが増えてきたのです。

当年とって 75歳のゴーミントンさん。息子さんと娘さんたちに店を手伝ってもらいながら、今でもお店で働くことが大好きな明るい店主さんです。



店主のゴーミントンさん
(右から2番目)とその家族



アンコールワットの
オススメ料理



〒151-0053
東京都渋谷区代々木 1-38-13 住研ビル 1階
TEL: 03-3370-3019
FAX: 03-5352-0642
営業時間: ランチ 11:00～14:00
 ディナー 17:00～23:00
定休日: なし

財 団 の 動 き

平成23年

月 日	事 項
2.23	東日本地区日本定住難民雇用促進懇談会(於:JICA地球ひろば)
3.8	東日本地区日本語教育ボランティア連絡会議(於:本部事務所)
3.9	西日本地区日本語教育ボランティア連絡会議(於:関西支部)
3.9	RHQ支援センター第10期生(第三国定住難民コース)修了式
3.22	第96回理事会、第23回評議員会を開催
4.4	RHQ支援センター第11期生(1年コース・半年コース)開講式
5.25~6.1	インド、インドネシア、マレーシア、フィリピンの社会福祉関係者20名を招聘し研修を実施
6.27	第97回理事会、第24回評議員会を開催
9.22	RHQ支援センター第11期生(半年コース)修了式
9.28~10.5	カンボジア、ラオス、モンゴル、タイの社会福祉関係者20名を招聘し研修を実施
10.11	RHQ支援センター第12期生(第三国定住難民コース)開講式
10.23	第32回「日本定住難民とのつどい」(於:新宿文化センター)
11.9~16	シンガポール、スリランカ、ベトナム、中華民国・台湾の社会福祉関係者18名を招聘し研修を実施
11.17	西日本地区日本定住難民雇用促進協議会(於:八尾市役所)

ご芳情とご支援

ご寄付、ご支援頂いた方々

(1) 金員

(敬称略)

●財団本部				
平成23年	1月	新保 淳子		5,000
〃	〃	楠元 発祥		10,000
〃	〃	TRAN VAN DUONG		5,000
〃	3月	社団法人全国服飾教育者連合会		
		理事長 山中 喜市		500,000
〃	5月	井 忠平		30,000
〃	〃	株式会社前川製作所		
		代表取締役社長 田中 嘉郎		3,600,000
〃	10月	根本 正		100,000
〃	〃	奥野 誠亮		1,000,000
〃	〃	菊池 玲子		30,000
〃	〃	大陸問題研究会 会長 高野 邦彦		10,000
〃	〃	岩本 邦雄		10,000
〃	11月	共同精版印刷株式会社		
		代表取締役社長 近東 宏光		30,000
〃	〃	楠元 発祥		20,000
〃	12月	中央自動車工業株式会社		
		取締役社長 福辻 道夫		300,000
合 計				5,650,000

●難民事業本部		
平成22年12月	雙葉小学校	60,000円
計		60,000円

(平成23年12月16日現在)

(2) 物 品

●財団本部

平成23年10月ハウス食品株式会社より「第32回日本定住難民とのつどい」来場者のために、カレー鍋つゆ 1,280個、スープでおこげ 1,200個、こんがりポテト 1,440個、パワーランチピザBAR 4,320個、パワーランチカレーBAR 4,320個を賜りました。

表紙イラストの説明



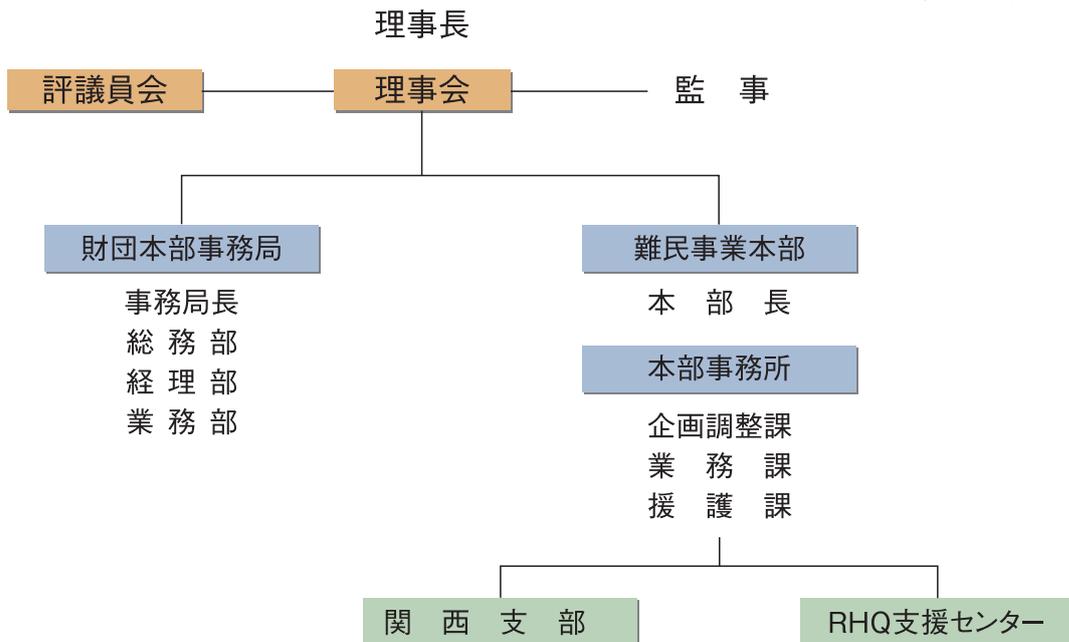
古代ベトナムの銅鼓の装飾画を組合せてたものです。

銅鼓は円形の鼓面と横からみてS字形をした胴部から成り、鍋をふせたような片面太鼓。装飾画は、鼓面に幾重もの同心円で区切られた環状の帯をなすように、また胴部にもぐるりと描かれています。直径86cm、高さ63cmという大きな鼓もあります。

銅鼓が作られたベトナム青銅器時代の最終段階(ドンソン文化)は紀元前一千年頃に始まり、紀元後一世紀半ばの後漢軍の遠征で壊滅しました。

財団法人アジア福祉教育財団 機構図

(平成23年12月現在)



役員名簿

名誉会長	奥野誠亮(元文部大臣、元法務大臣)
理事長	綿貫民輔((社)全国治水砂防協会会長、元衆議院議長、元建設大臣)
副理事長	堀内光雄(富士急行(株)代表取締役会長、元通商産業大臣)
理事	石原信雄((財)地方自治研究機構会長、元内閣官房副長官)
〃	井上孝美((財)放送大学教育振興会理事長、元文部省事務次官)
〃	斉藤邦彦(民間外交推進協会顧問、元アメリカ合衆国駐劄大使)
〃	原田明夫(弁護士、元検事総長)
〃	前川昭一((財)和敬塾塾長、志村産業(株)代表取締役社長)
〃	山田三郎(泉陽興業(株)会長)
〃	石崎茂生((財)アジア福祉教育財団事務局長)
監事	高柳弘((社)経済倶楽部相談役、元(株)東洋経済新報社社長)
〃	水野勝(日本たばこ産業(株)顧問、元同社社長、元国税庁長官)
評議員	大塚義治(日本赤十字社副社長、元厚生労働省事務次官)
〃	奥野信亮(前衆議院議員、元日産自動車(株)取締役)
〃	尾辻秀久(参議院副議長、元厚生労働大臣)
〃	亀井久興((社)通信研究会会長、元国土庁長官)
〃	佐藤裕美(城西国際大学講師、元モロッコ大使、元難民事業本部長)
〃	山東昭子(参議院議員、前参議院副議長、元科学技術庁長官)
〃	塩川正十郎(学校法人東洋大学総長、元財務大臣)
〃	嶋津昭((財)地域総合整備財団顧問、元総務省事務次官)
〃	島村宜伸(元農林水産大臣、元文部科学大臣)
〃	園田天光光(元衆議院議員)
〃	遠山敦子((財)トヨタ財団理事長、元文部科学大臣)
〃	村口勝哉((財)山階鳥類研究所理事、元自由民主党事務局長)
〃	米倉弘昌((社)日本経済団体連合会会長、住友化学(株)代表取締役会長)

以上、名誉会長1名 理事9名 監事2名 評議員13名

編集後記

平成23年の年賀の挨拶状に「辛卯の年は60年に一回社会が地殻変動を起こす年らしい」と書いたら、3月11日、本当に日本列島が地殻変動を起こしました。大震災が大津波と原発事故を誘発し、戦後最も痛ましい出来事になってしまいました。一瞬にして生命を失われた犠牲者やご親族の方々に対しては、ただただご冥福を願うばかりであります。

ところで先述の賀状は何気なく故事を引用したにすぎません。けれども震災後あらためて感じたのは、自然の力に対しては謙虚に対峙しなければならないということです。現代人は科学技術を信じるあまり、ついつい天を見くびってしまったのかも知れません。先人は経験則として自然現象のサイクルや脅威をよく理解し、畏怖、伝承しました。故事はその戒とし遺したものでしょう。絶対とはいえないけれども、かなりの確率で該当する事象が起こることを認識しました。

当財団が4月6日から予定していた招聘事業も、原発事故の影響による被招聘国の不安が払拭できなかったことからやむなく11月に変更せざるをえませんでした。昭和53年に第1回目の招聘事業が実施されて以来、計画の変更は初めてのことでした。結果的に年間計画は当初目的通り達成しましたが、この間わが国外務省、駐日各国大使館、協力団体の皆さんには計画変更に伴う多大のご理解、ご協力を賜りました。心から感謝申し上げます。

なお、辛卯の年は出直しの年、新に活力を得る年でもあるそうです。震災後、被災した方々の秩序正しい行動、国民上げての支援などが世界から賞賛されました。はからずも再発見された日本人のすぐれた特性をひとときのもので終わらせず、国家の復興に向けての原動力にしたいものです。



●アジア福祉教育財団

〒106-0047 東京都港区南麻布5-1-27

本部事務局(3F) 電話(03)3449-0222(代表) FAX(03)3449-0262 <http://www.fweap.or.jp/>

難民事業本部(2F) 電話(03)3449-7011(代表) FAX(03)3449-7016 <http://www.rhq.gr.jp>

関西支部

〒650-0027 神戸市中央区中町通2-1-18 日本生命神戸駅前ビル11F

電話(078)361-1700(代表) FAX(078)361-1323

RHQ支援センター

〒169-8799 東京都新宿区新宿北郵便局留

電話(03)5292-2144(代表) FAX(03)5292-2043



マークについて

当財団の基本理念である「愛」が、そのままマークになりました。「地球」「宇宙」「和」を意味する円の中に配してつくられたマークです。

わずかに円外に出ているのは、「世界に、あふれる愛を!!」という願いをあらわしています。

FWEAP

サブマーク兼用ロゴタイプ

当財団正式名称の英字綴りが長いため、その略号「FWEAP」をサブマークを兼ねたロゴタイプにしました。

愛 2011.12.第35号

発行日

平成23年12月16日

発行所

財団法人 アジア福祉教育財団
東京都港区南麻布5丁目1番27号
電話 (03) 3449-0222 (代表)
Fax (03) 3449-0262

発行人

石崎茂生

宝くじは、
地方自治体の公共事業等に
幅広く使われています。

NEW!

ワクワク、
続々。



宝くじの収益金は、
病院や検診車、図書館や動物園、
災害に強い街づくり、
緑あふれる公園、美術館など、
皆様の暮らしに役立てられています。